

官報

号外

昭和二十九年五月六日

○第十九回 参議院會議錄第四十一号

昭和二十九年五月六日(木曜日)午後等
時四十九分開議

議事日程 第四十一号

昭和二十九年五月六日

午前十時開議

- 第一 株式会社以外の法人の再評價立金の資本組入に関する法律案(内閣提出、衆議院回付)
- 第二 建設機械抵当法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 建設省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 利息制限法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 高知県山田町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第八 福岡県泉村の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第九 愛知県津村の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一〇 岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願(委員長報告)

- 第一一 鳥根県六日市町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一二 山口県小野田市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一三 新潟県青海町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一四 新潟県糸魚川町外五箇村の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一五 茨城県石岡市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一六 岐阜県神戸町の地域給に関する請願(二件)(委員長報告)
- 第一七 福井県の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一八 岡山県香登町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第一九 高知県後免地区の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二〇 山口県深川、仙崎町の地域給に関する請願(委員長報告)

- 第二一 千葉県木更津市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二二 愛媛県吉田町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二三 埼玉県鳩ヶ谷町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二四 三重県名張町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二五 静岡県磐田市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二六 栃木県黒磯町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二七 岡山県勝山町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二八 愛媛県喜多郡の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第二九 兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三〇 愛知県形原、西浦町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三一 滋賀県近江八幡市合併地域の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三二 三重県津市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三三 北海道三石町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三四 栃木県宇都宮市等の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三五 合併市町村の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三六 島根県江津市の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三七 富山県古里村国立療養所古里保健園の地域給に関する請願(委員長報告)
- 第三八 新潟県安塚村の地域給に関する請願(委員長報告)

- 第三九 国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(委員長報告)
 - 第四〇 石炭手当の免稅措置立法化に関する請願(委員長報告)
 - 第四一 国立病院等の職員の特例手当に関する請願(委員長報告)
 - 第四二 熊本県牛深町の地域給に関する請願(委員長報告)
 - 第四三 岐阜県神戸町の地域給に関する請願(委員長報告)
 - 第四四 群馬県水上町の地域給に関する請願(委員長報告)
- 議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
- 去る四月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 法務委員 高橋 道男君
加藤 武徳君
小野 義夫君
中山 福蔵君
吉田 萬次君
横川 信夫君
宮本 邦彦君
西川 弥平治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 法務委員 中山 福蔵君
西川 弥平治君
宮本 邦彦君
高橋 道男君
横川 信夫君
吉田 萬次君
小野 義夫君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

- 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員 鈴木 幸弘君
高橋 衛君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
- 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員 滝井治三郎君
白井 勇君
西岡 ハル君
同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを労働委員会に付託した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案(栗山良夫君外十名発議)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
- 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 農林委員会に付託
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案 地方行政委員会に付託
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。
- 農民組合法案(足鹿寛君外十二名提出)
同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 港灣法の一部を改正する法律案 同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 法務省設置法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月六日 参議院會議錄第四十一号 議長報告

昭和二十九年五月六日 衆議院會議第四十一号 議長の報告

同日委員長から左の報告書を出し
人事委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号
人事委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号)
運輸省関係法令の整理に関する法律
特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案
財政法等の一部を改正する法律案
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

同日衆議院議長から、国会において議決した左の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号)
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
運輸省関係法令の整理に関する法律案
特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案
財政法等の一部を改正する法律案
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

当日、金附証票法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
通商産業省関係法令の整理に関する法律案
通商産業委員会に付託
経済援助資金特別会計法案
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号)
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
運輸省関係法令の整理に関する法律案
特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案
財政法等の一部を改正する法律案
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北海道開港のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案
提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

文部委員 廣川 信夫君
厚生委員 堂森 芳夫君
農林委員 松本 昇君
電気通信委員 松野 鶴平君
建設委員 島津 忠彦君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 堂森 芳夫君
外務委員 松野 鶴平君
大蔵委員 松本 昇君
文部委員 白井 勇君
厚生委員 松澤 兼人君
農林委員 廣川 信夫君
電気通信委員 島津 忠彦君
建設委員 島津 守之助君

同日内閣から、左記国会議員の餉料需給安定審議会委員は、五月二十九日任期満了となるので後任者を指名せられたい旨の要求書を受領した。

記
藤野 繁雄
田中 啓一
岸 良一

○議長(河井彌八君) これより今日の会議を開きます。

内閣総理大臣から、留保された答弁のため発言を求められました。発言を許します。吉田内閣総理大臣。

○國務大臣(吉田茂君) 去る二月十日の本議場における湯山議員の御質問に対し、答弁の留保されている点についてお答えをいたします。

学童たちが銃を取つて戦場に赴くことのないように折る点におきましては、私も同様であります。又平和を愛する念においても変わりはないのであります。併しながら、現在の情勢の

昭和二十九年五月六日 参議院会議録第四十一号 湯山君及び廣瀬君の緊急質問に対する内閣総理大臣の答弁 汚職についての吉田首相の政治責任に関する緊急質問 七七五

下において、国力に応じ防衛力を持つことは、独立国として当然のことであります。学童、少年等においても、国を守る愛國的誇りを持つようにいたしたいとも考えます。

又、政府は、学校教育の政治的中立の確保は必要と考えますが、教職員を不当に弾圧するというような考えは毛頭ございせん。(してゐるじやないか)と呼ぶ者あり

次に、廣瀬久忠君の御質問に対してお答えをいたします。廣瀬君の御質問に、大藏前法務大臣の辞表はどうかという理由かということですが、前法務大臣の辞表には「都合により」と書いているのであります。又、前法務大臣の辞職については政府は極力その慰留に努めたのであります。前法務大臣として重大なる決意をなされてその進退を決せられた以上は、政府として無理にこれを何でもかんでも留任してくれということも言えないのであります。その大藏君の意思を尊重いたしまして、政府はその辞職に同意いたしましたのであります。

又、検察庁法の第十四条を大藏法相が発動したのは誤りであつたと認めるところは、御質問であります。これは、はし／＼申しました通り、現在の国会に提案中の重要法案等の審議を促進するために、佐藤幹事長の逮捕を延期することに必要と考えたからでありまして、真に止むを得ない措置であつたのであります。国会におかれても、この事情を了解されて、法案の審議を促進せられることを希望いたして止みません。(拍手)「それは国会できめなす」答弁になつておらんぞ」院議をどうするんだ」(と呼ぶ者あり)

○松本治一郎君 私はこの際、汚職についての吉田首相の政治責任に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(河井彌八君) 松本君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。松本治一郎君。

「松本治一郎君登壇、拍手」

○松本治一郎君 吉田君、会いたかつた。健康はどうですか。全快祝の酒がきいて健康を回復されたといっているのならお祝い申し上げます。

今、国民にとつて関心事の中の関心事は、疑獄、汚職の問題がどう解決されるか。そしてその渦の中の吉田政府が、どういふふうな解決付けられるかということについて国民は注視しているのであります。私は日本社会党を代表し、社会党は国民を代表して、吉田君の政治責任について今から質問せんとするものである。(拍手)

世の中に「之を戒めよ、之を戒めよ、汝に出するものは汝に反る」と、又「伐矜にして事を好むは華事の禍なり」といふ言葉がある。この言葉は、たゞ／＼好機会を得て権力の座を占めた者が、強きに誇り、数に物を言わせて専横の限りを尽し、それが揃ひして破滅することを戒めたものである。

(拍手)吉田君、君は戦後偶然の機会に(笑)政権を握つてすでに五、六年になるが、この言葉のように、今や君の政治家としての運命も尽きたようだ。(拍手)君は、今まで嘘の常習者である。君は国会における答弁と……

側近や実業家の団体の会合等では本當のことを語つてゐるが、国会では嘘を言つてゐる。日本は独立した国会では言つておるが、自分の親しい者のところでは、まだ本當の独立はしていないと言つてゐる。どちらが一本本當か。これが聞きたい。

去る四月二十四日、両社会党によつて衆議院に上程された内閣不信任案は、改進黨所屬議員に対する君たちのあの汚い切腹しが功を奏して、辛うじて否決となつた。吉田君はそれを以て、まだ国民の信任があると云つてゐるが、若し君、一片の政治的良心があるはずならば、心中恥ずかしいものがあるはずである。(拍手)又、参議院においても警告決議案が可決された。あやふやな答弁でごまかそうとしてゐる。院議を無視するもほどがある。(拍手)

院議を無視しないか。今新聞やラジオその他のあらゆる報道機関によつて伝えられておる国民の声というものは、今まで政府を支持していたものまで、吉田内閣の退陣を要請しているのだ。君が最も頼りにしているところの財界ですら同様である。愛想をつかしている。衆議院の内閣不信任案は否決されたが、国民の不信は案はすでに可決されているのである。(拍手)君が国民の声を無視して、曾つて東条がやつたように、権力にしがみついていたならたのは、国会におけるところの議員の頭数が多いというだけであつて、その頭数は、結局金の力で揃へたという事実がある。今度の汚職事件によつて国民の前にはつきりとさらけ出されているのである。(拍手)今や国会の多数は、国民の多数を代表していないが、君はこれをどう思つてゐるか。私は去る十六国会の劈頭において、君に対して党を代表して質問をやつた。その中でどういふ質問をしておつたといふことは君も記憶しているだらう。「今日までの政

党運営の資金や、大臣、政務幹部のあの豪奢な貴族好みの生活は、政商、資本家どもの献金によつて賄われている。選挙のたびに何億という政治献金が資本家や政商どもから出されてゐるのを見て明らかである。即ち国民の税金で賄われるあの歴大な財政融資の大部分は、この政治献金の返礼ではなかつたか。(拍手)こう私は言つておつたと思ふ。ところが私の指摘したことが今や事実となつて暴露され、吉田君の内閣の關係や与党の三役を初め多くの議員が可直の手に關べられ逮捕されているではないか。吉田君、国会において汚職問題に関する政府の責任を追及された場合、いつも、「檢察官の取調べにより全貌の判明するのを待つて善処する」と君は言つてゐる。いよ／＼事件が進展して佐藤幹事長の身辺に逮捕の手が及ぶようになると、にわかに前大藏法相をして檢察庁法第十四条により、検事総長に不當な政治的圧迫を加えさせ、事件の全貌の判明するのを阻止したではないか。君がそのような非常手段にまで訴えて佐藤幹事長を救つた口実は、政局の安定と重要法案の通過を期するにあると囁いてゐるが、その実は、佐藤幹事長に尻をまくられて、事が吉田に及ぶことを恐れて、異例な強権発動をやらせたと云ふのが真相ではないか。

(拍手)今日国民の大多数は吉田内閣による政局の安定よりも、民生の安定を願つてゐるのである。(拍手)吉田内閣の総辭職を希望してゐるのである。君

の劈頭において、君に対して党を代表して質問をやつた。その中でどういふ質問をしておつたといふことは君も記憶しているだらう。「今日までの政

党運営の資金や、大臣、政務幹部のあの豪奢な貴族好みの生活は、政商、資本家どもの献金によつて賄われている。選挙のたびに何億という政治献金が資本家や政商どもから出されてゐるのを見て明らかである。即ち国民の税金で賄われるあの歴大な財政融資の大部分は、この政治献金の返礼ではなかつたか。(拍手)こう私は言つておつたと思ふ。ところが私の指摘したことが今や事実となつて暴露され、吉田君の内閣の關係や与党の三役を初め多くの議員が可直の手に關べられ逮捕されているではないか。吉田君、国会において汚職問題に関する政府の責任を追及された場合、いつも、「檢察官の取調べにより全貌の判明するのを待つて善処する」と君は言つてゐる。いよ／＼事件が進展して佐藤幹事長の身辺に逮捕の手が及ぶようになると、にわかに前大藏法相をして檢察庁法第十四条により、検事総長に不當な政治的圧迫を加えさせ、事件の全貌の判明するのを阻止したではないか。君がそのような非常手段にまで訴えて佐藤幹事長を救つた口実は、政局の安定と重要法案の通過を期するにあると囁いてゐるが、その実は、佐藤幹事長に尻をまくられて、事が吉田に及ぶことを恐れて、異例な強権発動をやらせたと云ふのが真相ではないか。

(拍手)今日国民の大多数は吉田内閣による政局の安定よりも、民生の安定を願つてゐるのである。(拍手)吉田内閣の総辭職を希望してゐるのである。君

の劈頭において、君に対して党を代表して質問をやつた。その中でどういふ質問をしておつたといふことは君も記憶しているだらう。「今日までの政

は重要法案と言ふが、一体何を指して言ふのであるか。君の言ふ重要法案とは、MSAや防衛二法案、教育二法案などであるが、そういうものはアメリカと吉田政府にとつては、重要法案であるかも知れないが、国民にとつては無用法案であり、有害法案でもあるのである。(拍手)而もその審議の遅れたのは、吉田君、君が常に飯病を使つて国会に出て来なかつたからではないか。自分の都合のいいときは全快祝いをして、都合が悪くなれば、全快祝いの酒のにおいのまだ消えないうちに、病氣と称して国会を休んでゐる。そういうことで議會審議の遅れたことは、君の重大な責任である。それにもかかわらず政局の安定と重要法案の通過を口実にして、検事総長に対する指揮権を發動させたことは、明白に法律の政治的濫用ではないか。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり。前大憲法相が法の權威を傷つけ、検察庁全職員の憤激を買つた責任は重大である。獨り犬養君にそうさせたことは、吉田君の責任又重大である。

今保守陣営において新党結成促進運動を起している。これは疑獄と汚職等によつて起きている国民の不平と不満を回避しようとする手段ではないか。それは又吉田糊上げの新党結成云々の芝居であらう。すでに国民からも見離された君は、今、君の党からも見離されてゐるのである。最近の新聞は一斉に君の外遊が確定したと報じてゐる。吉田君、君は何の目的で、何の使命を帯びて、国民の血税を使つて外遊しようとしてゐるのであるか。日米安保条約やMSA等によつて国をアメリカに売つた君は、近い将来、独立と

平和を求めて立ち上る国民に賣えてアメリカへ亡命する準備のためではないか。(拍手)君は二十九年度予算を組むに當つて、国民に耐乏を強要し、一兆の緊縮予算を強調した。緊縮予算は大いに賛成である。併し各省の予算が減額されてゐるのに、内閣官房費だけが増額されてゐるというところはどうか。職員給料の増やしては減額して、吉田君が直接関係する交際費五百万円、そして庁費と營繕費は三百七十万円も増やしてゐる。何が故に勤者の給料を削つて自己の交際費は殖やし、而も營繕費、庁費には、君の大義の私邸の費用まで含まれておるといふ噂を聞いてゐる。(つまらんことを言ふな)と呼ぶ者あり。こう考へる、君の警沢三昧の生活は、国民の血税を浪費してゐるのではないか。この点に關して殊に吉田君の明確な答弁を要求する。吉田君、若し君に一片の政治的良心があるとするならば、汚職と疑獄と専横によつて、国民の政治に対する不信と不満を醸成し、国会の權威と法の威信を失はせたその政治的責任はどうとらうとするのであるか。よし法律の盲点を利用して、法の上では逃れることができても、政治道徳上から許されないと僕は思う。政治は恥と責任を知る者のみがやることである。(拍手)君が恥と責任を知るならば、直ちに退陣すべきである。これが国民の声である。あえて答弁を求むる。終り。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 吉田首相は、すでにこれ以上答弁をしないといふことであります。

○議長(河井彌八郎) 吉田首相は、すでにこれ以上答弁をしないといふことあります。

○議長(河井彌八郎) 吉田首相は、すでにこれ以上答弁をしないといふことあります。

○議長(河井彌八郎) 吉田首相は、すでにこれ以上答弁をしないといふことあります。

の全貌が未だ明かならざるに、政府としては軽々しく進退はいたさないのであります。又法務大臣の指揮権発動についても、これはしばしば申す通り重要法案の審議に支障を来たすから、止むを得ずここに至つたのであります。併しながら捜査そのものについては、何ら政府は拘束も干渉もいたしておりません。又政党内政治資金を献金するといふことは、これは政党内政治資金の限りは、政党内に資金を供給することがあることは当り前であります。社会党自身においても同じことがあつたことは、諸君のみならず考えられればよくわかるであらうと思ふ。又その他、私の生活と公金とは何ら関係はありません。

又、更にここに申述べますが、松本君は、絶えず我々に対して罵詈謗を尽されるが、私は罵詈謗に對しては答へをする責任を持ちません。(拍手)「答弁足らんぞ」議長、答弁足らんじやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(河井彌八郎) 辭意に願ひます。

吉田總理大臣にお尋ねしますが、まだ説明が足りないと言われておりますが、更に発言を求められますか。

「その通り」答弁せよ」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 吉田首相は、すでにこれ以上答弁をしないといふことあります。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案

右の貴院から送附された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

附則

(小字は衆議院修正)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百九条第二項中「因り株式」の下に「(出資証券を含む。以下この条において同じ。)」を加へる。

3 再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社以外の再評価積立金の資本組入に関する法律

第八条第三項中「取締役会が定める」を「商法第二百二条第三項(組面株式の発行価額の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。に改める。

建設機械抵当法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

建設機械抵当法案

建設機械抵当法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設

○議長(河井彌八郎) これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。(拍手)よつて本案は、衆議院の修正に同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、建設機械抵当法案

日程第三、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四、建設省関係法令の整理に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

建設委員長 深川タマエ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

建設機械抵当法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

建設機械抵当法案

建設機械抵当法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設

工事の機械化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2 前項の機械類の範囲は、政令で定める。

(所有権保存登記)

第三条 建設機械については、建設業法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に対抗することのできる所有権を有するものの申請により、所有権保存の登記をすることができ、但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

2 質権又は差押、仮差押若しくは仮処分目的となつて建設機械について所有権保存の登記がされたときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対しては、効力を生じない。

(打刻)

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、建設大臣の行う記号の打刻又はすでに打刻された記号の検認を受けなければならない。

2 前項の記号の打刻及び検認に關し必要な事項は、政令で定める。

3 建設大臣は、政令の定めるところ

るにより、第二項に規定する打刻又は検認に關する事務を都道府県知事に委任することができる。

4 何人も、第一項の規定により打刻した記号を損壊してはならない。

(抵当権の目的)

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができ、

(抵当権の内容)

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械(以下「抵当建設機械」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(對抗要件等)

第七条 既登記の建設機械の所有権及び抵当権の得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 建設機械登記簿は、一個の建設機械につき一用紙を備える。

(登記用紙の閉鎖)

第八条 建設機械の所有権保存の登記がされるとき、又は抵当権の登記が全部まつ消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がされるときは、登記官吏は、当該建設機械の登記用紙を閉鎖しなければならない。但し、所有権の登記以外の登記があるときは、この限りでない。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるものは

か、建設機械の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第十条 抵当権は、抵当建設機械に附加して一体となつている物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第十一条 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当建設機械の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第十二条 抵当権は、抵当建設機械の売却、賃貸、滅失又は損壊によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に對しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第十三条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当建設機械の所有権を失つたときは、保証債務に關する規定に従ひ、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十四条 数個の債権を担保するため同一の建設機械につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

第十五条 同一の建設機械につき抵当権及び先取特権が競合する場合に、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十六条 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてののみその抵当権を行使することができる。但し、それ以前に定期金についても満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金と通算して二年分をこえることができない。

(抵当権の処分)

第十七条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした附記の前後による。

第十八条 前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七条の規定に従ひ、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者

がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分利益を受ける者の同意を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

(代価弁済)

第十九条 抵当建設機械を買ひ受けた第三者が抵当権者の請求に応じ、その代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第二十条 抵当建設機械を取得した第三者が抵当建設機械につき必要費又は有益費を出したときは、民法第百九十六条の區別に従ひ、抵当建設機械の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代価の配当)

第二十一条 債権者が同一の債権の担保として数個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各建設機械の価格に應じてその債権の負担を分ける。

2 ある抵当建設機械の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の抵当建設機械につき弁済を受けるべき金額に達するまで

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 建設機械抵当法案外二件

七七八

これに代位して抵当権を行使することが出来る。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記することが出来る。

(一般財産からの弁済)

第二十二條 抵当権者は、建設機械の代価で弁済を受けない債権の部分についての他の財産から弁済を受けることが出来る。

2 前項の規定は、建設機械の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の各債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することが出来る。

(時効による消滅)

第二十三條 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十四條 債務者又は抵当権設定者以外の者が建設機械につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十五條 既登記の建設機械は、質権の目的とすることが出来ない。

(既登記の建設機械に対する強制執行等)

第二十六條 既登記の建設機械に対する強制執行については、地方裁

判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、既登記の建設機械の競売について準用する。

(補則)

第二十七條 第二條第二項の規定に基く政令の改正により新たに建設機械となつたもので、その改正の際現に道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)により所有権の登録を受けているものは、その登録がある間は、同条に規定する建設機械でないものとみなす。

2 第二條第二項の規定に基く政令の改正により建設機械でなくなつたもので、その改正の際現に所有権の登記があるものは、その登記がある間は、同条に規定する建設機械とみなす。

第二十八條 この法律で政令又は最高裁判所の定めるところに委任するものを除くほか、この法律の實施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

(罰則)

第二十九條 第四條第四項の規定に違反して記号をき損した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 競売を免れる目的をもつて建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定める。

2 自動車抵当法の改正
(自動車抵当法の改正)
法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。
但し、特殊自動車で建設機械抵当法(昭和二十九年法律第二号)第二条に規定する建設機械であるものを除く。

3 道路運送車両法の改正
(道路運送車両法の改正)
道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。
2 前項の規定は、自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

第九十七條に次の一項を加える。
4 前三項の規定は、自動車抵当法第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

4 この法律の施行の際現に道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械については、その登録がある間は、なお、従前の例による。

5 陸運局長は、この法律の施行の日から十五日以内に、前項に規定する建設機械の自動車登録原簿の謄本を建設大臣に送付しなければならない。

6 陸運局長は、附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五條又は第十六條の規定によるまつ消登録をしたときは、その旨を、遅滞なく、建設大臣に通知しなければならない。

7 建設大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、前項の規定による通知を受けるまでは、第四條の規定による打刻をすることが出来ない。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
(登録税法の改正)
第三條ノ六の次に次の一條を加える。
第三條ノ七 建設機械ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ
一 抵当権ノ取得
債権金額 千分ノ三
抹消シタル登記ノ回復
建設機械每一箇 金三十円
二 仮登記
建設機械每一箇 金三十円
三 附記登記
建設機械每一箇 金三十円
四 建設機械每一箇 金三十円
五 登記ノ更正、變更又ハ抹消
建設機械每一箇 金三十円
(担保附社債信託法の改正)
担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第四号ノ三の次に次の一號を加える。
四ノ四 建設機械抵当

(国税徴収法の改正)
10 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二十三條ノ三第一項中「若ハ船舶を、船舶若ハ登記シタル建設機械」に改める。
(建設省設置法の改正)
11 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第二十五号の二の次に次の一號を加える。
二十五の三 建設機械抵当に關すること。
第四條第二項中「第二十五号、第二十五号の二」を「第二十五号から第二十五号の三まで」に改める。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案
公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案
公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「日本専売公社」の

昭和二十九年四月二十二日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

下に、「日本電信電話公社」を、「公共団体の発注する土木建築に関する工事」及び「建設大臣の指定するもの」の下に「これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。」を加える。

第十九条の次に第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 土木建築に関する工事の請負を業とする者が前号に規定する金融機関から土木建築に関する工事の用に供することを目的とする重要な機械類の取得に関する資金の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業第十九条の次に次の一号を加える。

(金融保証約款)

第十九条の二 保証事業会社は、前条第一号又は第二号に規定する債務の保証に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた公共工事金融保証約款又は建設機械金融保証約款(以下「金融保証約款」と総称する)に基かなければならない。

2. 金融保証約款において定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 第十二条第三項から第九項までの規定は、金融保証約款に関する承認について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第八項中「保証約款」とあるのは、「金融保証約款」と読み替えるものとする。

第二十一条中「保証約款」の下に「若しくは金融保証約款」を加える。

第二十五条第一項中「土木建築に関する工事の請負を業とする者は、」

を「土木建築に関する工事(第二条第一項の規定により土木建築に関する工事に含まれる機械類の製造を含む。以下本条中同じ。)」の請負を業とする者は、」に改める。

第二十六条中「第十二条」の下に「第十九条の二」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

建設省関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 八郎

建設省関係法令の整理に関する法律案

建設省関係法令の整理に関する法律

(法令の廃止)

第一条 左に掲げる法令は、廃止する。

一 水利土功及学事に関する會議存続の件(明治二十二年法律第十一号)

二 道路法中特例に関する法律(昭和七年法律第三十五号)

三 空中写真の利用等に関する政令(昭和二十五年政令第三百二二号)

(水防法の一部改正)

第二条 水防法(昭和二十四年法律

第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項を次のように改める。

都道府県知事は、水防事務の調査及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

第七條第二項中「定めなければならない。」を「定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計画を国家消防本部長に報告しなければならない。」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中「都市計画区域」を「都市計画区域(都道府県知事が都市計画審議会の意見を聞いて指定する区域を除く。)」に改める。

第十五條第一項本文中「建築主は、」を「工事施工者が」に改め、「又は」の下に「建築物の除却の工事」を施工する者が「を加え、「その旨」を「これらの者は、その旨」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔深川タマエ君登壇、拍手〕

○深川タマエ君 只今議題となりました建設機械抵当法案、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案及び建設省関係法令の整理に関する法律案について、建設委員会

における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

建設機械抵当法案は、建設機械の抵当制度を確立し、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とするものでございす。その提案理由の説明によりますと、近時建設工事量の増加と規模の拡大によりまして、その機械化を図ることは緊急を要する問題でございす。

が、従来建設業者は機械購入に要する資金を主として短期運転資金によつて調達いたして来たのでございす。これが事業経営に大きな負担となつておる状況でございす。従つて、かかる建設機械について動産担保制度を確立いたし、金融機関からの長期融資の途を容易ならしめることは、建設工事の機械化を促進いたすところ大であると申すのでございす。

法案の要は、第一、建設機械について他の農業動産、自動車、航空機の例に従い、個々に抵当権を設定することとが、できる動産担保制度をとることとがございす。而して、かかる建設機械は、相当規模以上の政令で規定するものに限定いたしてございす。

第二は、公示の方法といたして登記制度をとり、建設大臣又は都道府県知事が記号の打刻をした建設機械についてだけ、所有権保存登記をすることができ、これに対して抵当権の設定ができることとがございす。

第三に、抵当権の内容、対抗要件、抵当権の効力等、抵当権に関する所要の規定は、いづれも民法の規定に準じてございす。

第四は、強制執行等に関する規定、この法律の実効を確保するために必要な罰則、並びにこの法律施行に伴う自動車抵当法、道路運送車両法、その他の法律に所要の調整をいたしたことでございす。

委員会におきましては、本案に対して慎重な審議をいたしました。詳細は会議録によつて御承知を願ひます。質疑応答中主なるもの二、三を挙げます。

一、「本制度は、自動車抵当制度の例に倣うものであるが、同制度の成績如何」これに対しては「昭和二十七年中に抵当権が設定された自動車台数は四万二千台、債権総額百四十七億九千四百万円、自家用は新車が六千、営業用は旧車が六千を占めておる」旨の答弁がございました。

二、「本制度の対象となる建設機械は、大体一個百万円程度以上のものとするならば、中小企業者は利用することができないのではないか。又現在の業界はすでに建設工事量が漸減しつつあるのに対して、一方機械類は昨年あたりまで相当無理をして買入れており、十分これを活用しておらん状況であり、従つて本制度も、これら遊休機械の金繰りに利用されることが多いのではないか」との質問に対して、「業者は運転資金は、公共工事の前払、金融機関からの融資等の途があるが、設備資金に苦しみ実情にあるので、本制度によつて中小業者も機械購入ができることとなる。又、本制度が購入済の機械の資金繰りに利用されることは認められるが、本制度によつて新規購入に資するところ大であることが主眼である」旨の答弁がございました。このほか現在の建設機械稼働状況、必要な修理施設、国が機械を購入して業者に貸与する制度、業者の共同利用、モ一

ターブル制、建設機械設備のための融資計画等についても質疑応答がございました。

かくて質疑を終了、討論に入りまし
たところ、田中委員から、「本法案に
賛成する、希望条件として、一つ、本
制度の運用について政府は、中小業者
の融資に關する配慮が十分でない。よ
つて大企業者に偏せず中小業者に対す
る援助育成に十分留意すること、二
つ、組合組織等によつて業者共同利用
の途を講じ、遊休建設機械をプールす
る等、相当高度の機械化を図ることを
希望する」旨の発言があり、小澤委員
からは、「建設業の合理化、能率化を
図るために本案に賛成する。建設機械
を設備することも必要であるが、これ
を活用するためにはその整備が必要で
ある。よつてこれに關する施設につい
ては、本制度の運用において十分留意
するよう」との賛成意見が述べられま
した。

次いで採決の結果、全会一致、原案通
り可決すべきものと決定いたしました。
次に、公共工事の前払金保証事業に
關する法律の一部を改正する法律案に
ついて、建設委員会の審議の経過及び
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、只今報告いたしました
建設機械抵当法案と同様、建設工事の
機械化を促進いたすことを目的とする
ものでございます。即ち公共工事前払
金保証事業法によつて設定されておる
建設業保証事業会社をして、従来の業
務のほか、新たに政府、地方公共団体
等が建設機械の製造代金を前払いする
に当りまして、その保証をなし得るこ
ととすると共に、建設業者が建設機械
購入資金の融通を受ける際に、その償

務の保証をなし得る途を開き、以て建
設業の機械化促進に寄与せんとするも
のでございます。

法案の主なる事項は、第一に、前払
金保証の対象として建設工事に関する
もののほか、新たに公共工事の用に供
する建設機械の製造に關するものを加
えることとでございます。第二は、建設
機械抵当制度に關連いたして、建設業
者が建設機械購入資金を金融機関から
融通を受けるについて、保証事業会社
がその債務の保証をなし得ることとご
ざいます。第三は、保証事業会社が兼
業として行う金融保証事業は、今後重
要性を加えますので、その保証約款に
ついて、建設大臣の承認を必要とし
たこととでございます。

本法案に對しまして、建設委員会は
慎重な審議をいたしました。詳細は
會議録によつて御承知願います。質疑
応答の主なる事項をいたしましては、
一つ、中小建設業者の前払保証制度利
用状況、二つ、保証事業会社設立以來
の実績、三つ、保証事故数とその原
因、四つ、今回保証の対象を拡張いた
して、建設機械の製造を含めた理由、
建設機械製造の保証に當り、メーカ
を審査する基準、五つ、大規模な機械
を設備するについて、業者の資金調達
方法等とございました。

かくて質疑を終了いたし、討論に入
りましたところ、田中委員から、「本法
案に全面的に賛成するが、保証事業会
社設立以來の業績は良好で、保証額は
不足を生ずる状況である。従つて増資
をする段階にあるようである。増資に
當つては、その方法が偏して、一部の
出資者、金融機関等の独占的なもの
なる等、片寄つた資本体系となること

のないよう留意を望む」旨の賛成意見
が述べられました。

次いで、採決の結果、全会一致、原
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、建設省關係法令の整理に關す
る法律案について、建設委員会の審議
の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、建設省關係諸法令のう
ち、実効性のなくなつたもの、及び事
務の簡素化をすべきものについて、所
要の整理を行おうとするものでござい
ます。

法案の摘要の第一は、現に死文化し
ておるもの、又は存在の意義が消滅し
ておる三件の法令を廃止することとご
ざいます。次は、事務簡素化のため
に、現行水防法によると、都道府県知
事が樹立する水防計画は、建設大臣の
承認と国家消防本部長への報告を要す
るものでございますが、これを改めて二
都府県以上と關係する水防計画につ
いてのみ、これらの手續を要することと
いたしております。建築基準法の改正
は、都市計画区域内における建築物に
關して、都道府県知事が指定する区域
内のものについては、建築主事の確定を
不要としたし、又工事着工又は除去の
場合の届出義務を建築主から工事施行
者等に移すこととでございます。

委員会における本案審議の詳細は會
議録によつて御承知願います。本
案に關連いたして、水防計画について
は、今回の事務簡素化のほか、更に一
般と水防に努力を払い、その完備を図
る必要があること、又建築基準法につ
いて同法実施の結果に鑑み改正を要す
る点については、十分研究することと

要する趣旨の質疑応答がございました。
かくて質疑を終了いたし、討論を省
略いたして採決の結果、全会一致、原
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言も
なければ、これより三案の採決をいた
します。三案全部を問題に供します。
三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 議員起立と認
めます。よつて三案は、全会一致を以
て可決せられました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第五、地
方税法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)を議題といたしま
す。

先ず委員長の報告を求めます。地方
行政委員長内村清次君。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決
した。よつて多数意見者の署名を附
し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月三十日

地方行政委員長 内村 清次

参議院議長河井彌八郎殿

多数意見者署名

堀 末治 石村 幸作
伊能 芳雄 高橋進太郎
長谷山行敏 伊能繁次郎
島村 軍次 笹森 順造
小林 武治 館 哲二

(1) 目次の改正規定のうち第二章に
係る部分中「第五節」を「第六節」

に、「第六節を「第七節」に、「第七
節」を「第八節」に、「第八節」を
「第九節」に、「第九節」を「第十節」
に改め、同改正規定中「第四節」
道府県たばこ消費税(第百十二
条「第百十二条の六」の次に次の
ように加える。

第五節 娯樂施設利用税
第一款 通則(第七十五
条―第八十五
条)

第二款 徴収(第八十六
条―第九十八
条)

第三款 更正、決定等に
關する救済(第
九十九条)

第四款 督促及び滞納処
分(第百条―第
百六条)

第五款 犯則取締(第百
七条―第百十二
条)

(2) 第四款第二項の改正規定中第五
号を第六号とし、以下順次一号ず
つ繰り下げ、第四号の次に次の一
号を加える。

五 娯樂施設利用税
第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

第十六条の七の改正規定を次の
ように改める。

- (5) 同改正規定のうち第四十二条第四項中「翌月十日までに」の下に「政令で定めるところにより」を加え、第四十八条第五項中「翌月十日までに」を「翌月十日までに、政令で定めるところにより」に改める。
- (6) 同改正規定のうち第五十六条第二項中「第五十三条第一項又は第二項を」第五十三条第一項若しくは第二項又は第六項に改める。
- (7) 同改正規定のうち第七十七条第五項第三号中「及び林業」を削る。
- (8) 同改正規定のうち第八十条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 林業
- (9) 同改正規定のうち第八十八条中「一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業」を削る。
- (10) 同改正規定のうち第九十条第三項中「軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業」を「及び軌道事業」に改める。
- (11) 同改正規定のうち第九十四条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業」を削る。
- (12) 同改正規定のうち第九十八条第一項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業」を削る。
- (13) 同改正規定のうち第一百条の八第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業」を削り、「第八十条第二項

- 各号に掲げる事業を事業税を課されない事業」に改める。
- (14) 同改正規定のうち第一百条の十七第一項中「第八十条第二項各号に掲げる事業」を「事業税を課されない事業」に改める。
- (15) 同改正規定のうち第一百十二条の七第八号中交換する場合の下に「又は保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)第四条に掲げる森林等と該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加え、同条に次の二号を加える。
- 十 住宅金融公庫の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第八項第三号に規定する業務を行う場合における不動産の取得
- 十一 住宅金融公庫の貸付金の回収に関連する不動産の取得(住宅金融公庫が建築中の住宅を取得し、建築工事を完了した住宅の取得を含む)
- (16) 同改正規定中第九十一条の十四に次の二項を加える。
- 7 住宅金融公庫から貸付を受けた者で住宅金融公庫法第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同法同条第四項の規定による貸付を受けた者が住宅金融公庫の貸付金に係る不動産を取得した場合において、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付金算定の基礎になつた額を価格から控除するものとする。
- 8 住宅金融公庫法第十七条の規定により資金の貸付を受けて耐

- 火建築促進法第四条の規定に基づき指定された防火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、同法第七条第三項の規定により建設大臣の定めるところによつて算出した耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の二分の一に相当する額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額(以下本項において「標準建築費の差額」という。)を価格から控除するものとする。但し、その新築に對して同法第五条の規定に基づく補助金の交付を受けた場合においては、標準建築費の差額が当該補助金の額をこえる額を控除するものとする。
- (17) 同改正規定中第九十二条の六の次に次のように加える。
- 「第二節 入場税」を「第五節 娯樂施設利用税」に改める。
- 第七十五条を次のように改める。
- (娯樂施設利用税の納税義務者等)
- 第七十五条 娯樂施設利用税は、左に掲げる施設(以下本節において「施設」という。)の利用に對し、利用料金を課税標準として、その施設所在の道府県において、その利用者に課する。
- 一 舞踏場
- 二 ゴルフ場
- 三 スケート場
- 四 ばちんこ場及び射的場

- 五 まあじやん場及びたまつき場
- 六 つりばり及び貸船場
- 七 前各号に掲げる施設に類する施設
- 2 前項の「利用料金」とは、何らの名義をもつてするを問はず、施設の利用に對して、その対価又は負担として支払うべき金品をいう。
- 第七十六条中「入場税」を「娯樂施設利用税」に、「第一種若しくは第二種の場所における催物(映画、演劇、演芸、演奏、観物、競馬、競輪、展覧会その他これらに類するものを含む。以下入場税に規定する催しを含む。以下入場税に對して同様とする。の主催者若しくはこれら場所の経営者又は第三種の施設の経営者若しくは」を「施設の経営者又は」に、「主催者等」を「経営者等」に、「入場させ、又は利用させ」を「利用させ」に、「催物の経営、第三種の施設」及び「これらの場所へ入場させ、又はこれらの施設」を「当該施設」に、「まあじやん場、たまつき場その他の施設で総理府令で定めるもの」を「ばちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他総理府令で定める施設に改め、「第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の」、「入場料又は」、「入場料金又は」、「入場し、又は」及び「入場者又は」を削る。
- 第七十七条を次のように改める。
- (娯樂施設利用税の標準税率)
- 第七十七条 娯樂施設利用税の標準税率は、利用料金を課税標準とするものにあつては、左の各号に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 舞踏場、ゴルフ場その他これらに類する施設で道府県の条例で指定するもの
- 利用料金の百分の五十
- 二 前号以外の施設
- 利用料金の百分の三十
- 2 学生又は生徒で政令で定める運動競技の施設を利用する者から料金を徴収する場合における娯樂施設利用税の標準税率は、前項の規定にかかわらず、百分の十とする。
- 3 前条第三項の規定によつて娯樂施設利用税を課する場合における娯樂施設利用税の税率は、当該娯樂施設利用税の税額が利用料金を課税標準として娯樂施設利用税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならないものとし、左の表の上欄に掲げる施設に對して当該施設の利用物件の数量を標準とする場合においては、おおむね同表の下欄に掲げる率を標準として地域等により区分して定めるものとする。

施設の種別	率
一 ばちんこ場	一台につき月額百五十円
二 まあじやん場	一卓につき月額五百円
三 たまつき場	一台につき月額千円

第七十八条を次のように改める。
第七十八条 削除

第七十九条から第八十三条まで

中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。
第八十四条の見出し中「入場券等」を「利用券等」に改め、同条第一項中「主催者等」を「経営者等」に、「左の各号に掲げる場合」を「左の各号に掲げる場合及び」に、「入場券」を「利用券」に改め、「入場券又は」を「利用券又は」に改め、「第一種若しくは第二種の場所」を「第一種若しくは第二種の場所又は第三種の場所」に改め、「入場券又は」及び「入場券又は」並びに第三号及び第四号を削り、同条第二項中「主催者等」を「経営者等」に、「入場券等引換券」を「利用券引換券」に改め、「入場券若しくは」及び「入場券又は」を削り、同条第四項中「主催者等」を「経営者等」に改め、「入場券若しくは」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「主催者等」を「経営者等」に改め、「入場券又は」は「第一種若しくは第二種の場所へ入場し、又は第三種の場所へ入場し、又は」及び「入場券又は」を削り、同条第七項中「主催者等」を「経営者等」に、「入場券等引換券」を「利用券引換券」に改め、「入場券又は」を削り、同条同項を同条第六項とする。

第八十五条の見出し中「入場券等」を「利用券等」に改め、同条第一項中「入場券、利用券若しくは入場券等引換券」を「利用券若しくは利用券引換券」に、「第六項」を

「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、「入場券若しくは」は「入場券又は」及び「入場券若しくは」を削る。
第八十六条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。
第八十七条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「主催者の主催者」を「施設の経営者」に、「入場券若しくは利用券又は入場券等引換券」を「利用券又は利用券引換券」に改め、「入場券又は」を削る。
第八十八条を次のように改める。
第八十八条 削除

第八十九条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「これらの場所又は施設及び」第一項の場所又は施設を「当該施設」に改め、「第一種若しくは第二種の場所又は第三種の場所」を削る。
第九十条から第九十六条まで中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。
第九十七條の見出し中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、同条第三項中「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第九十八条から第九十五条まで中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。
第九十六條中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第九十七條中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第九十八條中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第九十九條中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第一百条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第一百一条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。
第一百二條中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。
第一百三條中「遊興飲食税」を「第五節 遊興飲食税」に改める。』を

「第三節 遊興飲食税」を「第六節 遊興飲食税」に改める。』に改める。
第一百十四條の二に一項を加える改正規定中「宿泊料金が四百円から七百円までの金額の範囲内で当該旅館の所在する地域の区分に従い政令で定める金額を」料金が七百円に改める。
「第四節 自動車税」を「第六節 自動車税」に改める。』を「第四節 自動車税」を「第七節 自動車税」に改める。』に改める。
「第五節 飲区税」を「第七節 飲区税」に改める。』を「第五節 飲区税」を「第八節 飲区税」に改める。』に改める。
「第七節 狩猟者税」を「第八節 狩猟者税」に改める。』を「第七節 狩猟者税」を「第九節 狩猟者税」に改める。』に改める。
「第八節 道府県法定外普通通税」を「第九節 道府県法定外普通通税」に改める。』を「第八節 道府県法定外普通通税」を「第十節 道府県法定外普通通税」に改める。』に改める。
「第九十五條の改正規定中「十二万円」を「十三万円」に改める。
「第三百四十八條第二項第十一号の次に二号を加える改正規定のうち第十一号の二中、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、」を「並びに」に改める。
同改正規定のうち第十一号の三中「健康保険組合及び健康保険組合連合会」の下に、私立学校教職

員共済組合並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」を加え、同改正規定の次に次の改正規定を加える。
第三百四十八條第二項に次の一号を加える。
十六 水力発電施設に設けられる魚道及び洗筏路の用に供する償却資産
附則第一項但書「但し、」の下に「娯楽施設利用税に関する改正規定並びに附則第五十一項及び第五十二項の規定は、入場税法（昭和二十九年法律第 号）施行の日から、」を加える。
附則第二項中「遊興飲食税」を「娯楽施設利用税及び遊興飲食税」に改める。
附則第四項中「昭和二十九年度の個人の道府県民税に係る徴税令書には、新法を昭和二十九年度分の個人の道府県民税に限り、

新法第三十三條第一項中「四月三十日」とあるのは「五月十五日」と読み替えるものとし、同年度分の個人の道府県民税に係る徴税令書には、同法」に改める。
附則第六項及び第九項中、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業（以下「軌道事業」といふ。）に改める。
附則第十三項中、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業（以下「軌道事業」といふ。）に改める。
附則第十八項中「（昭和二十九年法律第 号）を削る。
附則第四十五項を附則第四十七項とし、以下順次二項ずつ繰り下げる。
附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

附則第四十四項中

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得		合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者	軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者
に		に	

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得		合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者	軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者
に		に	

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得		合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者	軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者
に		に	

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得		合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者	軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者
に		に	

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得		合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者	軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの利用	利用者
に		に	

揮発油税に、「揮発油税、入場税及び繊維品消費税」を「揮発油税及び物品税」に改め、同項を附則第四十二項とし、以下附則第四十三項まで順次二項ずつ繰り下げる。

(35) 附則第二十六項中「六分の一」を「四分の一」に改め、同項を附則第二十八項とし、以下附則第三十九項まで順次二項ずつ繰り下げる。

(36) 附則第二十五項を附則第二十七項とし、附則第二十四項を附則第二十六項とし、附則第二十三項を附則第二十五項とし、附則第二十二項を附則第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24 昭和二十九年年度の市町村民税に限り、新法第三百二十一條の四第一項及び第三百二十一條の五第一項中「五月三十一日」とあるのは「六月十日」と読み替えるものとする。

(37) 附則第二十一項中「都道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ消費税」に改め、同項を附則第二十二項とする。

(38) 附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項の次に次の一項を加える。

(娛樂施設利用税に関する経過措置)

19 この法律中娛樂施設利用税に関する改正規定施行の際現に都道府県の条例により改正前の地方税法第七十五條第四項の施設に相当する施設の利用に對し課するものとされている都道府県税は、当該都道府県の条例で娛樂施設利用税の規定が設けられ

るまでの間は、昭和二十九年七月三十一日までに限り、新法に基き定められた娛樂施設利用税とする。

(39) 附則に次の二項を加える。

(風俗営業取締法の一部改正等)

51 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「まあじやん屋の下に、ばちんこ屋」を加える。

第二条に次の二項を加える。

3 前条第三号に掲げる營業に係る第一項の許可は、ばちんこ屋その他これに類する營業で都道府県が条例で指定するものについては一月ごとに、その他の營業については三月ごとにその更新を受けなければ、当該各期間の経過によつてその効力を失う。

4 公安委員会は、前項の更新を求められた場合において、当該更新を求めた者に滞納に係る娛樂施設利用税があるとときは、当該都道府県が条例で定める特別の事情がある場合を除いては、その許可を更新しないものとする。

52 前項の規定施行の際現に風俗営業取締法第二条第一項の許可を受けている者に關する改正後の同法同条第三項の規定の適用については、前項の規定施行の日に同法同条第一項の許可があつたものとみなす。

(40) 地方税法の一部を改正する法律案中地方税法に係る左の表の上欄に掲げる字句(附則中改正前の同

法に係るものを除く)は、それぞれ下欄に掲げる字句に改める。

上 欄	下 欄
第七十二條	第七十一條の二
第七十三條	第七十一條の三
第七十四條	第七十一條の四
第七十五條	第七十一條の五
第七十六條	第七十一條の六
第七十七條	第七十二條の二
第七十八條	第七十二條の三
第七十九條	第七十二條の四
第八十條	第七十二條の五
第八十一條	第七十二條の六
第八十二條	第七十二條の七
第八十三條	第七十二條の八
第八十四條	第七十二條の九
第八十五條	第七十二條の十
第八十六條	第七十二條の十一
第八十七條	第七十二條の十二
第八十八條	第七十二條の十三
第八十九條	第七十二條の十四
第九十條	第七十二條の十五
第九十一條	第七十二條の十六
第九十二條	第七十二條の十七
第九十三條	第七十二條の十八
第九十四條	第七十二條の十九
第九十五條	第七十二條の二十
第九十六條	第七十二條の二十一
第九十七條	第七十二條の二十二
第九十八條	第七十二條の二十三
第九十九條	第七十二條の二十四
第一百條	第七十二條の二十五
第一百一條	第七十二條の二十六
第一百二條	第七十二條の二十七
第一百三條	第七十二條の二十八
第一百四條	第七十二條の二十九
第一百五條	第七十二條の三十
第一百六條	第七十二條の三十一
第一百七條	第七十二條の三十二
第一百八條	第七十二條の三十三
第一百九條	第七十二條の三十四
第七十二條の十四	第七十二條の十五
第七十二條の十五	第七十二條の十六
第七十二條の十六	第七十二條の十七
第七十二條の十七	第七十二條の十八
第七十二條の十八	第七十二條の十九
第七十二條の十九	第七十二條の二十
第七十二條の二十	第七十二條の二十一
第七十二條の二十一	第七十二條の二十二
第七十二條の二十二	第七十二條の二十三
第七十二條の二十三	第七十二條の二十四
第七十二條の二十四	第七十二條の二十五
第七十二條の二十五	第七十二條の二十六
第七十二條の二十六	第七十二條の二十七
第七十二條の二十七	第七十二條の二十八
第七十二條の二十八	第七十二條の二十九
第七十二條の二十九	第七十二條の三十
第七十二條の三十	第七十二條の三十一
第七十二條の三十一	第七十二條の三十二
第七十二條の三十二	第七十二條の三十三
第七十二條の三十三	第七十二條の三十四
第七十二條の三十四	第七十二條の三十五
第七十二條の三十五	第七十二條の三十六
第七十二條の三十六	第七十二條の三十七
第七十二條の三十七	第七十二條の三十八
第七十二條の三十八	第七十二條の三十九
第七十二條の三十九	第七十二條の四十
第七十二條の四十	第七十二條の四十一
第七十二條の四十一	第七十二條の四十二
第七十二條の四十二	第七十二條の四十三
第七十二條の四十三	第七十二條の四十四
第七十二條の四十四	第七十二條の四十五
第七十二條の四十五	第七十二條の四十六
第七十二條の四十六	第七十二條の四十七
第七十二條の四十七	第七十二條の四十八
第七十二條の四十八	第七十二條の四十九
第七十二條の四十九	第七十二條の五十
第七十二條の五十	第七十二條の五十一

[illegible]

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)地方団体の自

立態勢の強化に資するため、獨立財源の充実に図ること(二)地方団体相互間の税源配分の合理化を期すること(三)地方税の税種相互間の負担の均衡化を図ること(四)道府県に住民がひろく負担を分任する税種を設けること(五)税務行政の簡素合理化を図るとともに、国、都道府県及び市町村三者間の協力体制を確立しようとする趣旨のものであつて、(一)新たに道府県民税を創設し、市町村民税のの一部を府県に移したこと(二)これに伴ひ市町村民税の税率を引下げたこと(三)附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税はこれを統合して事業税として存置し、又税率、外形標準課税、非課税、課税方法及び手続等について改正したこと(四)新たに道府県税として不動態産取得税を創設したこと(五)固定資産税の税率、課税方法、軽減税率、免税点の項について改正を加えたこと(六)たばこ消費税を創設して、道府県及び市町村の財源を増加せしめたこと(七)自動車税、狩猟者税の税率を変更し、自転車税と荷車税を統合したこと(八)電気ガス税について特例を設けたこと等が主たる改正点であつたが、衆議院においては、事業税、不動産取得税、遊興飲食税、自動車税、狩猟者税、道府県民税、市町村民税及び固定資産税に、更に本委員会においては現行が、地方税法による第三種入場税を娯施設設利用税として存置したこと

と並びに衆議院修正点について若干の修正を加え、大体においてこれを妥当なものと認めたが、なお別紙のような附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

この措置によつて、地方団体の自立態勢を強化することができ

三、費用

本法を施行することによつて、別に費用を要しない。

附帯決議

(一) 納税義務者にして、その帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者、虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者、徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者に対する一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する旨の罰則の規定は税目毎に設けられているが、これを統合して規定を簡素化するとともに、その罰則は重きに過ぎる嫌あるをもつて適当に之を緩和すること、尚徴税吏員の質問に対し答弁をしない者に対する罰則は行き過ぎとも思われるので、将来之を改めるよう考慮すること。

(二) 個人事業税については多くの問題があり国会修正の基礎は除十万円は昭和三十年度より実施することを強く要望すると同時に、この際、併せて事業税の府県における賦課徴収については、特に零細業者の負担について関係政府機関ともよく連絡の上適當の配慮を加え、実情に合する取扱をするよ

う政府においても連絡するよう希望する。

地方税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 廣八郎

(小字及び一は衆議院修正)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第二十二

条

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

第一款 通則(第二十三―第三十一

第二款 個人の道府県民税

第一目 所得割の課税総額及び課税標準並びに税率(第三十二

条―第三十八

第二款 賦課徴収(第三十九

第三款 法人等の道府県民税

第一目 税率(第五十一

第二款 申告納付並びに更正及び決定(第五十三

第三款 第六十五

第四款 第六十五

第五款 第六十五

第六款 第六十五

第七款 第六十五

第八款 第六十五

第三款 督促及び滞納処分(第六十六―第七十二

第四款 犯則取締(第七十三

第五款 犯則取締(第七十三

第六款 犯則取締(第七十三

第七款 犯則取締(第七十三

第八款 犯則取締(第七十三

第九款 犯則取締(第七十三

第十款 犯則取締(第七十三

第十一款 犯則取締(第七十三

第十二款 犯則取締(第七十三

第十三款 犯則取締(第七十三

第十四款 犯則取締(第七十三

第十五款 犯則取締(第七十三

第十六款 犯則取締(第七十三

第十七款 犯則取締(第七十三

第十八款 犯則取締(第七十三

第十九款 犯則取締(第七十三

第二十款 犯則取締(第七十三

第二十一款 犯則取締(第七十三

第二十二款 犯則取締(第七十三

第二十三款 犯則取締(第七十三

第二十四款 犯則取締(第七十三

第二十五款 犯則取締(第七十三

第二十六款 犯則取締(第七十三

第二十七款 犯則取締(第七十三

第二十八款 犯則取締(第七十三

第二十九款 犯則取締(第七十三

第三十款 犯則取締(第七十三

第三十一款 犯則取締(第七十三

第三十二款 犯則取締(第七十三

第三十三款 犯則取締(第七十三

第三十四款 犯則取締(第七十三

第三十五款 犯則取締(第七十三

第三十六款 犯則取締(第七十三

第三十七款 犯則取締(第七十三

第三十八款 犯則取締(第七十三

第三十九款 犯則取締(第七十三

第四十款 犯則取締(第七十三

第四十一款 犯則取締(第七十三

第四十二款 犯則取締(第七十三

第四十三款 犯則取締(第七十三

第三款 賦課及び徴収(第六十一

第四款 督促及び滞納処分(第六十一

第五款 犯則取締(第六十一

第六款 犯則取締(第六十一

第七款 犯則取締(第六十一

第八款 犯則取締(第六十一

第九款 犯則取締(第六十一

第十款 犯則取締(第六十一

第十一款 犯則取締(第六十一

第十二款 犯則取締(第六十一

第十三款 犯則取締(第六十一

第十四款 犯則取締(第六十一

第十五款 犯則取締(第六十一

第十六款 犯則取締(第六十一

第十七款 犯則取締(第六十一

第十八款 犯則取締(第六十一

第十九款 犯則取締(第六十一

第二十款 犯則取締(第六十一

第二十一款 犯則取締(第六十一

第二十二款 犯則取締(第六十一

第二十三款 犯則取締(第六十一

第二十四款 犯則取締(第六十一

第二十五款 犯則取締(第六十一

第二十六款 犯則取締(第六十一

第二十七款 犯則取締(第六十一

第二十八款 犯則取締(第六十一

第二十九款 犯則取締(第六十一

第三十款 犯則取締(第六十一

第三十一款 犯則取締(第六十一

第三十二款 犯則取締(第六十一

第三十三款 犯則取締(第六十一

第三十四款 犯則取締(第六十一

第三十五款 犯則取締(第六十一

第三十六款 犯則取締(第六十一

第三十七款 犯則取締(第六十一

第三十八款 犯則取締(第六十一

第三十九款 犯則取締(第六十一

第四十款 犯則取締(第六十一

第四十一款 犯則取締(第六十一

第四十二款 犯則取締(第六十一

第四十三款 犯則取締(第六十一

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

第一款 通則(第二百九十二

第二款 申告義務(第二百九

第三款 課税標準及び税率

第四款 賦課及び徴収(第三

第五款 督促及び滞納処分

第六款 犯則取締(第三百三

第七款 犯則取締(第三百三

第八款 犯則取締(第三百三

第九款 犯則取締(第三百三

第十款 犯則取締(第三百三

第十一款 犯則取締(第三百三

第十二款 犯則取締(第三百三

第十三款 犯則取締(第三百三

第十四款 犯則取締(第三百三

第十五款 犯則取締(第三百三

第十六款 犯則取締(第三百三

第十七款 犯則取締(第三百三

第十八款 犯則取締(第三百三

第十九款 犯則取締(第三百三

第二十款 犯則取締(第三百三

第二十一款 犯則取締(第三百三

第二十二款 犯則取締(第三百三

第二十三款 犯則取締(第三百三

第二十四款 犯則取締(第三百三

第二十五款 犯則取締(第三百三

第二十六款 犯則取締(第三百三

第二十七款 犯則取締(第三百三

第二十八款 犯則取締(第三百三

第二十九款 犯則取締(第三百三

第三十款 犯則取締(第三百三

第三十一款 犯則取締(第三百三

第三十二款 犯則取締(第三百三

第三十三款 犯則取締(第三百三

第三十四款 犯則取締(第三百三

第三十五款 犯則取締(第三百三

第三十六款 犯則取締(第三百三

第三十七款 犯則取締(第三百三

第三十八款 犯則取締(第三百三

第三十九款 犯則取締(第三百三

額、同法同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同法同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七條の二第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同法同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

二 法人税額 法人税法の規定によつて計算した法人税額（特別減税額減法第六條の規定によつて軽減された法人税額を含む。）で同法第十條及び第十二條の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

三 均等割 均等の額によつて課する道府県民税をいう。

四 所得割 市町村民税の所得割

額を課税標準として個人に対して課する道府県民税をいう。

五 法人税割 法人税額を課税標準として法人に対して課する道府県民税をいう。

（道府県民税の納税義務者等）

第二十四條 道府県民税は、第一号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて課するものに対してはそれぞれ均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額によつて課する者に対しては均等割額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて課する。

一 道府県内に住所を有する個人

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 前項第二号に掲げる者について、市町村民税を均等割によつて課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五條 道府県は、左の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。

一 国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土地功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員退給組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓青少年会、農業共済基金、開拓青少年会、保証協会、〇〇漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は第九十八條第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第六十四條第四項の法人、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四條の法人、宗教法人、民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十八條（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下第二百九十六條第一号において同じ。）の規定に基く国家公務員の団体、国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二の規定に基く国会議員の団体並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四條の規定に基く地方公務員の団体

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十三号）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、輸出取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）による組合（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合で政令で定めるもの

（法人等の道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権）

第二十六條 道府県の徴税吏員は、法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」と総称する。）の道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八條第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対して、同項の罰金刑を科する。

(個人の道府県民税の納税管理人)
第二十八条 第三十条の規定により市町村長に申告された個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

(法人等の道府県民税の納税管理人)
第二十九条 法人等の道府県民税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所又は事業所を有しなくなつた場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(法人等の道府県民税の納税管理人)
第三十条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対して、同項の罰金刑を科する。
(法人等の道府県民税の納税管理人)
第三十一条 道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。
5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。
7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。
8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 個人の道府県民税
第一目 所得割の課税
総額及び課税標準並びに税率
(所得割の課税総額の決定)
第三十二条 道府県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額(以下「所得割の課税総額」という。)を定めるものとする。

2 前項の率は、百分の五を標準とするものとする。
3 道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對してその旨を届け出なければならない。
(所得割の課税総額の配賦)
第三十三条 道府県知事は、前条の規定によつて定めた所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町村ごとの当該年度分の市町村民税の所得割額の課税標準とすることができ、その所得税額の合計額として当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額にあつて、これを毎年四月三十日まで各市町村に配賦しなければならない。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に對しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に對する配賦額とすることができる。

2 道府県知事は、天災その他特別の事情に因り、前項の規定によつて配賦すべき市町村ごとの所得割の課税総額を配賦することが不適当と認める市町村に對しては、当該道府県の条例の定めるところにより、当該市町村に係る所得割の課税総額を減額して配賦することができる。
(所得割の課税総額の配賦に對する異議の申立等)
第三十四条 市町村長は、前条の規定により所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
3 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。
5 異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。
6 異議の申立又は訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。
7 自治庁長官は、第五項の訴願を受理した場合においては、その訴願を受理した日から六十日以内に裁決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。
8 訴願の裁決について不服がある者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。
(所得割の課税総額の減額の方法)
第三十五条 道府県知事は、前条の規定に基き決定若しくは裁決又は判決に因り市町村に對して第三十三条の規定により配賦した所得割の課税総額を減額する必要が生じた場合において、当該市町村が配賦を受けた所得割の課税総額に基き、その当該年度の道府県民税についてこれを減額することが困難であると認められるときは、当該決定若しくは裁決又は判決のあつた日の属する年度の翌年度において当該市町村に配賦すべき所得

割の課税総額から当該減額すべき額を減額するものとする。

(所得割の税率)

第三十六条 第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該配賦を受けた所得割の課税総額を当該市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して当該市町村における道府県民税の所得割の税率を決定するものとする。

2 前項の所得割の税率を決定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第三十七条及び第四十条第二項の規定によつて所得割額が変更されたことによつて所得割の課税総額が変更されることとなつた場合においても、第一項の規定によつて定められた所得割の税率は、変更しないものとする。

(所得割の賦課制限額)

第三十七条 前条第一項及び第二項の規定による所得割の税率によつて算定した道府県民税の所得割額が左の各号に掲げる額をこえることとなる場合においては、道府県民税の所得割額は、それぞれ、当該各号に定める額としなければならない。

一 所得税額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、第二百九十二条第四号本文に規

定する課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

二 課税総所得金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の課税標準とされた課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

三 課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の所得割額の算定の基礎となつた課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の五に相当する額

(個人の均等割の税率)
第三十八条 個人の均等割の標準税率は、百円とする。

第二目 賦課徴収

(個人の道府県民税の賦課期日)
第三十九条 個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(道府県民税の所得割額の決定及び変更)
第四十条 第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村の長は、当該市町村における個人の道府県民税の各納税義務者の市町村民税の所得割額に、第三十六条第一項及び第二項の規定によつて決定された所得割の税率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村において、

第三十三条第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該市町村に對する所得割の課税総額の配賦額の基礎となつた第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税の所得割額を決定することができる。

2 市町村長は、道府県民税の所得割額を決定した後に、当該道府県民税の所得割額の課税標準である市町村民税の所得割額が、第三百二十一条の二の規定による不足税額の追徴又は第三百二十八条の規定に基き決定若しくは判決に因り変更されることとなつた場合においては、当該変更された後の市町村民税の所得割額を課税標準として当該納税義務者に係る道府県民税の所得割額を変更しなければならない。

(個人の道府県民税の賦課徴収)
第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本目に特別の定めがある場合を除く外、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行ふものとする。この場合において、第十八条の規定に基き遡付若しくは充当加算金、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基き延滞金又は第三百三十五条の規定に基き延滞加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定によつて市町村が行つた個人の道府県民税の賦課徴収に關する異議の申立及び出訴については、個人の市町村民税の賦課徴収に關する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3 第三百二十四条、第三百三十二条及び第三百三十三条の規定は、第一項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

4 道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に關する事務の執行について、市町村に對し、必要な援助をするものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)
第四十二条 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2 個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その納付額又は納入額がその徴収金の総額に満たないときは、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体

の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

3 前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)第六条の規定の適用については、道府県民税及び市町村民税は、一の地方税とみなす。

4 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、これを道府県に払い込むものとする。

(個人の道府県民税の徴収令書等)
第四十三条 第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴収令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるこれらの文書とあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る納期限の延長)
第四十四条 市町村長が第三百二十二条の規定によつて個人の市町村民税の納期限を延長した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

(個人の道府県民税又は延滞金額の減免)

第四十五条 市町村長が第三十二一条の二第三項、第三十二一条又は第三十二条第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又は延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

(個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等)

第四十六条 市町村長は、第四十条の規定によつて所得割額を決定し又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税の納税義務者の数、所得割額の総額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。

2 市町村長は、毎年六月三十日まで、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3 道府県知事は、必要があると認める場合においては、前二項に規定するものの外、市町村長に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。

4 道府県知事は、市町村長に對し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求し

た場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5 道府県知事が、政府に對し、所得割の課税総額の決定及び配賦に關し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に關する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に對して交付しなければならない。

一 個人の道府県民税に係る徴収令書(納期を分けた場合においては、第一期分の徴収令書をいふ。)及び第三十二一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ、政令で定める金額に乘じて得た金額の合計額

二 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に政令で定める率を乘じて得た金額

三 第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における当

該地方団体の徴収金に係る過納納金に相当する金額

四 第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過納納金に係る還付加算金に相当する金額

五 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三十二一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

2 市町村長は、道府県の条例の定めるところによつて、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に報告しなければならない。

3 道府県知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、前項の徴収取扱費を交付するものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第四十八条 第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に對し、道府県民税の滞納に關する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、毎年十二月三十一日まで

の間において各市町村ごとに三月をこえない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法の規定による滞納処分の例により処分することができる。但

し、当該一定の期間中に滞納処分に着手したものであるについては、当該一定の期間経過後においても滞納処分をすることが出来る。

2 市町村の徴税吏員は、前項の一定の期間中は、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が徴収令書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除く外、徴収することができないものとし、また、同項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについては滞納処分をする場合を除く外、滞納処分をすることができないものとする。

3 道府県の徴税吏員は、第一項の規定によつて道府県民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、あわせて当該納税者又は特別徴収義務者の市町村民税に係る地方団体の徴収金(当該道府県民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入すべきものに限る。)を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。

4 市町村は、道府県が第一項及び前項の規定によつて滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、道府県に協力するものとする。

5 道府県は、第三項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに市町村に払い込むものとする。

道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に對し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。

(道府県が行う滞納処分の救済)

第四十九条 前条第一項及び第三項の規定による滞納処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

5 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第一項の期間に算入しない。

6 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

7 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八

条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を受ける前に当該滞納処分の執行を受ける目的で財産を隠匿し、損か、道府県及び市町村の利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該滞納処分の執行を受けた場合において、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該滞納処分の執行を受けた後その執行を免かされる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かされる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者又は特別徴収義務者に対する第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分

分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

第三款 法人等の道府県民税

第一目 税率

(法人税割の税率)
第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。

2 法人税割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(法人等の均等割の税率)
第五十二条 法人等の均等割の標準税率は、年六百円とする。

2 法人(法人税法第四条の法人を除く)の均等割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の

末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第五十三条第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

3 第一項の年六百円の額は、六百円に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、應に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨て。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

(法人等の道府県民税の申告納付)
第五十三条 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の三第一項又は第二十二條の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、總理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書とその法人税額の課税標準の算定期間の算定期間(法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二條の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日

の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二條の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一条第一項、第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、總理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書とその法人税額の課税標準の算定期間の算定期間(法人税法第二十一条の四第一項の申告書に係る法人税額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該課税標準の算定期間に係る道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合に納付しななければならない)を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県民税に係る申告書を提出し、及びそ

の申告した均等割額を納付しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告に因つて増加した法人税額又は同法第三十三条の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、總理府令で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額その他必要な事項を記載した申告書とその法人税額の課税標準の算定期間(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した法人税額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一

項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九條第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度の法人税額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度の法人税額から減額したものとす。

この場合において、法人税法第九條第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税額について、損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

6 法人税法第四條の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日まで、前年四月から三月までの間の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第五十四條 前条第一項に規定する法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前条第一項の申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。
(法人等の道府県民税の更正及び決定)
第五十五條 道府県知事は、第五十三條の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(確定法人税額)という。

以下本項及び第二項において同じ。若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、第五十八條の規定によつて確定法人税額額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、納税者が第五十三條の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税額並びに均等割額を決定することができる。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。
(法人等の道府県民税の不足税額及びその延滞金の徴収)
第五十六條 道府県の徴税吏員は、前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同じ。)があるときは、同条第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第五十三條第一項又は第二項の納期限(同条第四項の規定による申告に係る法人税額に係る不足税額についても同条第一項又は第二項の納期限によるものとし、なお、第六十條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)
第五十七條 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三條の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他の必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、第五十三條に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内各事務所の事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日(当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。)現在における従業者の数を合計した数に等分して行うものとする。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)
第五十七條 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三條の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他の必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、第五十三條に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内各事務所の事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日(当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。)現在における従業者の数を合計した数に等分して行うものとする。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正)
第五十八條 前条の場合において、申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることを認め、関係道府県知事は、前項の道府県知事に對し、その修正を請求しなければならない。
3 第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。
4 第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

府県知事がこれを修正するものとする。
2 前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることを認め、関係道府県知事は、前項の道府県知事に對し、その修正を請求しなければならない。
3 第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。
4 第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係道府県知事に不服がある場合の措置)
第五十九條 前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分不服がある関係道府県知事は、自治庁長官に對し、裁定を求める旨の申出をすることができる。
2 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。
3 自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

府県知事がこれを修正するものとする。
2 前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることを認め、関係道府県知事は、前項の道府県知事に對し、その修正を請求しなければならない。
3 第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。
4 第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係道府県知事に不服がある場合の措置)
第五十九條 前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分不服がある関係道府県知事は、自治庁長官に對し、裁定を求める旨の申出をすることができる。
2 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。
3 自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4 前項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

5 第二項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める道府県知事は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴出することができ、

(法人等の道府県民税の納期限の延長)

第六十条 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、法人等の道府県民税の納税者のうち特別の事情がある者に対して、納期限の延長をすることができ、

(法人等の道府県民税の減免)

第六十一条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人等の道府県民税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に対し、当該道府県の議会の議決を経て、法人等の道府県民税を減免することができる。(法人等の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 詐偽その他不正の行為によつて法人等の道府県民税(法人税割に於ては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものと

とし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第四項の申告によつて納付すべきものを除く。)の全部又は一部を免かれた場合においては、法人等の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状に因り、前項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができ、

3 第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、本条の罰金を科する。

(法人税に関する書類の供覧等)

第六十三条 道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政

府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更生若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税法第三十二条の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額を当該更正又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所)所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

(納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金)

第六十四条 法人等の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第六項の各納期限後にその税金を納付する場合(第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶

予に係る税金を納付する場合を含む。)又は第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に、その納期限(第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、)の翌日から納付の日までの期間(法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正又は決定の通知を受けたこと)に因り第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)に及び、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、以下本条において同じ。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に及び、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付

しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

(違法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に関する更正又は決定の救済)

第六十五条 第五十五条第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第五十八条第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができ、

2 前項の場合において、第五十八条の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にするものとする。

3 第一項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

5 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

- 6 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 7 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差出す場合においては、郵便送達の日数は、第一項の期間に算入しない。
- 8 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。
- 9 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第三目 督促及び滞納処分

- (法人等の道府県民税に係る督促)
第六十六条 法人等の道府県民税の納税者が納期限(第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人等の道府県民税について同じ。)までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 第六十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、

- 前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。
- 3 第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。
- 4 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。
- (法人等の道府県民税に係る督促手数料)
第六十七条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。
- (法人等の道府県民税に係る滞納処分)
第六十八条 第六十六条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

- 2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

- 3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
- 4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。
- 5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。
- 7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。
- 8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。
- 9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

- (法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罪)
第六十九条 法人等の道府県民税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免れる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の

- 執行を受けた後その執行を免れる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。
- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。
- 3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。
- 4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、当該各項の罰金を科する。
- (国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)
第七十条 第六十八条第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、

- 妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。
- (法人等の道府県民税に係る交付要求)
第七十一条 法人等の道府県民税の納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

- 一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
- 二 強制執行を受けるとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 競売の開始があつたとき。
- 五 法人が解散したとき。
- (法人等の道府県民税に係る延滞加算金)
第七十二条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算し

て徴収しなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通の他やむを得ない事由があると認めるとき。
2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第四目 犯則取銷

(法人等の道府県民税に係る犯則取銷法の適用)
第七十三条 法人等の道府県民税に關する犯則事件については、国税犯則取銷法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く)を適用する。

第七十四条 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、法人等の道府県民税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十五条 第七十三条の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所屬する道府県の区域外においても法人等の道府県民税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十六条 第七十三条の場合において、法人等の道府県民税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第二節 事業税

第一款 通則
(事業税の納税義務者等)
第七十七条 事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に對し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。

2 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについては、第一百十條の六及び第一百十條の七の規定を除き、本節中法人に關する規定を適用する。
3 事務所又は事業所を設けないで行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も關係の深いものをもつて、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

4 第一項の「第一種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。
一 物品販売業(動植物その他普通に通に物品といわれないものの販売業を含む)。
二 金銭貸付業

- 三 証券業
- 四 物品貸付業(動植物その他普通に通に物品といわれないものの貸付業を含む)
- 五 競技場、遊技場、集會場等の貸付業
- 六 製造業(物品の加工修理業を含む)
- 七 電気供給業
- 八 ガス供給業
- 九 土石採取業
- 十 無線通信放送事業
- 十一 運送業
- 十二 運送取扱業
- 十三 自動車道事業
- 十四 運河業
- 十五 さん橋業
- 十六 船舶ていけい場業
- 十七 貨物陸揚場業
- 十八 倉庫業(物品の寄託を受ける、これを保管する業を含む)
- 十九 請負業
- 二十 印刷業
- 二十一 出版業
- 二十二 写真業
- 二十三 席巻業
- 二十四 旅館業
- 二十五 料理店業
- 二十六 飲食店業
- 二十七 周旋業
- 二十八 代理業
- 二十九 仲立業
- 三十 問屋業
- 三十一 両替業
- 三十二 公衆浴場業
- 三十三 演劇興行業
- 三十四 遊技場業
- 三十五 遊藝所業

三十六 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの
5 第一項の「第二種事業」とは、左の各号に掲げるもので政令で定める主として自家勞力を用いて行うもの以外のものをいう。
一 畜産業(農業に附隨して行うものを除く)。
二 水産業
三 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの(農業及び林業を除く)。

6 第一項の「第三種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。
一 医業
二 齒科医業
三 薬剤師業
四 助産師業
五 あん摩、はり、きゆう、柔道、整復その他の医業に類する事業(阿眠の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く)。
六 獣医業
七 装蹄師業
八 介護士業
九 司法書士業
十 行政書士業
十一 公証人業
十二 弁理士業
十三 税理士業
十四 公認会計士業
十五 計理士業
十六 設計監督者業
十七 諸芸師匠業
十八 理容業
十九 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

(収益の附屬する者が名義人である場合における事業税の納税義務者)
第七十八条 資産又は事業から生ずる収益が法律上附屬するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。
(事業税と信託財産)
第七十九条 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう)又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう)の信託財産については、この限りでない。
2 前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受託者とみなす。
(事業税の非課税の範圍)
第八十条 道府県は、国及び左の各号に掲げる法人が行う事業に對しては、事業税を課することができない。
一 都道府県、特別市、市町村、特別区及びこれらの組合その他政令で定める公共団体

- 二 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行及び日本開発銀行
- 三 日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 四 国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、輸出組合及び輸入組合
- 六 道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。
- 一 時事の報道を目的とする新聞（毎月三回以上号を追つて定期的に発行されるものに限る。）を発行する新聞業及びこれらの新聞を送達する事業
- 二 学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの及びもつぱら教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの
- 三 新聞に広告を掲載することを取り扱う事業で政令で定めるもの
- 四 裁判書の供給を行う事業で政令で定めるもの
- 五 一般放送事業
- 六 郵物の押送事業
- （法人の事業税の非課税所得の範囲）
- 第八十一条 道府県は、左の各号に

- 掲げる法人の事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、事業税を課することができない。
- 一 日本赤十字社、商工会議所及び日本商工会議所、民法第三十条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人
- 二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会
- 三 法人たる労働組合及び国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会議員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員、国会議員又は地方公務員の団体
- 四 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主相互保険組合、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、○国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合
- 五 住宅組合、海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに負債整理組合
- 六 損害保険料率算出団体
- 七 郵政復旧事業団
- 八 前項各号に掲げる法人は、収益事業から生ずる所得に関する経理を、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して行わなければならない。

- 3 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。
- （公益法人等の清算所得の非課税）
- 第八十二条 道府県は、前条第一項各号に掲げる法人の清算所得に対しては、事業税を課することができない。
- （事業税に係る徴税吏員の質問検査）
- 第八十三条 道府県の徴税吏員は、事業税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 一 納税義務者又は納税義務がある者
- 二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に直接関係がある者
- 四 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 3 事業税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百十条の三十五第一項の定めるところによる。
- 4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（事業税に係る検査拒否等に関する罪）
- 第八十四条 左の各号の一に該当す

- る者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
- 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し虚偽の回答をした者
- 四 虚偽の答弁をした者
- 五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。
- （事業税の納税管理）
- 第八十五条 事業税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においては、また、同様とする。
- （事業税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）
- 第八十六条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

- （事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
- 第八十七条 道府県は、事業税の納税義務者が第八十五条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
- 2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ。
- 3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
- 4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。
- 5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。
- 7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。
- 8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に

基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができ。

第二款 課税標準及び税率

(法人の事業税の課税標準)

第八十八条 法人の行う事業に對する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業及び生命保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

(事業年度)

第八十九条 本節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項若しくは第三項に規定する期間をいう。

2 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第七條第二項の規定により当該法人が政府に申告し、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるもので規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものの事業年度は、その年の一月一日(年の中途において新たに設立したものにあつては、その新たに設立した日の属する年)に限り、

その新たに設立した日)から十二月三十一日までの期間とする。

4 事業年度の期間が一年をこえる場合においては、本節の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)をそれぞれ一事業年度とみなす。

5 法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り消滅した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(法人の事業税の課税標準の算定の方法)

第九十条 第八十八条の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。但し、○医療法人が健康保険法(昭和二十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二十七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二十五号)、第五十一條、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)、第五十七條及び日

本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十條において適用する場合を含む。以下本項及び第九十三條第一項但書において同じ。○私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第二百四十一号)若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)〇〇の規定に基く療養の給付(健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。以下第九十三條第一項但書において同じ。若しくは更生医療の給付〇又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基く医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総益金に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、総損金に算入しない。

2 第八十八条の清算所得は、左に掲げる金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該法人に係る法人税の課税標準である清算所得の計算の例によつて算定する。

一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額(法人税法第九條の二から第九條の四までの規定により益金に算入されなかつた金額及び同法第九條の五第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下本項において同じ。)、再評価積立金額(資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定による再評価積立金額をいい、清算中に同法第百四條の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。及び法人税法第十條第一項に規定する積立金額の合計額(以下「解散当時の資本金額等」という。))をこえる場合のそのこえる金額

二 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人(以下「合併法人」という。))が合併に因り消滅した法人(以下「被合併法人」という。))の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額(合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は二の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に

対応するこれらの金額を控除した金額)、資本積立金額、再評価積立金額及び法人税法第十六條第一項に規定する積立金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

三 第八十八条の各事業年度の収入金額は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却に因る収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

四 第八十八条の各事業年度の収入金額は、生命保険業にあつては生命保険業を行う法人が契約した左の各号に掲げる生命保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 保険期間が五年をこえる生命保険(普通保険約款において、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする)こととなつていて生命保険を除く。にあつては、各事業年度の初年度収入保険料(保険契約により最初の一年間の保険料に充當されるべき収入保険料をいう。以下第三号において同じ。))に百分の四十二を乗じて得た金額

(内国法人でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものの課税標準の算定)

第九十一条 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下「内国法人」という。）でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものについて、この法律の施行地から生ずる所得とこの法律の施行地外から生ずる所得とを区分することが困難である場合においては、当該法人の所得の総額からこの法律の施行地外から生じた所得として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該法人のこの法律の施行地から生ずる所得とみなす。

第九十二条 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課

第九十三条 前条第一項の当該年度

第九十三條 前條第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。但し、○所得税法第二十六条の三の規定による青色申告をする個人項第三号から第五号までに掲げるの所得の算定については租税特別措置法第七条の六の規定によるものとし、雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、○若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法、若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法、○若しくは児童福祉法、若しくは児童福祉法、○若しくは更生医療の給付若しくは更生医療の給付、又は生活保護法の規定に基く医療扶助の

ための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法若しくは結核予防法の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要経費に算入しない。

2 前項の規定によつて個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とをあわせて行つているときは、当該不動産所得の計算上生じた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。但し、当該事業所得を生ずべき事業が第二種事業又は第三種事業である場合において、当該個人が第九十五条第二項の規定に該当するときは、この限りでない。

3 第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の前年以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失を生じた年に当該青色申告書を提出し且つ、その後の年分の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとする。

第九十四条 法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運

送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び生命保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の情況に応じ、第七十七条第一項、第九十八條、第九十條第一項、第九十二條及び前条の所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることがで

2 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号) 第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、第八十八条の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。同法第八条第三項の規定による補助を受けたものの当該補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の課税標準についても、また、同様とする。

③ 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合並びに中小企業等協同組合（企業組合を除く）、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働

金庫及び労働金庫連合会で各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第九十条第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

(二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定)

第九十五条 第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行つ個人（第二項の個人を除く。）が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行つ事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第九十七条に規定する額を控除した金額を当該個人の行つ事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

2 所得税法第二十六条の三の規定
による青色申告書を提出する個人
で第一事業、第二事業又は第
三種事業のうちいずれか二以上の
事業をあわせて行うものが、それ
ぞれの事業に関する経理を区分する
ことができる場合においては、当
該個人が納付すべき事業税額は、そ

れぞれの事業の所得から第九十七
条に規定する額をそれぞれの事業
の所得にあつた額を控除した
額に当該事業に対するそれぞれの
税率を乗じて得た額の合算額とす
る。

(鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事
業とを一貫して行ふ者の所得の算
定)

第九十六条 鉱物の掘採事業と精錬
事業とを一貫して行ふ者が納付す
べき事業税の課税標準とすべき所
得は、これらの事業を通じて算定
した所得を課税標準の算定期間中
におけるこれらの事業の総益金又
は総収入金額で除して得た数値に
当該総益金又は総収入金額から課
税標準の算定期間中において掘採
した鉱物について法人又は個人が
納付すべき鉱産税の課税標準であ
る鉱物の価格を控除した金額を乗
じて得た額とする。

(基礎控除)

第九十七条 事業を行ふ個人につい
ては、その課税標準である所得か
ら年七万円を控除する。

2 個人が年の中途において事業を
開始し、又は廃止した場合におけ
る前項の規定の適用については、
七万円に当該年において事業を行
つた月数を乗じて得た額を十二で
除して算定するものとする。

3 前項の月数は、曆に従ひ計算
し、一月に満たないときは一月と
し、一月に満たない端数を生じた
ときは切り捨てる。

(事業税の標準税率等)

第九十八条 法人の行う事業に対す

る事業税の標準税率は、左の各号
に掲げる区分に従ひ、それぞれ当
該各号に定めるものとする。但
し、法人の行う第九十四条第二項
の規定の適用を受ける地方鉄道事
業又は軌道事業に対する事業税の
標準税率は、第二号に定めるとこ
ろによる。

一 電気供給業、ガス供給業、地
方鉄道事業、軌道事業、一般乗
合旅客自動車運送事業、一般貨
物旅客自動車運送事業又は生命
保険業を行う法人

二 その他の事業を行う法人
特別法人 所得及び清算所得の
百分の八

その他の法人 所得のうち年五
十万円以下の金額の百分の
十
所得のうち年五十万円をこ
える金額及び清算所得の百分
の十二

2、二以上の道府県において事務所又
は事業所を設けて事業を行う法人
に対する前項第二号の規定の適用
については、当該法人の所得は、
第九十条の十五の規定により関係
道府県に分割される前の所得によ
るものとする。

3 事業年度が一年に満たない法人
に対する第一項第二号の規定の適
用については、同号中「年五十万
円」とあるのは、「五十万円に当
該事業年度の月数を乗じて得た額
を十二で除して計算した金額」と
する。前条第三項の規定は、この
場合における月数の計算について
準用する。

4 第一項第二号の「特別法人」と
は、左に掲げる法人をいう。

一 農業協同組合及び農業協同組
合連合会

二 消費生活協同組合及び消費生
活協同組合連合会

三 貸家組合、貸家組合連合会、
貸室組合及び貸室組合連合会

四 信用金庫、信用金庫連合会、
労働金庫及び労働金庫連合会

五 中小企業等協同組合（企業組
合を除く。）及び塩業組合

六 輸出組合及び輸入組合

七 船主相互保険組合

八 漁業会、漁業協同組合、漁業
協同組合連合会、漁業生産組
合、水産加工業協同組合、水産
加工業協同組合連合会及び水産
業協同組合共済会

九 森林組合及び森林組合連合会

十 蚕糸業会

十一 農林中央金庫及び商工組合
中央金庫

十二 証券取引所及び商品取引所

十三 医療法人

5 個人の行う事業に対する事業税
の標準税率は、左の各号に掲げる
区分に従ひ、それぞれ当該各号に
定めるものとする。

一 第一種事業を行う個人
所得から第九十七条に規定する
額を控除した金額（以下「課税
所得金額」という。）の百分の八

二 第二種事業又は第三種事業
（第三号に掲げるものを除く。）
を行う個人

三 第三種事業のうち第七十七条

第六項第四号、第五号及び第七
号に掲げる事業を行う個人
課税所得金額の百分の四

6 道府県は、第一項及び前項の標
準税率と異なる税率で事業税を課
する場合においては、あらかじめ、
自治庁長官に対してその旨を
届け出なければならない。

7 道府県が第九十四条第一項の規
定によつて事業税を課する場合に
おける税率は、第一項、第五項及
び前項の税率による場合における
負担と著しく均衡を失ふること
のないようにしなければならない。

(法人の事業税の税率の適用区分)
第九十九条 法人の行う事業に対す
る事業税の税率は、事業年度終了
の日現在における税率による。但
し、第二百二条第一項但書又は第百
三条第一項の規定により申告納付
すべき事業税にあつては当該事業
年度開始の日から六月の期間の末
日現在における税率、第二百六条第
一項の規定により申告納付すべき
事業税にあつてはその分配の日の
前日現在における税率、第二百七条
第一項の規定により申告納付すべ
き事業税にあつてはその残余財産
が確定した日現在における税率、
第二百八条第一項の規定により申告
納付すべき事業税にあつてはその
合併の日現在における税率によ
る。

第三款 法人の事業税の
申告納付、更正
及び決定並びに
個人の事業税の
賦課及び徴収

(事業税の徴収の方法)
第一百条 事業税の徴収については、
法人の行う事業に対するものにあ
つては申告納付の方法により、個
人の行う事業に対するものにあつ
ては普通徴収の方法によらなけれ
ばならない。

(中間申告を要しない法人の事業
税の申告納付)
第一百一条 事業を行う法人は、第百
二条又は第二百三条の規定に該当す
る場合を除く外、各事業年度の所
得又は収入金額に対する事業税を
各事業年度終了の日から二月以内
に、事務所又は事業所所在地の道府
県に申告納付しなければならない。

2 前項の場合において、法人がす
べき申告納付は、確定した決算に
基いてしなければならない。但
し、災害その他やむを得ない事由
に因つて決算が確定しないため、
同項の期間内に申告納付すること
ができない場合においては、総理
府令で定める手続によつて、事務
所又は事業所所在地の道府県知事
(二以上の道府県において事務所
又は事業所を設けて事業を行う法
人にあつては、主たる事務所又は
事業所所在地の道府県知事)の承
認を受け、その決算の確定した日
から二十日以内に申告納付するこ
とができる。

3 第一項の場合において、事務所
又は事業所所在地の道府県知事に
提出すべき申告書には、事業の種
類、当該事業年度中に有していた
事務所又は事業所の名称及び所在
地、所得又は収入金額、事業税額

その他必要な事項を記載すること
もに、これに所得に対する事業税
を申告納付すべき法人にあつては
当該事業年度の所得に関する計算
書、収入金額に対する事業税を
申告納付すべき法人にあつては当
該事業年度の収入金額に関する計
算書並びに財産目録、貸借対照表
及び損益計算書(貸借対照表又は
損益計算書を作成することを要し
ない法人にあつては、これらに準
ずるものをいう。以下第二百二条第
三項及び第九十条において同じ。)を
添附しなければならぬ。申告書
及び計算書の様式は、総理府令
で定める。

4 事業を行ふ法人は、各事業年度
について納付すべき事業税額がな
い場合においても、前三項の規定
に準じて申告書を提出しなければ
ならぬ。

5 外国法人に対する第二項但書の
規定の適用については、当該規定
中「主たる事務所又は事業所所在
地の道府県知事」とあるのは、「こ
の法律の施行地において行う事業
の経営の責任者が主として執務す
る事務所又は事業所所在地の道府
県知事」とする。

(事業年度の期間が六月をこえる
法人の中間申告納付)

第二百二条 事業を行ふ法人で事業年
度の期間が六月をこえるもの(第
百三条の規定に該当する法人を除
く。)のうち、当該事業年度開始の
日から七月を経過した日の前日ま
でに前事業年度の事業税として納
付した税額及び納付すべきことが
確定した税額があるものは、当該

税額の合計額を前事業年度の月数
で除して得た額の六倍の額に相当
する額の事業税を当該事業年度開
始の日から六月を経過した日から
二月以内に、事務所又は事業所所
在の道府県に申告納付しなければ
ならぬ。但し、当該法人は、当
該事業年度開始の日から六月の期
間を一事業年度とみなして第八十
八条、第九十条第一項、第三項若
しくは第四項、第九十一条、第九
十四条又は第九十六条の規定によ
り当該期間の所得又は収入金額を
計算したときは、当該所得又は収
入金額に対する事業税額を申告納
付することができる。

2 合併に因り存続した法人の事業
年度の期間が六月をこえ、前事業
年度中(前事業年度開始の日を除
く。)又は当該事業年度開始の日か
ら六月の期間内にその合併がなさ
れた場合において、当該法人につ
き前項の規定を適用するときは、
は、同項に規定する当該法人の当
該事業年度開始の日から七月を経
過した日の前日までに前事業年度
の事業税として納付した税額及び
納付すべきことが確定した税額に
は、その合併に因り消滅した法人
の合併と同時に終了した事業年度
の直前の事業年度の事業税として
同日までに当該合併法人又は被合
併法人が納付した、又は納付すべ
きことが確定した税額(以下「被合
併法人の確定事業税額」という。)
を含むものとする。この場合にお
いては、当該法人は、前項本文の
規定により申告納付すべき事業税
額と左の各号に掲げる金額との合

計額を申告納付しなければならない。
一 当該合併法人の前事業年度中
に合併がなされた場合において
は、前事業年度の月数に対する
前事業年度開始の日からその合
併の日までの月数の割合に六を
乗じた数を被合併法人の確定事
業税額に乘じて当該確定事業税
額の計算の基礎となつた事業年
度の月数で除して計算した金額
二 当該合併法人の当該事業年度
開始の日から六月の期間内に合
併がなされた場合においては、
当該期間のうちその合併後の期
間の月数を被合併法人の確定事
業税額に乘じて当該確定事業税
額の計算の基礎となつた事業年
度の月数で除して計算した金額
三 第一項の場合において、事務所又
は事業所所在地の道府県知事に提
出すべき申告書には、事業の種類、
当該事業年度開始の日から六月
を経過した日までの期間中に有し
ていた事務所又は事業所の名称及
び所在地、申告納付すべき事業税
額その他必要な事項を記載し、こ
れに同項但書の規定によつて申告
納付する法人のうち、所得に対す
る事業税を申告納付すべきものに
あつては当該事業年度開始の日か
ら六月を経過した日までの期間に
係る所得に関する計算書、収入
金額に対する事業税を申告納付す
べきものにあつては当該事業年度
開始の日から六月を経過した日ま
での期間に係る収入金額に関する
計算書、当該期間終了の日におけ
る財産目録及び貸借対照表並びに

当該期間の損益計算書を添附しな
ければならぬ。申告書及び計算
書の様式は、総理府令で定める。
4 第一項に規定する法人が同項に
規定する期間内に申告納付しな
かつた場合においては、当該法人に
ついては、当該期間を経過した時
において、事務所又は事業所所在
地の道府県知事に對し同項本文の
規定により提出すべき申告書の提
出があつたものとみなす。この場
合においては、当該法人は、当該
申告納付すべき期限内に、その提
出があつたものとみなされる申告
書に係る事業税に相当する税額の
事業税を事務所又は事業所所在地
の道府県知事に納付しなければな
らぬ。

5 第九十七条第三項の規定は、第
一項及び第二項の月数の計算につ
いて準用する。

6 事業を行ふ法人は、第一項本文
に規定する前事業年度の事業税額
がない場合においても、前五項の
規定に準じて申告書を提出しなけ
ればならぬ。

7 前六項の規定は、第八十一条第
一項各号及び第九十八条第四項各
号に掲げる法人については、適用
しない。

(新たに設立した内国法人等で事
業年度の期間が六月をこえるもの
の中間申告納付)

第二百三条 新たに設立した内国法人
又は新たに外国法人となつた法人
で事業を行ふもののその設立後又
はその外国法人となつた後最初の
事業年度の期間が六月をこえる場
合においては、その新たに設立した

内国法人又は新たに外国法人とな
つた法人は、その六月をこえる事
業年度については、当該事業年度
開始の日から六月の期間を一事業
年度とみなして第八十八条、第九
十条第一項、第三項若しくは第四
項、第九十一条、第九十四条又は
第九十六条の規定により当該期間
の所得又は収入金額を計算し、当
該期間の事業税として納付すべき
税額があるときは、当該期間終了
の日から二月以内に、当該事業税
額を事務所又は事業所所在地の道
府県に申告納付しなければならぬ。
前条第三項の規定は、この場
合において当該法人が事務所又は
事業所所在地の道府県知事に提出
すべき申告書について準用する。

2 前項の法人は、同項の期間につ
いて納付すべき事業税額がない場
合においても、同項の規定に準じ
て申告書を提出しなければならぬ。

3 前二項の規定は、第八十一条第
一項各号及び第九十八条第四項各
号に掲げる法人については、適用
しない。

(中間申告を要する法人の確定申
告納付)

第二百四条 事業を行ふ法人は、第百
二条又は前条の規定に該当する場
合においては、当該事業年度終了
の日から二月以内に、当該事業年
度の所得又は収入金額に対する事業
税を事務所又は事業所所在地の道
府県に申告納付しなければならぬ。
この場合において、当該法人の
納付すべき事業税額は、当該法人
が申告納付すべき事業税額から当

該法人が第百二条若しくは前条の規定によつて申告納付すべき事業税額又は第百二条第四項の規定によつて申告書の提出があつたときとみなされる場合において納付すべき事業税額(中間納付額)という。以下本条、第百十條の六、第百十條の八及び第百十條の十一において同じ。)を控除した金額に相当する事業税額とする。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき事業税額は、当該各号に掲げる事業税額とする。

一 法人が第百二条又は前条に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百九條第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第百十條の六第一項若しくは第三項若しくは第百十條の八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書に記載した事業税額、当該修正申告に因り増加した事業税額及び当該更正に係る追徴税額の合計額

二 法人が前条に規定する申告書を提出しなかつた場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百十條の六又は第百十條の八の規定による決定又は更正があつたときは、当該決定又は更正に係る追徴税額

2 第百一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて法人が

すべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、事業を行う法人の申告納付すべき事業税額が、中間納付額に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。この場合においては、当該事業を行う法人は、第一項又は前項の申告書にあわせて、当該還付を請求する旨の請求書を提出しなければならない。

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

第百五條 清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合において、当該事業年度の所得又は収入金額を解散してない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第百八條、第百十條第一項、第三項若しくは第四項、第九十一條、第九十四條又は第九十六條の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内(当該期間内に残余財産の最後

の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合において、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等をこえる部分の金額(当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等をこえる金額の合計額)についてす

で納付すべきことが確定した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが第一項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百七條第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

4 清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、第一項及び第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(残余財産の一部を分配する場合における清算所得に対する事業税の申告納付)

第百六條 清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部を分配する場合を除く外、分配のつど、分配の日の前日まで、に、そのこえる部分の金額を清算所得とみなして計算した課税標準たる清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 第一項の法人が同項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百七條第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

(解散法人の清算所得に対する事業税の確定申告納付)

第百七條 清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)に、清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から左に掲げる事業税額(左の各号のい

ずれにも該当する場合においては、その合計した事業税額。以下本条、第百十條の六、第百十條の八及び第百十條の十一において「清算中の予納額」という。)を控除した事業税額を納付するものとする。

一 解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに、清算中の事業年度が終了した場合において当該事業年度終了後二月以内に申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

二 解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに残余財産の一部を分配した場合においてその分配の日の前日まで申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 清算中の法人は、清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第百四條第四項の規定は、第一項の規定によつて申告納付すべき税額が清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付)

第百八條 合併法人は、合併の日から二月以内に被合併法人の清算所

得に対する事業税を被合併法人の事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において合併法人が被合併法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 合併法人は、被合併法人の清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第百九条 第百一条から前条までの規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書の提出期限後においても、第百十條の九の規定による決定の通知があるまでは、第百一条から前条までの規定によつて申告納付することができ

る。

2 第百一条から前条まで又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る所得、清算所得若しくは収入金額(以下「課税標準額」と総称する)又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

3 第百一条から前条まで又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度(清算所得については、その算定の期間。以下第百十條の六及び第百十條の七において同じ。)に係る法人税の課税標準について法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正又は決定を受けた日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

(財産目録等の提出)

第百十條 事務所又は事業所所在地の道府県知事は、所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が第百一条第三項(第百四條第二項、第百五條第二項、第百六條第二項、第百七條第二項及び第百八條第二項)において準用する場合を含む。)の規定若しくは第百二條第三項(第百三條第一項後段)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(以下「申告書」という)若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書(以下「修正申告書」という)を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収について必要があるときは、当該

法人に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第百十條の二 申告書及び修正申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く)においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者が当該申告書又は修正申告書の作成の時に

において法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

2 申告書又は修正申告書には、前項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書又は修正申告書の作成の時に当該法人の経理に関する事務の主席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書又は修正申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書又は修正申告書に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する業務の主席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対して適用があるものとす

る。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書又は修正申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第百十條の三 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合においては、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

(事業税に係る故意不申告の罪)

第百十條の四 正当な事由がなく第百一条第一項、第百四條第一項、第百七條第一項又は第百八條第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する

外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(事業税に係る虚偽の中間申告納付等に関する罪)

第百十條の五 第百二條第一項但書、第百三條第一項、第百五條第一項又は第百六條第一項の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(税務官署の決定、更正等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定)

第百十條の六 事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの(第百十條の八第一項の規定に該当するものを除く)が申告書又は第百九條第二項の規定による修正申告書を提出した場合(第百二條第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む)において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署(以下「税務官署」という)が法人税法第二十九條の規定により更正したときは、当該法人が当該更正に基いて第百九條第三

項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、道府県知事は、当該更正に係る課税標準を基準として、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合

2 前項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く)において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条から第二十四条までの規定により申告し、若しくは修正申告した額があるとき、又は当該課税標準について税務官署が同法第三十条の規定により決定した額があるときは、道府県知事は、当該申告若しくは修正申告又は決定に係る課税標準を基準として、当該法人の所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

において、当該更正又は決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準について税務官署が法人税法第二十九条又は第三十一条の規定により更正したときは、当該法人が当該更正に基いて第百九条第三項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、当該更正に係る課税標準を基準として、当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。

4 第百四条第四項の規定は、同条第一項又は第百七条第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(税務官署に対する更正又は決定の請求)

第百十條の七 道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、税務官署に対し、法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合に

において、当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日(第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合において、その事由が発生した日)までに法人税法第二十九条の規定による更正又は第三十条の規定による決定が行われないとき。

二 前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く)において、当該法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条又は第二十一条から第二十三条までの規定による申告書を提出せず、且つ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日(第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合において、その事由が発生した日)までに法人税法第三十条の規定による決定が行われないとき。

三 道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人

の事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日(第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合において、その事由が発生した日)までに法人税法第二十九条又は第三十一条の規定による更正が行われないとき。

2 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準について、前項の規定によつて税務官署に対し更正又は決定の請求は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事)又は当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して関係道府県知事が行うものとする。

3 第一項後段の規定によつて道府県知事が税務官署に更正又は決定の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

(道府県知事の調査による法人の事業税の更正及び決定)

第百十條の八 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業若しくは生命保険業を行

う法人、法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの又は医療法人が申告書の提出期限までに申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は事業税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く)又はは納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合において、その調査によつて、収入金額又は所得及び事業税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額若しくは所得又は事業税額について不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4 第百四条第四項の規定は、同条第一項又は第百七条第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(更正又は決定の通知)

第百十條の九 道府県知事は、第百十條の六又は前条の規定によつて

課税標準額又は事業税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(同族会社の行為又は計算の否認)
 第一百十條の十 道府県知事は、第一百十條の八の規定によつて収入金額若しくは所得又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算でこれを否認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該同族会社の収入金額若しくは所得又は事業税額を計算することができ。

2 前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所(以下本項中「事業所等」という。)を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人(以下本項中「所長等」という。)が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを否認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について準用する。

3 第一項の「同族会社」とは、法人税法第七條の二第二項の同族会社をいい、同族会社であるかどうかの判定は、第一項の行為又は計算の事実のあつたときの現況によるものとする。

(法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第一百十條の十一 道府県の徴税吏員は、第一百十條の六又は第一百十條の八の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正に因り増加した税額又は決定した税額(第一百十條の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る中間納付額を、第一百十條又は第一百六條の規定による申告書を提出した、又は提出すべきであつた法人が第一百七條の規定による申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額を控除した税額)をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)があるときは、第一百十條の九の規定による更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第一百十條第一項、第二百一十條第一項、第二百三十一條第一項、第二百四十一條第一項、第二百五十一條第一項、第二百六十一條第一項、第二百七十一條第一項又は第二百八十一條第一項の納期限(第一百十條の二十八の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「法人の

行う事業に対する事業税の納期限」という。)の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十四未満である場合においては、これを徴収しない。

3 前項の場合において、第一百十條の九の規定により更正又は決定の通知をした日が申告書の提出の日(申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐欺その他不正の行為により免れた事業税額についての延滞金を除き、当該一年を経過した日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものとする。

4 道府県知事は、納税者が第一百十條の六又は第一百十條の八の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第二項の延滞金額を減免することができ。

(納期限後に納付する法人の事業税の延滞金)

第一百十條の十二 法人の行う事業に対する事業税の納税者は、法人の行う事業に対する事業税の納期限後にその税金(第九條第二項又は第三項の規定による修正申告に因り増加した税額を含む。以下本

条において同じ。)を納付する場合(第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。)においては、その税額に法人の行う事業に対する事業税の納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて。以下本項において同じ。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額に就いては、その徴収猶予を受けた期間に應じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十四未満である場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、法人が申告書を提出した日(申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日後に修正申告書を提出したときは、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 道府県知事は、納税者が法人の行う事業に対する事業税の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第

一項の延滞金額を減免することができる。

(法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第一百十條の十三 申告書(第二百二條第一項本文の規定による申告書を除く)の提出期限までにその提出があつた場合において、第一百十條の六又は第一百十條の八の規定による更正若しくは決定があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正若しくは決定に因る不足税額又は当該修正申告に因つて増加した税額(これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正、決定又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額を控除した税額)が二千円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 左の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正若しくは修正申告前の申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことに

ついで、それぞれ正当な事由がないと認められる場合において、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、それぞれその期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえ四月以内の場合においては百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。但し、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間二、前号の規定に該当する場合において、第百十条の六第一項若しくは第三項若しくは第百十条の八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足税額又は当該修正申告に因り増加した税額について、前号に規定する期間

三 申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合において、第百十条の六第二項又は第百十条の八第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に因る不足税額について、

て、申告書の提出期限の翌日から第百十条の九の規定による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第百十条の六第三項又は第百十条の八第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第百十条の九の規定による更正の通知をした日までの期間

三 道府県知事は、第百九条第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき、又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは第百九条第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該納税者に係る事業税額について第百十条の六若しくは第百十条の八の規定による更正若しくは決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該修正申告に係る過少申告加算金額を徴収せず、又は当該申告に係る税額若しくは当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

四 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを

を納税者に通知しなければならない。

(法人の事業税の重加算金)

第百十条の十四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額(これらの税額の一部分が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

ものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと

三 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるとき

は、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額(これらの税額の一部分が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

四 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等)

第百十条の十五 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第百一条から第百八条までの規定によつて事業税を申告納付し、又は第百九条第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合においては、第二項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額(第百九条第一項第二号に掲げるその他の法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が年五十万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第九十八条第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。)をこえるものにあつては、当該所得の総額を年五十万円以下の金額

と年五十万四千円をこえる部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じくを関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に添付しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第二百一条第一項本文の規定により関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。但し、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日現在において関係道府県に所在する事務所又は事業所が移動その他の事由により前事業年度と異なる場合にあっては、当該法人が第二百一条本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額となつた所算又は

は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同条同項但書の規定による申告納付をする法人に準じて第三項から第六項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とする。

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、地方鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行、相互銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）及び保険業（保険業法昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）によつて主務大臣の免許を受けて行う保険事業に限る。）にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業員の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行うものとする。

4 前項の場合において、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、事務所又は事業所の数及び従業員の数は、当該事業年度に属する各月の末日現在における

る事務所又は事業所の数及び従業員の数をそれぞれ合計した数によるものとする。但し、第二百一条第一項但書若しくは第二百一条第二項の規定による申告又は当該申告に係る修正申告をする法人にあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、清算所得に対する事業税を納付すべき法人で第五百五条から第七百七条まで若しくは第八百八条の規定による申告又はこれらの申告に係る修正申告をするものにあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、解散又は合併の日属する事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとする。

5 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて課税標準額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本項中「分割基準」という。）を異にする事業をあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

6 第一項及び第三項に定めるものの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

（二）以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等）

第二百一十條の十六 前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第二百一十條の六又は第二百一十條の八の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。当該課税標準額の総額の更正又は決定に伴つて行うべき分割課税標準額（関係道府県ごとに分割された、又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。）の更正又は決定についても、また、同様とする。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二百一十條の八の規定による更正又は決定をする必要があると認めるときは、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一 第二百一十條の八第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二 第二百一十條の八第二項の規定に

よつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限

三 第二百一十條の八第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、同条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の事業に係る分割課税標準額の分割の基準に錯誤があつたことに基き関係道府県ごとの分割課税標準額の変更は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が関係道府県知事と協議して行う。

4 関係道府県知事は、分割課税標準額について前項の規定による変更の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、分割課税標準額の変更の請求をすることができる。この場合において、当該変更の請求は、前条第一項の規定による申告若しくは修正申告又は決定があつた日から二月以内にしなければならない。

5 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求又は分割課税標準額について第四項の規定による変更の請求に係る書類を受け取つた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、これを更正し、若しくは決定し、又は変更しなければならない。但し、関係道府県

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 地方税法の一部を改正する法律案

知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を附して、当該書類を自治庁長官に送付するとともに、その指示を受けなければならぬ。

6 自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならぬ。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

7 自治庁長官は、第五項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項、第二項又は第六項の規定によつて当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更は、それぞれ関係道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更とみなす。

9 外国法人に對する前八項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行ふ事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更とみなす。

10 外国法人に對する前八項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行ふ事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

(個人の事業税の賦課の方法)
第百十條の十七 個人の行ふ事業に對し事業税を課する場合においては、第四項に規定する場合を除き、道府県知事は、当該個人の当該年度の最初の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち第九十三條第一項においてその計算の例によるものとされる所得税法第九條第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得に對し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。但し、○第九十三條第一項の適用を受ける個人又は第九十三條第二項の適用を受ける個人は、第九十三條第一項の適用を受ける事業と第九十三條第二項の適用を受ける事業とを異にするものとする。

11 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

12 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

13 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

14 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

当該年度の最初の属する年の五月三十一日(第十六條第一項各号の二に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行ふ事業の所得を決定して事業税を課するものとする。

15 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

16 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

17 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

18 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

19 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

20 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年度の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合においては、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

(個人の事業税の納期)
第百十條の十八 個人の行ふ事業に對する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

21 年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの個人の行ふ事業に對する事業税は、前項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後(当該個人が当該年度の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年度の三月三十一日後)直ちに課するものとする。

(個人の事業税の徴収の手続)
第百十條の十九 個人の行ふ事業に對する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴収令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(納期限後に納付する個人の事業税の延滞金)
第百十條の二十 個人の行ふ事業に對する事業税の納税者は、その納期限(第百十條の二十八の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下個人の行ふ事業に對する事業税について同じ。)後にその税金を納付する場合において、当該延滞金に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該延滞金が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に

ついて一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

22 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

23 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

24 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

25 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

26 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

27 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

28 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

29 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

30 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき、延滞金額を減免することができる。

県において課する事業税の課税標準とすべき所得を定め、これを関係道府県知事に通知しなければならない。

4 関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項の規定によつて定めた所得について異議がある場合においては、その事由を記載した書類を添えて、自治庁長官に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることが出来る。

5 前項の規定による異議の申立に對する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

6 自治庁長官は、特別の必要があると認める場合においては、第一項の規定によつて同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定によつて第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることが出来る。

(個人の事業税の賦課徴収に關する申告又は報告の義務)
 第一百十條の二十二 個人の行う事業に對する事業税の納税義務者は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては、總理府令の定めるところによつて、その他の者にあつては当該道府県の条例の定めるところによつて、それぞれ個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九條第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年中の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日

の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得その他事業税の賦課徴収に關し必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)
 第一百十條の二十三 前條の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その人に對し、同項の罰金刑を科する。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)
 第一百十條の二十四 道府県は、個人の行う事業に對する事業税の納税義務者が第一百十條の二十二の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内になければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することが出来る。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職權に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することが出来る。

(道府県知事の通知義務)
 第一百十條の二十五 道府県知事が第一百十條の十七項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

(法人税又は所得税に關する書類の供覧等)
 第一百十條の二十六 道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に對し、事業税の納税義務者が法人税若しくは所得税の納税義務がある

る法人若しくは個人が法人税法若しくは所得税法の規定によつて政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が法人税法若しくは所得税法の規定によつて当該法人若しくは個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(事業税の脱税に關する罪)
 第一百十條の二十七 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた場合においては、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の免かれた税額が五百万円をこえる場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相當する額以下の額とする事が出来る。

4 第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併

科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、本條の罰金刑を科する。

(事業税の納期限の延長)
 第一百十條の二十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、事業税の納税者のうち、特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることが出来る。

(事業税の減免)
 第一百十條の二十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において事業税の減免を必要とする者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、事業税を減免することが出来る。

(事業税に係る自治庁の職員の間接査査)
 第一百十條の三十 第一百十條の十六條第六項若しくは第七項又は第一百十條の二十一項第五項若しくは第六項の場合においては、自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、所得

算所得又は収入金額の更正若しくは決定又は変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に規定する者に金銭又は物品を交付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者
- 2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。
- 3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (自治庁の職員の行方検査拒否等に関する罪)
- 第百十條の三十一 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
 - 三 前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

第四款 更正、決定等に関する救済

- (違法又は錯誤に係る事業税の賦課等の救済)
- 第百十條の三十二 事業税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
- 2 第百十條の六又は第百十條の八の規定による課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は第百十條の十三若しくは第百十條の十四の規定による過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
- 3 前項の場合において、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事)にすることとする。
- 4 第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

- 5 第百十條の十六第六項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額について第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對してした第二項の規定による異議の申立に對する当該道府県知事の決定は、自治庁長官の指示に従つてしなければならない。
- 6 第一項の徴税令書又は第二項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて第一項の徴税令書の交付又は第二項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付又は通知を受けた日とする。
- 7 第一項及び第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、道府県知事が第百十條の六の規定によつて更正し、若しくは決定した所得若しくは事業税額又は第百十條の十七第一項本文の規定によつて決定した所得に係る異議の申立に對する決定は、当該更正若しくは決定に係る所得若しくは事業税額の基準となつた法人税の課税標準又は当該決定に係る所得の基準となつた所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九條第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について税務官署に再調査の請求又は審査の請求がなされている場合においては、当該再調査の請求に係る決定又は当該審査に係る決定が確定した後でなければ、することができない。

- 8 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 9 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項及び第二項の期間に算入しない。
- 10 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。
- 11 第一項及び第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は關係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。
- 第五款 督促及び滞納処分
- (事業税に係る督促)
- 第百十條の三十三 納税者が納期限(法人の行う事業に對する事業税に對して更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下法人の行う事業に對する事業税に對して同じ。)までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県知事の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 第十六條の六第一項の規定によ

- つて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。
- 3 第一項の場合においては、道府県知事の徴税吏員は、当該道府県知事の例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。
- 4 特別の事情がある道府県においては、当該道府県知事の例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。
- (事業税に係る滞納処分)
- 第百十條の三十四 道府県知事の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県知事の例で定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。
- (事業税に係る滞納処分)
- 第百十條の三十五 第百十條の三十三の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県知事の徴税吏員は、当該道府県知事の例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。
- 2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による訴出があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第百十條の三十六 事業税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で、財産を隠匿し、損かきし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)

第百十條の三十七 第百十條の三十五第一項の場合において、国税徴収法第二十一條ノ三第三項の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(事業税に係る交付要求)

第百十條の三十八 納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対し、事業税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができ。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(事業税に係る延滞加算金)

第百十條の三十九 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、事業税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)につき、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。
三 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第六款 犯則取締

(事業税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第百十條の四十 事業税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第百十條の四十一 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行ふものとする。この場合において、道府県知事は、事業税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行つ者がその職務を行つ区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行ふことができる。

第百十條の四十二 第百十條の四十の場合において、収税官吏の職務を行つ者は、その所属する道府県の区域外においても事業税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十條の四十三 第百十條の四十の場合において、事業税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第三節 不動産取得税

第一款 通則

(不動産取得税に關する用語の意義)

第百十一條 不動産取得税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地及び家屋を總稱する。

二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 家屋 住宅、店舗、工場、倉庫その他の建築物をいい、発電所及び変電所を含まないものとする。

四 住宅 主として人の居住の用に供する家屋をいう。

五 価格 適正な時価をいう。

六 建築 家屋を新築し、増築し、又は改築することをいう。

七 増築 家屋の床面積又は体積を増加することをいう。

八 改築 家屋の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう)の一種以上について過半の更新を行うことをいう。

第百十條の四十二 第百十條の四十の場合において、収税官吏の職務を行つ者は、その所属する道府県の区域外においても事業税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十條の四十三 第百十條の四十の場合において、事業税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

(不動産取得税の納税義務者等)
 第百十一條の二 不動産取得税は、
 不動産の取得に對し、当該不動産
 所在の道府県において、当該不動
 産の取得者に課する。

2 家屋が新築された場合において
 は、当該家屋について最初に使用
 又は譲渡が行われた日をもつて家
 屋の取得がなされたものとみな
 し、当該家屋の所有者又は譲受人
 を取得者とみなして、これに對し
 て不動産取得税を課する。但し、
 家屋が新築された日から六月を経
 過して、なお、当該家屋について
 使用又は譲渡が行われない場合
 においては、当該家屋が新築され
 た日から六月を経過した日をもつて
 家屋の取得がなされたものとみな
 し、当該家屋の所有者を取得者と
 みなして、これに對して不動産取
 得税を課する。

3 家屋を改築したことに因り、当
 該家屋の価格が増加した場合にお
 いては、当該改築をもつて家屋の
 取得とみなして、不動産取得税を
 課する。
 (国等に対する不動産取得税の非
 課税)

第百十一條の三 道府県は、国並
 に都道府県、特別市、市町村、特
 別区、地方公共団体の組合及び財
 産区に對しては、不動産取得税を
 課することができない。
 (用途による不動産取得税の非課
 税)

第百十一條の四 道府県は、左の各
 号に掲げる者が不動産をそれぞれ
 当該各号に掲げる不動産として使
 用するために取得した場合におい

ては、当該不動産の取得に對して
 は、不動産取得税を課することが
 できない。

一 日本専売公社、日本国有鉄
 道、日本電信電話公社、日本放
 送協会〇及び郵政省復興事業団が
 直接その本来の事業の用に供す
 る不動産で政令で定めるもの
 二 宗教法人がもつばらその本来
 の用に供する宗教法人法(昭和
 二十六年法律第百二十六号)第
 三条に規定する境内建物及び境
 内地(旧宗教法人令(昭和二十年
 勅令第七百十九号)の規定によ
 る宗教法人のこれに相当する建
 物及び土地を含む。)

三 学校教育法第一条若しくは第
 九十八条第一項の学校を設置す
 る学校法人又は私立学校法第六
 十四条第四項の法人がその設置
 する学校において直接保育又は
 教育の用に供する不動産並びに
 日本赤十字社又は民法第三十四
 条の法人がその設置する図書館
 において直接その用に供する不
 動産及び日本赤十字社、民法第
 三十四條の法人又は宗教法人が
 その設置する博物館法第二条第
 一項の博物館において直接その
 用に供する不動産

四 社会福祉事業法(昭和二十六
 年法律第四十五号)による社会
 福祉事業(以下第三百四十八條
 第十号において「社会福祉事業」
 といふ)又は更生緊急保護法
 (昭和二十五年法律第二十三号)
 による更生保護事業(以下第三
 百四十八條第十号において「更

生保護事業」といふ)を経営す
 る者がその事業の用に供する不
 動産及び生活保護法による保護
 施設、児童福祉法(昭和二十二年
 法律第百六十四号)による児童
 福祉施設又は身体障害者福祉法
 (昭和二十四年法律第二百八十
 三号)による身体障害者更生援
 護施設を設置する者がその施設
 の用に供する不動産

五 前二号に掲げる不動産の外、
 日本赤十字社が直接その本来の
 事業の用に供する不動産で政令
 で定めるもの
 六 民法第三十四條の法人で學術
 の研究を目的とするものがその
 目的のため直接その研究の用に
 供する不動産

七 健康保険組合、健康保険組合
 連合会、国民健康保険組合、国
 民健康保険の事業を行う法人、
 国民健康保険団体連合会、私立
 学校教職員共済組合並びに国家
 公務員共済組合、農業協同組
 合法及び消費生活協同組合法に
 よる組合及び連合会が経営する
 病院及び診療所並びに農業共済
 組合及び農業共済組合連合会が
 経営する家畜診療所の用に供す
 る不動産

2 道府県は、保安林、墓地又は公共
 の用に供する道路、運河用地、水
 道用地、用悪水路、ため池、堤
 防、若しくは井溝の用に供するた
 めに土地を取得した場合における
 当該土地の取得に對しては、不動
 産取得税を課することができな
 い。

(農地法の規定によつて国から土
 地を売り渡された場合における不
 動産取得税の非課税)
 第百十一條の五 道府県は、農地法
 (昭和二十七年法律第二百二十九
 号)第三十六條、第六十一條、第
 六十九條、第七十條又は第八十
 條第二項の規定によつて国から土
 地を売り渡され、又は売り払われ
 た場合における当該土地の取得に
 對しては、不動産取得税を課すこ
 とができない。

(土地区画整理の施行に伴う換地
 の取得等に対する不動産取得税の
 非課税)
 第百十一條の六 道府県は、都市計
 画法(大正八年度法律第三十六号)若
 しくは特別都市計画法(昭和二十
 一年法律第十九号)による土地区
 画整理の施行に伴う換地の取得、
 土地改良法(昭和二十四年法律第
 百九十五号)による土地改良事業
 の施行に伴う換地の取得又は土地
 改良法による農地の交換分合によ
 る土地の取得に對しては、不動産
 取得税を課することができない。

2 道府県は、土地収用法(昭和二十
 六年法律第二百十九号)第八十
 二條の規定によつて土地をもつて
 損失を補償された場合又は耐火建
 築促進法(昭和二十七年法律第百
 六十号)第十五條の規定によつて
 耐火建築物の一部の所有権をもつ
 て損失を補償された場合における
 当該土地の取得又は当該耐火建
 築物の一部の取得に對しては、不動
 産取得税を課することができな
 い。

(形式的な所有権の移転等に対す
 る不動産取得税の非課税)
 第百十一條の七 道府県は、左の各号
 に掲げる不動産の取得に對しては、
 不動産取得税を課することができ
 ない。

一 相続(包括遺贈及び被相続人
 から相続人に対してなされた遺
 贈を含む)に因る不動産の取得
 二 法人の合併に因る不動産の取
 得

三 委託者から受託者に信託財産
 を移す場合における不動産の取
 得
 四 委託者のみが信託財産の元本
 の受益者である信託により受託
 者から元本の受益者に信託財産
 を移す場合における不動産の取
 得

五 信託の受託者が更迭した場合
 における新受託者による不動産
 の取得
 六 保険業法の規定によつて会
 社がその保険契約の全部の移
 転契約に基いて不動産を移転す
 る場合における不動産の取得

七 日本電信電話公社法施行法
 (昭和二十七年法律第二百五十
 一号)第十條の規定によつて日
 本電信電話公社が政府と財産を
 交換する場合における不動産の
 取得

八 国有林野整備臨時措置法(昭
 和二十六年法律第二百四十七
 号)第一条第一項の規定によつて
 国有林野を国有林野と交換す
 る場合における土地の取得

九 森林法第八十六條第二項に規
 定する生産組合がその組合員と

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 地方税法の一部を改正する法律案

なる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

(不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権)

第百十一條の八 道府県の徴税吏員は、不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該不動産取得税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百十一條の三十六第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)
第百十一條の九 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(不動産取得税の納税管理人)
第百十一條の十 不動産取得税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に關する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。

納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)
第百十一條の十一 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
第百十一條の十二 道府県は、不動産取得税の納税義務者が第百十一條の十の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしない場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 課税標準及び税率
(不動産取得税の課税標準)
第百十一條の十三 不動産取得税の課税標準は、不動産取得した時における不動産の価格とする。

2 家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)
第百十一條の十四 住宅を建築(新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下第二項において同じ。)した場合における当該住宅の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。)につき百万円を価格から控除するものとする。

2 共同住宅等以外の住宅を建築した者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあつては、前後の建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして前項の規定を適用する。

3 公営住宅及びこれに準ずる住宅(以下本項において「公営住宅等」という。)を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして第一項の規定を適用する。

134 耐火建築促進法第五条又は第十条の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(家屋を増築した場合においては、当該増築に係る部分をいう。)の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該補助金の額を価格から控除するものとする。

145 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)第十八條の規定に基づく資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付を受けた資金の額を価格から控除するものとする。

156 法律の規定により土地又は家屋を収用することができる事業(以下本項において「公共事業」という。)の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡した日から一年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産(以下本項において「被収用不動産等」という。)に代るものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固

定資産課税台帳に登録されてない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税の税率)
 第百一十一條の十五 不動産取得税の標準税率は、百分の三とする。

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。

第三款 賦課及び徴収
 (不動産取得税の納期)
 第百一十一條の十六 不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

(不動産取得税の徴収の方法)
 第百一十一條の十七 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴収令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)
 第百一十一條の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に關し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)
 第百一十一條の十九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産所得税に係る不申告等に関する過料)
 第百一十一條の二十 道府県は、不動産の取得者が第百一十一條の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合において、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合において、

ては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

(不動産の価格の決定等)
 第百一十一條の二十一 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損壊、その他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その他の必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行つた結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に對し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)
 第百一十一條の二十二 市町村長は、第百一十一條の十八第三項の規定によつて送付又は通知する場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

(固定資産課税台帳等の供覧等)
 第百一十一條の二十三 道府県知事が

市町村長に對し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
 第百一十一條の二十四 道府県は、土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築した場合においては、当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、当該税額から六十万円(共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは賃貸する事業を行う者が譲渡し、若しくは賃貸するのための住宅を二以上新築した場合において当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の床面積の合計の二倍の面積の坪数を乗じて得た金額が六十万円をこえるときは、当該金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前項の規定を適用する。

(住宅を新築する土地の取得に對する不動産取得税の徴収猶予)

第百十一條の二十五 道府県は、土地の取得に對して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限り、当該土地に係る不動産取得税のうち同条第一項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 前項の申告は、第百十一條の十八の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、道府県の条例の定めるところによつて、あわせてしなければならない。

(住宅を新築する土地の取得に對する不動産取得税の徴収猶予の取消)

第百十一條の二十六 道府県は、前条第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第百十一條の二十四第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

(住宅を新築する土地の取得に對する不動産取得税の還付)

得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第百十一條の二十四の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同条第一項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に對して課する不動産取得税の還付)

第百十一條の二十八 道府県は、地方鉄道敷設法第二條第一項の地方鉄道業者が同法第八條第一項の規定によつて地方鉄道の営業用固定資産について補助金の交付を受けた場合において、当該営業用固定資産のうち不動産についてすでに徴収した不動産取得税があるときは、当該地方鉄道業者の申請に基づいて、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金のうち当該不動産に對する補助金の額に税率を乗じて得た額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第百十一條の二十九 詐偽その他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額は五十万円をこえる場合においては、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納期限の延長)

第百十一條の三十 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産取得税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができ、

(不動産取得税の減免)

第百十一條の三十一 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することができる。

(納期限後に納付する不動産取得税の延滞金)

第百十一條の三十二 不動産取得税の納税者は、第百十一條の十六の納期限(第百十一條の三十の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、

その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、納税者が第百十一條の十六の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(違法又は錯誤に係る不動産取得税の賦課の取消)

第百十一條の三十三 不動産取得税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ、

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款 督促及び滞納処

分

(不動産取得税に係る督促)

第百十一條の三十四 納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発送しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(不動産取得税に係る督促手数料)
第百十一條の三十五 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴取しなければならない。

(不動産取得税に係る滞納処分)
第百十一條の三十六 第百十一條の三十四の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便

をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(不動産取得税に係る滞納処分に關する罪)
第百十一條の三十七 不動産取得税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該滞納処分の執行を免かせる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該滞納処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該滞納処分の執行を受けた後、その執行を免かせる目的でこれらの行為をした場合においても、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かせる目的で前項に規定する行為をした場合には、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して、当該各項の罰金を科する。(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に關する検査拒否の罪)

第百十一條の三十八 第百十一條の三十六第一項の場合において、国税徴収法第二十一條ノ三第二項の規定の例によつて行つ道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は隠蔽した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(不動産取得税に係る交付要求)
第百十一條の三十九 納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相續人に對して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができる。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 納税者について相續の開始があつた場合において、相續人が限定承認をしたとき。

(不動産取得税に係る延滞加算金)
第百十一條の四十 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四錢の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通の絶その他のやむを得ない事由があると認めるとき。

各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相續人に對して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができる。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 納税者について相續の開始があつた場合において、相續人が限定承認をしたとき。

(不動産取得税に係る延滞加算金)
第百十一條の四十 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四錢の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通の絶その他のやむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができる。

第五款 犯罪取締
(不動産取得税に係る犯罪事件に關する国税犯則取締法の準用)
第百十一條の四十一 不動産取得税に關する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第百十一條の四十二 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の税務官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行ふものとする。この場合において、道府県知事は、不動産取得税に關する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行つて発見された場合に限り、税務署長の職務を行ふことができる。

第百十一條の四十三 第百十一條の四十一の場合において、収税官吏の職務を行ふ者は、その所属する道府県の区域外においても不動産取得税に關する犯罪事件の調査を行ふことができる。

第百十一條の四十四 第百十一條の四十一の場合において、不動産取得税に關する犯罪事件は、間接国税以外の国税に關する犯罪事件とする。

第四節 道府県たばこ消費
税

(道府県たばこ消費税の納税義務者等)

第百十二条 道府県たばこ消費税

(以下本節において「たばこ消費税」という。)は、日本専売公社(以下本節及び第三章第四節において「公社」という。)がたばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)第二十九条第一項に規定する小売人(以下本節及び第三章第四節において「小売人」という。)に売り渡す製造たばこに對し、小売人がその販売の時によるべき同法第三十四條第一項の小売定価(以下本節及び第三章第四節において「小売定価」という。)を課税標準として、小売人の営業所在の道府県において、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに對しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の道府県において、公社に課する。

(たばこ消費税の税率)

第百十二條の二 たばこ消費税の税率は、百十五分の五とする。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等)

第百十二條の三 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者に質問することができる。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 道府県知事がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに關する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、關係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第百十二條の四 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2 公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

8 公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4 道府県知事は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により關係書類を閲覧し、若しくは記録する際において公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に對し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5 公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

(たばこ消費税の納期限の延長)

第百十二條の五 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に對し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)

第百十二條の六 公社は、第百十二條の四第二項の納期限後にその税金(同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。)を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、公社が第百十二條の四第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

「第三節 遊興飲食税」を「第五節 遊興飲食税」に改める。

第百十四條の二第二項を次のように改める。

道府県は、もつぱら遊興その他これに類するものを提供する場所や飲食店等において、一人一回の料金が百円以下である飲食又は大衆飲食店等で定めらるるものにおける一人一回の料金が百二十円以下である飲食に對しては、遊興飲食税を課することができる。

む。以下本条において同じ。)を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、公社が第百十二條の四第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

「第三節 遊興飲食税」を「第五節 遊興飲食税」に改める。

第百十四條の二第二項を次のように改める。

道府県は、もつぱら遊興その他これに類するものを提供する場所や飲食店等において、一人一回の料金が百円以下である飲食又は大衆飲食店等で定めらるるものにおける一人一回の料金が百二十円以下である飲食に對しては、遊興飲食税を課することができる。

第百十四條の二に次の一項を加える。

道府県は、政令で定める大衆旅館における宿泊で一人一回の宿泊料金が四百円から七百円までの金額の範囲内で当該旅館の所在する地域の区分に従ひ政令で定める金額以下のものに對しては、遊興飲食税を課することができる。

「第四節 自動車税」を「第六節 自動車税」に改める。

第百四十七條第一項各号を次のように改める。

一 乗用車

普通自動車に属するもの

營業用

二 トラック用

營業用

三 バス

主として觀光貨物用のもの

揮発油を燃料とするもの

揮発油を燃料とするもの

その他

年額 四万五千円

年額 三万円

年額 五万円

の、社会福祉法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条の規定に基く国家公務員の団体、国会議員法第十八条の二の規定に基く国会議員の団体並びに地方公務員法第五十四条の規定に基く地方公務員の団体

二 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く)及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合で政令で定めるもの

第三百三十三条第二項中「第二百九十四条第二号から第四号までの者」の下に「(第二百九十六号第一号の者を除く)」を加える。

第三百四十四条中「所得税法第二十七条第一項」を「所得税法第二十七條第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百七条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月三十日まで、総理府令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

め、同条第二項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百一十一条第一項の表中「七百円」を「六百円」に、「五百円」を「四百円」に、「三百円」を「二百円」に改め、同条第二項中「九百円、六百五十円及び四百円」を「八百円、五百五十円及び三百円」に改め、同条第三項中「政令で定める」を「政令で定めるところによつて計算したものによつて」に改める。

第三百一十三条の見出し中「所得割」の下に「及び法人税割」を加え、同条第一項及び第二項中「百分の十」を「百分の七・五」に改め、同条第三項中「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第五項中「法人税割を課税標準として課する市町村民税(以下「法人税割」という。))」を「法人税割」に、「百分の十二・五」を「百分の七・五」に、「百分の十五」を「百分の九」に改める。

第三百一十四条を次のように改め、第三百一十四条の二を削る。

第三百一十四条 削除

第三百一十五条第二号中「所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書」を「所得税法第二十七條第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。))の申告書」に改める。

第三百一十九条の見出し中「徴収の方法」を「徴収の方法等」に改め、同条中「(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。))」を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする。

第三百一十九条の二の次に次の一条を加える。

(所得税において純損失の繰戻控除が認められた場合における所得割額の減額)

第三百一十九条の三 市町村は、市町村民税の納税義務者で当該年度の初日の属する年の前年前三年間に純損失が生じたため所得税法第三十六條の規定によつて所得税額の還付を受けたものについては、その申請に基き、当該純損失の金額が前年の所得税の計算について同法第九條の二の規定を適用した場合において控除を認められるものであるときに限り、当該純損失の金額が同法同条の規定によつて控除されたものとみなして仮に算定した所得税額等を基礎として仮に算定した所得割額と当該年度分の所得割額との差額を当該年度分の所得割額から減額するものとする。この場合において、同法同条の規定によつて控除されたものとみなす金額は、前年度以前の年度の所得割について控除されたものとみなされなかつた金額に限る。

第三百二十一條の四第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第三百二十一條の五第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月から翌年二月まで」を「六月から翌年三月まで」に改め、同条第三項中「翌月の十日」の下に「(同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までである場合において、七月十日)」を加える。

第三百二十一條の八第一項及び第二項中「以下法人税割について同様とする。」を削り、同条第四項中「課

税標準の算定期間」の下に「(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税割について同様とする。))」を加える。

第三百二十一條の八に次の一項を加える。

5 法人税法第十八條第一項又は第二十一條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五日以内に開始した事業年度において繰損金が増益金をこえることとなつたため、同法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第九條第五項の規定を適用した場合において損金に算入することと認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額(第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額と)の差額を当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとする。この場合において、法人税法第九條第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす金額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

第三百二十一條の十を次のように改める。

第三百二十一條の十 削除

第三百二十一條の十二第二項中「よるものとし、第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同条第三項に規定する納期限によるものとする。」を「よるものとする。」に改める。

第三百二十一條の十三第一項及び第三百二十四條第一項中「(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。))」を削る。

第三百二十七條第一項中「(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同条第三項の納期限)」を削り、「納付又は納入の日までの期間」の下に「(法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二條の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一條の八第四項の規定に基き申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税法第四十二條第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。))」を加える。

第三百三十四條の次に次の一条を加える。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四條の二 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるときは、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるものとする。

第三百四十一条第四号但書を次のように改める。

但し、自動車税の課税客体である自動車並びに自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車を除くものとする。

第三百四十二条の見出しを「(固定資産税の課税客体等)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百四十三條第二項後段中「又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは」を「若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅している」といふ、又は所有者として登録されている第三百四十八條第一項の者が同日前に所有者でなくなつてゐるときは」に改め、同條第四項中「償却資産」を「償却資産課税台帳」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 農地法第九條の規定によつて國
が買収した農地（農地法施行法
（昭和二十七年法律第二百三十号）
第五條第一項の規定によつて農地
法第九條の規定により國が買収し
たものとみなされる農地を含む）

律第八十七号) 第五十二条、相續
又は旧財産移法(昭和二十二年法
税法(昭和二十五年法律第七十三
号) 第四十一条、所得税法の一經
を改正する法律(昭和二十六年法
律第六十三号) による改正前の所
得税法第五十七条の四、戦時補償
特別措置法(昭和二十一年法律第
三十八号) 第二十三条若しくは財
産税法(昭和二十一年法律第五十
二号) 第五十六条の規定によつて
国が取納した農地については、買収

し、又は取納した日から国が当該農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その日後当該売渡の相手方が土地台帳に所有者として登録される日までの間はその売渡の相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

第三百四十三條第六項中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）」を「都市計画法若しくは特別都市計画法」に改め、「土地区画整理の下に又は土地改良法による土地改良事業」を加へ、「換地予定地の他の仮に使用し」、「を換地予定地、一時利用地その他の仮に使用し」に、「第三百八十一條第七項」を「第三百八十一條第八項」に、「換地処分」を「換地処分又は換地計画」に改める。

第三百四十八條第二項第二号〇〇の
日本放牧協會の一号、土地改良区、土地改良
次に次の号を加へる。
改正表を加へ、同条同項同号
二の二 帝都高速度交通営団法
(昭和十六年法律第五十二号)に
よる帝都高速度交通営団が直接
地下高速度交通事業の用に供す
るトンネル

第三百四十八條第二項第三号中
〔昭和二十六年法律第二百六十六号〕
及び「昭和二十年勅令第七百十九
号」を削り、同条同項第六号に「並
びにもつばら公共の危害防止のため
にする鍼灸及び鍼灸の処理に係る
施設」を加え、同条同項第十一号の
次に次の一号を加える。

十一の二 健康保険組合、健康保
險組合連合会、国民健康保険組
合、国民健康保険の事業を行う。

法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、且つ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

十一の三 所有し、且つ、経営する病院、診療所及び政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産

第三百四十八條第四項を削り、同
 第五項を「同条第四項及び労働金
 庫第五項」を同条第四項とし、同条
 第六項を削る。
 第六項を「労働組合、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合、信用金庫及び信用金庫連合会を」
 第七項を「農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産協同組合共済会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合」に改め、同項
 第三百四十九条から第三百五十条
 までは次のように改める。

(固定資産税の課税標準)
第三百四十九条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。
(発電、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九條の二 新たに建設せられた発電所、変電所又は送電施設を用に供する家屋（もつぱら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産で、電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者並びに農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）第二條第一項の農林漁業団体がその用に供するものに對して課する固定

資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について、当該固定資産の価格（賦課期日現在における固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下本条において同様とする。）の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該固定資産の価格の三分の二の額とする。

2 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに営業路線を開業するために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（以下本項中「構築物」といふ。）営業路線の軌間を拡張し、又は営業路線を複線化するために

敷設した構築物を含む。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

3 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四條第二項若しくは第三項又は第六條の規定の適用を受ける機械設備等（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産

税に限り、当該機械設備等の価額の二分の一の額とする。

4 所得税法第二十條又は法人税法第六條に規定する重要物産の製造、採掘又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備（以下本項中「機械設備等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのない

ものを取得し、又は機械設備等
自ら製作して、これを当該事業の
用に供する場合においては、当該
機械設備等に対して課する固定資
産税の課税標準は、前条の規定に
かわらず、当該機械設備等に對
して新たに固定資産税が課される
こととなつた年度から三年度分の
固定資産税に限り、当該機械設備
等の価格の二分の一の額とする。
機械設備等の範圍は、企業合理化
促進法第六条の規定の適用を受け
る機械設備等に類するものについ

5. 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で總理府令で定める規格に適合するもの又はもつぱら國際路線に就航する航空機に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶又は航空機の価格の三分の一の額とする。

6 昭和三十八年十二月三十一日
 すでに航空運送事業を開始した者が
 所有し、且つ、運航する航空機
 (前項の規定の適用を受けるものを
 除く。)に対して課する固定資産
 税の課税標準は、前条の規定にか
 かわらず、当該事業を開始した日
 の属する年の翌年の四月一日の属
 する年度から三年度分の固定資産
 税については当該航空機の価格の
 三分の一の額とし、その後三年度

分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。

(大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等)
第三百四十九条の三 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額(前二条の規定によつて固定資産税の課税標準となる

市町村の区分	金 額
人口五千人未満の町村	一億円
人口五千人以上二万人未満の町村	一億二千万円に人口千人を増すごとに二千万円を加算した額
人口二万人以上三万人未満の市町村	二億一千万円に人口千人を増すごとに二千万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	四億円(当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が四億円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする)

2 前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の収入見込額(地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条第二項の基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下本項において同様とする。)を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することのできる固定資産税の収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)という。以下本項において同様とする。)が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政需要額(前年度の基準財政需要額)という。以下本項において同様とする。)の百分

べき額をいう。以下本条において同様とする。)の合計額が左の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの(以下「大規模の償却資産」という。)に対しては、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。

の百二十に満たないこととなる市町村については、同項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

分合又は境界変更後存続する市町村の前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃に因り、当該年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて価額を決定した場合、第四百十七条第一項の規定によつて価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならぬ。

8 自治庁長官は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

(固定資産税の税率)
第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の三をこえることができない。

2 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一をこえる場合において、固定資産税の税率を百分の二をこえて定めようとするときは、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出なければならない。

4 道府県知事は、前項の規定によつて届出書を受け取つた場合においては、届出書を受け取つた日から二十日以内に、意見書を添えて自治庁長官にこれを送付しなければならない。

5 自治庁長官は、前項の規定によつて届出書の送付を受けた場合においては、当該市町村が届出に係る税率による収入に災害その他やむを得ない事由に因る特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除く外、当該市町村において適用すべき固定資産税の税率を固定資産の全部又は一部について当該届出に係る税率から百分の二までの間に制限することを指示することができる。

7 市町村は、前項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る税率をこえて固定資産税を課することができない。

3 前項の規定による届出は、文書をもつてし、道府県知事を経由して、しなければならない。

3 前項の場合において、前年度の初日後当該年度の賦課期日までの間に市町村の設置分合又は境界変更があつたときにおける当該設置

第三百六十条及び第三百六十一条
削除

第三百六十三條を次のように改め
る。

第三百六十三條 削除

第三百六十四條第四項から第十一
項までを削る。

第三百六十八條の二を削る。

第三百六十八條第一項中「若しく
は第三百八十四條の規定によつて市
町村長に申告をする義務がある者」
を「若しくは第七百四十五條第一項に
おいて準用する第三百八十三條の規
定によつて市町村長若しくは道府県
知事に申告をする義務がある者」に、
「第四百十七條」の下に「又は第七百
四十三條第二項」を加え、「決定し
た」を「決定し、又は修正した」に改
め、同条同項に次の但書を加える。

但し、不足税額とすでに市町村
長が徴収した固定資産税額との合
計額が第三百四十九條の三の規定
によつて当該市町村が固定資産税
の課税標準とすべき金額に對する
固定資産税額をこえることとなる
場合においては、当該市町村長が
追徴すべき不足税額は、すでに徴
収した固定資産税額と同条の規定
によつて当該市町村が固定資産税
の課税標準とすべき金額に對する
固定資産税額との差額を限度とし
なければならない。

第三百六十八條第二項及び第三百
六十九條第一項中「第三百六十二
條又は第三百六十三條の各納期限」を
「第三百六十二條の納期限に改め
る」。

第三百七十條第一項中「第三百六
十八條第一項の規定によつて不足税
額を追徴されることとなつた者を含
む」を削り、同項但書を次のよう
に改める。

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 地方税法の一部を改正する法律案

但し、第三百九十八條第一項又
は第七百四十四條第一項の規定に
よつて道府県知事又は自治庁長官
に異議の申立をすることができ
る事項及び第四百三十二條の規定に
よつて審査の請求をすることがで
きる事項については、市町村長に異
議の申立をすることができない。

第三百七十五條第五項中「訴願し、又
は裁判所に訴出する」を「訴願する」
に改め、同条第十項中「若しくは出
訴」を削る。

第三百七十三條第十項及び第十一
項を削る。

第三百八十一條第一項中「第三百
四十三條第二項後段の場合にあつて
は、現にその土地を所有する者」及
び同条第三項中「第三百四十三條第
二項後段の場合にあつては、現にそ
の家屋を所有する者」を「第三百四十
三條第二項後段及び同条第四項の場
合にあつては、当該各項の規定によ
つて固定資産税を課されることとな
る者」に改め、同条第六項を同条第
七項とし、同条第七項を同条第八項
とし、同条第五項の次に次の一項を
加える。

6 市町村長は、前五項に定めるも
のの外、第三百四十九條の二の規
定の適用を受ける固定資産につい
ては当該固定資産の価格に同条各
項に定める率を乗じて得た金額
を、第三百四十九條の三の規定の
適用を受ける償却資産については
同条の規定によつて市町村が固定
資産税の課税標準とすべき金額を
固定資産課税台帳に登録しなければ
ならない。

第三百八十三條第一項中「第三百
八十九條第一項又は第三百九十一條
第一項の規定によつて道府県知事又
は自治庁長官が評価すべき償却資産

の所有者を除く。」を「(第三百八十
九條第一項の規定によつて道府県知
事若しくは自治庁長官が評価すべき
償却資産又は第七百四十二條第一項
若しくは第三項の規定によつて道府
県知事が指定した償却資産の所有者
を除く。）」に改め、同条第三項を削
る。

第三百八十四條を次のように改め
る。

第三百八十四條 削除

第三百八十五條第一項中「又は前
条」を削る。

第三百八十六條第一項中「又は第
三百八十四條」を削る。

第三百八十八條に次の一項を加え
る。

3 自治庁長官は、前項第二号の評
価の基準並びに同項第三号の評価
の実施の方法及び手続について
は、これを市町村長に示す際あわ
せて道府県知事に對しても示さな
ければならない。

第三百八十九條第一項中「第三百
九十二條の二」を削り、「及びそ
の価格を決定し、決定した価格
を」並びにその価格及び第三百四十
九條の二の規定の適用を受ける固定
資産についてはその価格にそれぞれ
同条各項に定める率を乗じて得た額
(以下固定資産税について「価格等」
という)を決定し、決定した価格等
に改め、同条第二項から第五項まで
中「価格を(価格等)」に改める。

第三百九十条から第三百九十二條
までを次のように改め、第三百九十
二條の二を削る。

第三百九十条から第三百九十二條ま
で 削除

第三百九十四條の見出しを「(道府
県知事又は自治庁長官によつて評価
される固定資産の申告)」に改め、同
条第一項中「又は第三百九十一條第
一項」を削り、同条第二項から第七
項までを削る。

第三百九十六條第一項各号列記以
外の部分中「価格を(価格等)」に改
め、「若しくは第三百九十一條第一
項」を削る。

第三百九十八條の見出し中「価格」
を「価格等」に改め、同条第一項中
「又は第三百九十一條第一項」を削
り、同条同項及び同条第八項中「價
格を(価格等)」に改める。

第三百九十九條の見出し中「価格」
を「価格等」に改める。

第四百条中「価格を(価格等)」に改
める。

第四百条の次に次の一條を加え
る。

(大規模の償却資産の価格等の登
録)

第四百条の二 市町村長は、第七百
四十三條又は第七百四十四條第三
項の規定による通知を受けた場合
においては、遅滞なく、当該通知
に係る償却資産の価格等及び市町
村が課する固定資産税の課税標準
となるべき金額を固定資産課税台
帳に登録し、又は登録されている
これらの事項を修正して登録しな
ければならない。

五 第四百十一條の二十一第四項の
規定によつて固定資産の価格の
決定について助言をすること。

第四百十三條第一項を次のように改
める。

市町村長は、第三百八十九條又
は第七百四十三條の規定によつて
道府県知事又は自治庁長官が固定
資産を評価する場合を除く外、自
治庁長官が示した評価の基準並び
に評価の実施の方法及び手続に準
じて、固定資産の価格を決定しな
ければならない。

第四百八条第二項中「実地調査の
結果」の下に「(第四百十一條の二十一
第三項の通知に係る固定資産にあつ
ては、当該固定資産について改築、
損かきその他特別の事情があるため
当該通知に係る価格により難い場合
を除く外、当該通知に係る価格)」を
加える。

第四百九條を次のように改める。

第四百九條 削除

第四百十條中「価格を(価格等)」に
改める。

第四百十一條から第四百十三條ま
でを次のように改める。

資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は自治庁長官は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

3 第三百八十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八条中「価格」を「価格等」に改め、但書を削る。

第四百十八条の二を削る。

第四百十九条の見出し並びに同条第二項及び第三項、第四百二十条、第四百二十一条の見出し及び同条第一項並びに第四百二十二条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百二十九条を次のように改め、第四百二十九条の二を削る。

第四百二十九条 前除

第四百三十二条中「土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く。」を「土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができない事項を除く。」に改め、「第四百三十六条、第四百六十六条の二及び」を削り、「第四百七十七条」を「第四百七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による審査の請求があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができ

第四百三十三条第一項中「前条を」を「前条第一項に改め、同条第二項中「申請があつたときは」の下に「特別の事情がある場合を除き」を加え、同条第六項中「第一項の審査は、」を「口頭審査の手続による審査は、」に改める。

第四百三十四条第一項中「訴訟し、又は裁判所に出訴する」を「訴訟する」に改め、同条第八項中「同項若しくは」を削る。

第四百三十五条中「価格」を「価格等」に改める。

「第三節 自転車税」を「第三節 自転車荷車税」に改める。

第四百四十二条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項中「自転車税」を「自転車荷車税」に、「自転車」を「自転車及び荷車」に改め、同条第二項中「自転車」を「自転車又は荷車」に、「自転車」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十三条中「自転車税」を「自転車荷車税」に、「自転車」を「自転車及び荷車」に改める。

第四百四十四条を次のように改める。

(自転車荷車税の標準税率)

第四百四十四条 自転車荷車税の標準税率は、左の各号に掲げる自転車又は荷車に対し、一台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 自転車	二 荷車
原動機付自転車	その他
年額五百円	年額二百円
原動機付自転車	その他
年額八百円	年額四百円
原動機付自転車	その他
年額一千円	年額六百円

第四百四十五条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四百四十五条の二の規定によつて新たに取得された自転車又は荷車に対して課する自転車荷車税の賦課期日は、その新たに取得された日の属する月の翌月の一ととする。

第四百四十五条第二項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

(自転車荷車税の月割課税)

第四百四十五条の二 四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その新たに取得された日の属する月の翌月から翌年の三月まで月割をもつて、自転車荷車税を課する。

第四百四十六条から第四百六十二条まで中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百六十三条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「自転車税額」を「自転車荷車税額」に改める。

第四節を次のように改める。

第四節 市町村たばこ消費

(市町村たばこ消費税の納税義務者等)

第四百六十四条 市町村たばこ消費税(以下本節において「たばこ消費税」という)は、公社が小売人に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時に、小売人の営業所所在の市町村において、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の市町村において、公社に課する。

(たばこ消費税の税率)

第四百六十五条 たばこ消費税の税率は、百十五分の十とする。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等)

第四百六十六条 市町村の徴税吏員

は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他のたばこ消費税の賦課徴収に直接関係がある者との認められる者に質問することができ

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市町村長がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第四百六十七条 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2 公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在の市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

3 公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合におい

八三三

- 3 都が前項の個人又は法人の都民税の全部を課する場合には、第一、第二項及び本条第一項の規定にかかわらず、道府県民税たる都民税と市町村民税たる都民税とを一の税とみなして、これについて、第三章第一節の規定を準用する。この場合において、同章同節中「市町村民税」「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都民税」「都」又は「都知事」と、第三百一十一條第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百円」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、第三百十三條第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第三項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第五項中「百分の七・五」又は「百分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十一・五」又は「百分の十五」と読み替へるものとする。
- 4 特別区が第七百三十六條第一項の規定によつて市町村民税たる都民税を課することとなつた場合における都に對する道府県に關する規定の準用については、第一章第二項後段に規定するものの外、第二章第一節の規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」又は「特別区長」と読みかへるものとする。
- 5 都が第一項の規定によつてその特別区の存する区域において、固定資産税を課する場合において、第三百四十九條の三の規定は、適用しない。
- 第七百三十七條中「市町村民税」を「道府県民税、市町村民税」に改める。
- 第六章を削り第五章に次の一節を加える。
- 2 市町村長は、前項の規定による
- 第二節 固定資産税の特例
(大規模の償却資産に對する道府県の課税権)
第七百四十條 大規模の償却資産が所在する市町村(第三百八十九條第一項の規定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下本条において同じ)を包括する道府県は、普通税として、第四章第二項各号に掲げるものを課する外、当該大規模の償却資産に對し、当該大規模の償却資産の価額(第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき金額をいう。)のうち第三、四百四十九條の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができ固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。(道府県が課する固定資産税の税率)
第七百四十一條 大規模の償却資産に對して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。
- 2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對してその旨を届け出なければならぬ。(大規模の償却資産の指定等)
第七百四十二條 道府県知事は、第七百四十條の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九條の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。
- 2 市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外に、第七百四十條の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があることを、その旨を道府県知事に通知しなければならぬ。
- 3 道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。(大規模の償却資産の価格等の決定等)
第七百四十三條 道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。
- 2 道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。(大規模の償却資産の価格等の決定に關する異議の申立及び出訴)
第七百四十四條 前条の通知を受けた納税義務者は、その価格等の決定について不服がある場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、文書をもつて、道府県知事に異議の申立をすることができ、前条の通知を郵便をもつて発送した場合においては、その到達した日から四日を經過した日をもつて同条の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。
- 3 第一項の規定による異議の申立を受けた道府県知事は、その申立を受理した日から三十日以内に決定し、遅滞なく、これを申立人及び関係市町村長に通知しなければならぬ。
- 4 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項の期間に算入しない。
- 5 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
- 6 第一項の規定による出訴の申立又は前項の規定による出訴があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は停止しない。但し、地方団体の長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)
第七百四十五條 大規模の償却資産に對して道府県が課する固定資産税の賦課徴収等に關しては、本節に特別の定めがあるものを除く外、第三百四十一條第四号及び第五号、第三百四十三條第一項、第三百五十三條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十四條から第三百六十七條まで、第三百六十九條、第三百七十七條第一項から第五項まで及び同条第八項から第十項まで、第三百七十一條から第三百七十七條まで、第三百八十三條、第三百八十五條、第三百八十六條、第四百三條並びに第四百四十四條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村」とあるのは「道府県」と、「市町村長」とあるのは「道府県知事」と、第三百七十七條第五項中「道府県知事」に訴願することができ、とあるのは、「裁判所に訴願すること」が、と読み替へるものとする。
- 2 道府県知事は、第三百八十三條若しくは前項において準用する第三百八十三條の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は第三百九十四條の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより第四百七十七條又は第四百七十八條第三項の規定によつて当該償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基いて、その者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額を追徴しなければならぬ。この場合においては、不足税額のうち、第三百六十八條第一項但書の規定によつて市町村長が追徴することができ額があるときは、道府県知事の追徴すべき額は、当該不足税額から当該市町村長が追徴することができ額を控除した額とする。
- 3 第三百六十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて道府県知事が不足税額を追徴する場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは「道府県」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替へるものとする。

(道府県が課する固定資産税に係る犯罪事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七百四十六條 道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

2 前項の場合において、国税局長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、道府県が課する固定資産税に関する事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

3 第一項の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

4 第一項の場合において、道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

附則

(施行期日) ○公布の日から起算して、
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除く外、法人(法人税法第四條の法人を除く。)の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月

一日の属する事業年度分から、法人の行方事業に対する事業税に關する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、法人の市町村民税に關する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分(〇〇金課税に關する部分を除く。)は昭和二十九年四月一日の属する事業年度から適用する。

3 新法第五十三條第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において繰上金が増益金をこえることとなつたため法人税法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から適用する。

4 昭和二十九年年度の個人の道府県民税に係る徴税令書には、新法第四十一條第一項においてその例によることとなつた同法第一條第一項第六号及び第三十九條の二第一項の規定にかかわらず、普通徴収に係る個人の道府県民税の額を記載することをもつて足りるものとする。

5 (事業税に関する規定の適用) 道府県は、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までとの間に於いて事業年度が終了する新法第九十四條第三項に規定する法人の行方事業に對しては、同法同條同項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

6 前項に規定する場合を除く外、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までとの間に於いて事業年度が終了する法人の行方事業に對する事業税の課税標準は、新法第八十八條、第九十條及び第九十四條の規定にかかわらず、電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業にあつては当該事業年度

の収入金額、その他の事業にあつては当該事業年度の所得及び清算所得による。但し、当該法人のうち地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものが昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までとの間に解散した場合において同年同月同日までに清算が終了したときにおける事業税の課税標準は、清算所得による。

7 昭和二十九年四月一日前に地方鉄道整備法第三條第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受け、又は同法第八條第三項の規定による補助を受けたものについては、同年同月同日において当該認定を受け、又は当該補助を受けたものとみなして、新法第九十四條第二項の規定を適用する。

8 附則第六項の法人の行方事業に對する事業税の標準税率は、新法第九十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業を行う法人(第二号に掲げる法人を除く。) 収入金額の百分の一・六
二 附則第六項但書の適用を受ける法人 清算所得の百分の十二
三 その他の事業を行う法人 新法第九十八條第一項第二号に規定する特別法人 所得及び清算所得の百分の八

9 附則第六項の法人 所得及び清算所得の百分の十二
附則第六項の法人で地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものに對する事業税の課税標準又は事業税額の更正又は決定については、新法第一百

條の六及び第一百十條の八の規定にかかわらず、同法第一百十條の八の規定を適用するものとする。

10 附則第六項の法人(新法第九十八條第一項第二号に規定する特別法人を除く。)で二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業以外の事業を行うものに對する新法第一百十條の十五第一項の適用については、その課税標準である所得の総額が年五十万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、同法第九十八條第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項中同じ。)をこえる場合において、当該所得の総額を年五十万円以下の金額とすることを要しないものとする。

11 新法第一百十條第一項、第一百二條第一項、第一百五條第一項、第一百六條第一項、第一百七條第一項又は第一百八條第一項の規定により昭和二十九年五月三十一日以前に法人の行方事業に對する事業税を申告納付しなればならないこととなる法人については、昭和二十九年年度の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年五月三十一日とする。

12 前項の規定によつて昭和二十九年五月三十一日まで新法第一百二條若しくは同法第一百五條の規定による申告納付と同法第一百五條若しくは同法第一百六條の規定による申告納付又は同法第一百五條若しくは同法第一百六條の規定による申告納付とをあわせて行わなければならないこととなる法人については、同法第一百二條若しくは同法第一百五條又は同法第一百六條の規定による申告納付をすることを要しないものとする。

13 地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業以外の運送業、運送取扱業、生命保険業、農業若しくは林業を行う法人又は新法第九十四條第三項に規定する法人(新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつたものを除く。)でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について申告納付すべき事業税は、前項に該當する場合を除き、同法第一百二條第一項但書の規定によつて申告納付しなればならない。

14 昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までとの間に解散した法人が新法第一百五條又は同法第一百六條の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散當時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、同法第一百五條及び同法第一百六條の規定にかかわらず、当該二回以上終了した各事業年度の所得若しくは収入金額に對する事業税額又は当該それぞれ分配に係る残余財産のうち解散當時の資本金額等を計算してこれを申告納付しなればならない。

15 昭和二十八年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算の終了しないものは、新法第一百五條から第一百七條までの規定によつて清算所得に對する事業税を申告納付しなればならない。この場合においては、当該法人は、新法第一百五條又は同法第一百六條の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合に

おいて、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、前項の規定に準じて申告納付しなければならない。

16 個人の行ふ事業に對する昭和二十九年度分の事業税に限り、新法第九十三条第一項但書の規定にかかわらず、旧未復員者給与法（昭昭二十二年法律第八十二号）又は旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額は、總収入金額に算入せず、また、当該給付に係る経費は、必要な経費に算入しないものとする。

17 個人の行う事業に対する昭和二
 〇から政令で定まる年度の兩年
 十九年度〇分の事業税に限り、所
 得までの各年度
 得から控除すべき金額は、新法第
 九十七条第一項の規定にかかわら
 ず、年六万四とする。

18 (入場税に関する規定の適用)
改正前の地方税法第七十五条に規定する場所への入場又は施設の
入場税法(昭和二十九年法律第
利用で昭和二十九年四月一日以後
号)施行の日

稅法第八十七條
同法第八十七條の規定により徴収されたる入場税については、なお、従前の例による。この場合において、入場税の特別徴収義務者が改正前の同法第八十七條第三項の規定によつて徴収した入場税の額が入場稅法（昭和二十九年法律第 号）の適用があつたものとした場合において徴収すべき入場税の額をこえるため、当該入場税の納税者の請求に基いてそのこえる部分

に相当する金額を返還したときは、道府県は、当該特別徴収義務者の請求に基づき、当該道府県の条例で定めるところにより、その返還した部分に相当する額を還付しなければならぬ。

（不動産取得税に関する規定の適用）

19 新法第百十一條の二から第百十
一條の四十四までの規定は、建築
された家屋に対して課する不動産
取得税については、昭和二十九年
七月一日から適用する。

20 昭和二十七年五月十五日以前に

おいて旧連合國最高司令官の要求に基いて使用されていた土地又は家屋で政令で指定する区域にあるものが返還された場合において、昭和二十九年七月一日以後当該土地に家屋を新築し、又は当該家屋

を増築し、若しくは改築したときは、その新築、増築又は改築が当該土地等の返還を受けた日から三年以内に行われたものである場合に限り、当該新築、増築又は改築については、不動産取得税を課さないものとする。

21 新法中都道府県たばこ消費税に
関する規定は、昭和二十九年四月
一日以後小売人又は国内消費人と
して直接消費者に売り渡された製
（都道府県たばこ消費税に関する
規定の適用）

造たばこについて適用する。

22 (市町村民税に関する規定の適用)
新法第三百十九条の三の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額

の還付を受けたものについて昭和二十九年年度分から、新法第三百二十一条の八第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつ

たため法人税法第二十六条の四の規定によつて、法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分からは、新法第三百二十七条第一項の規定は、昭和二十九年四月一日以降において新法第三百四十一条の第四項の納期限が到来する分

23 新法第三百四十九条の三、第四
(固定資産税に關する規定の適用)
らそれぞれ適用するものとし、同
日前にその納期限が到来した法人
税割額に係る延滞金額について
は、なお、従前の例による。

百条の二及び第五章第二節の規定並びに固定資産税に係るその他の新法の規定（新法第四百七十七条第二項を除く。）中新法第三百四十九条の三及び第五章第二節の規定に係る部分は、昭和三十年度分の固

24 昭和二十九年度分の固定資産税
については、改正前の地方税法第
定資産税から、固定資産税に係る
その他の新法の規定は、この附則
に特別の定がある場合を除き、昭
和二十九年度分の固定資産税から
適用する。

三百九十一条及びこれに係る改正前の同法の規定は、なお、効力を有するものとする。

25 新法第三百四十八条第二項第三号の二の規定は、昭和二十九年一月一日以後において建設されたト

26 昭和二十九年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の二第一項中「三分の一の額」とあるのは「三分の一の額（電気の供給を業とする者及び農山漁村電気導入促

進法第二条第一項の農林漁業団体については、六分の一の額」と、新法第三百五十条第一項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・五」と、改正前の地方税法第三百九十一条中「価格」とあるのは「価格等」と、新法第四百十五條第二

項但書中「縦覧期間を設けることができる。」とあるのは「縦覧期間を設けることができるもの」とし、なお、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産についてその価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額については、これを当該固定資産の所有者に通知

することによつて縦覧に代えることができる。」と、同法第四百十七條第二項中「第三百八十九條第一項」とあるのは「第三百八十九條第一項又は第三百九十一條第一項」と、同法第四百三十二條第一項中

「第四百十七條第一項」とあるのは「第四百十五條第一項若しくは第四百十七條第一項」とする。

27 新法第三百四十九條の二第一項の規定は昭和二十八年一月二日以降において建設されし同法同條項に規定する施設及び償却資産に同じく、同法第二條の二第二項の規定は昭和二十

年一月二日以降において敷設された同法同条
 同項に規定する構造物について、同法同条第
 三項及び第四項の規定は昭和二十八年一月二
 日以降において取得され、又は製作された当
 該構造物に規定する機械設備等について、同法
 同条第六項の規定は昭和二十八年一月二日以
 降において航空運送事業を開始した者が所有
 し、且つ、運轉する航空機について、それぞ

新法第三百四十九条の二第一項は、
の規定を昭和二十八年一月一日以前において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産に

○も ○もとする。この
 対して○適用する○場合においては、
 当該固定資産に対して課する固定
 資産税の課税標準は、当該固定資
 産が建設された日の属する年の
 翌年（当該日が一月一日である場

合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和二十八年年度までの年度の数を十から控除して得た数（以下本項中「残存年度数」という。）が五をこえるときは、昭和二十九年年度分からその五をこえる数に相当する年

度分については当該固定資産の価額の三分の一の額、その後五年中分については当該固定資産の価額の三分の二の額とし、残存年数度が五以下であるときは、昭和二十九年度分からその数に相当する年数分については当該固定資産の価額の三分の二の額とする。

28 地方鉄道軌道整備法附第四項の規定によつて同法第三条第一項第一号に該当するものとして同法同条同項の規定による運輸大臣の認定を受けたものとみなされる地

方鐵道又は軌道及び同法第四條第五
項の規定によつて同法第二條第二
項の新線とみなされて同法第三條
第一項の規定による運輸大臣の認可
を受けた地方鐵道又は軌道に係る
新法第三百四十九條の二第二項

規定する構築物については、同法
同条同項の規定を適用するものと
する。この場合において、当該建
築物に対して課する固定資産税の
課税標準は、当該構築物が敷設さ
れた日の属する年の翌年（当該日

が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度（当該年度が昭和二十四年度以前の年度である場合においては、昭和二十五年）に

昭和三十八年度までの年変の
数を十から座除して得た数の
ち、その五をこえる数に相当する
年度分については昭和二十九年度
分から当該築物の価格の三分の

いては当該標棄物の価格の三分の一の額とする。
 新法第三百四十九条の二第三項及び第四項の規定を昭和二十八年一月一日以前において取得され、又は製作された当該各項に規定す

第三条の表

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	軍人用販売機関等が地方税法第七十五条第二項から第四項までに掲げる場所又は施設のうちの合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用	
	入場者又は利用者	入場税を

合衆国軍隊	軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	取得税
軍人用販売機関等	取得税	に、自動車税、自

転車税及び荷車税を「自動車税及び自転車荷車税」に「市町村民税」を「道府県民税及び市町村民税」に改める。

第四十条中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

（会社更生法の一部改正）
第四十 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項但書中「第七條第三項の下に」及び「地方税法第八十九條第四項（事業年度の期間が一年をこえる場合）」を加え、同条第四項中「第三十六條法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付」を「第二百一十條（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）」に改める。

（自治庁設置法の一部改正）
自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三十一 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十三条中第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百五十条第二

項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十三条中第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百五十条第二

項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第七二条中第七号の次に次の一号を加える。

七二 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率の制限の指示に関する事項。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

ないものもあるものであります。従つて政府においては、その改革について種々検討を加え、その結果、地方制度調査会を設けて、地方の行政制度の全般に亘つて具体的な改革方法について答申を求め、更に税制調査会からも国税、地方税を通ずる改正の一環として、地方税制の改革についての答申を得て、今回これらの答申の趣旨に照つて本法案を立案、国会に提出いたしたものでございませう。

現行地方税法の問題点といたしましては、第一に、自主財源に乏しく、財政の自立性が乏しいこと、第二に、この乏しき税源が地域的に偏在していること、第三に、地方税の税種相互間及び同一税種の内部において負担の不均衡があること、第四に、道府県において住民が広く負担を分担する税種がないこと、第五に、税務行政が国、道府県、市町村の三者の間で、それぞれ独立性を尊重する余り、ばらばらに行われて繁雑であること等を挙げることができるとありますが、政府今回の立案の趣旨も、これらの点を是正することとが主眼となつてゐるのであります。而してその改正の第一点は、負担分担の精神を導入するために、市町村民税の一部を道府県に委譲して、道府県民税を創設することとしたのであります。

改正の第二点は、事業税に関するものであります。現行の事業税及び特別所得税を統合して事業税とし、これに所要の改正を加へてゐることでありませう。即ち負担の軽減を図るために、個人事業税においては、基礎控除の額を所得税の場合の額とおおむね同一とし、税率を現行の額とおおむね三分の二とすると共に、法人事業税についても所得五十

万円までの部分について税率を軽減いたしてあります。そのほかいわゆる外形標準課税となつてゐる事業のうちから、海運業や小運送業などを除くこと、原則として非課税の範囲を整理すること、課税標準たる所得の算定方法を所得税又は法人税のそれに合致すること等の改正をいたしてゐるのであります。

改正の第三点は、不動産取得税の創設であります。本税は、土地又は家屋の取得に對して、その所在する道府県において課するものであります。不動産の価格を課税標準とし、その標準税率は三%であります。ただ本税の創設により、現在極度に低減してゐる住宅の建設を阻害することがないよう、新築住宅については百万円、新築住宅用地の土地については六千万円までの部分に對しては、非課税の措置が講ぜられてゐるのであります。

改正の第四点は、自動車税に関するものであります。車種相互間の負担の合理化を図ること、揮発油税の増税とも脱み合せ、揮発油により運行するものと、他の燃料により運行するものとの間の負担の均衡を図ることを主たる目的として、税率の変更を行うことにしてゐるのであります。

改正の第五点は、狩猟者税の税率に關するものであります。狩猟を業とするものと、その他のものとを區別することが困難であるという理由から、一律に現行制度に改正する前の税率に戻さうとするものであります。

改正の第六点は、たばこ消費税の創設であります。地方団体に對しては、一面新たな独立財源を附与する必要があり、他面地域の偏在度の少い財源を附与すべきであるとの要請があるのであります。本税はこの二つの要求を充たすために、取上げられたものであります。

改正の第七点は、市町村民税について、道府県民税の創設に伴う所要の改正を加へたことでありまして、市町村民税を道府県に委譲する部分だけを減額する趣旨の下に、税率の引下げを行おうとするものであります。

改正の第八点は、固定資産税に関するものであります。改正の第一は、税源配分の合理化を期するため一定の価額を超える大規模の償却資産については、その所在の市町村の課税権を制限し、この一定の価額を超える部分については、新たに道府県に課税権を与えようとするものであります。第二は、時価を課税標準とする固定資産税は、税率を据えおく限り、評価増により増加し過ぎる半面、償却資産に對する本税の負担を軽減することは、我が國産業の発展にとり望ましいこととありませうので、不動産取得税の創設とも関連して、税率の引下げを行おうとするものであります。第三は、放送電

氣施設、地方鉄軌道、重要物産の製造並びに企業合理化用の機械設備、外航船舶、國際路線用航空機、航空運送事業用航空機等、我が國の経済再建上、重要な固定資産につきましては、課税標準の特例を設けて、税負担の緩和を図らうとするものであります。第四は、償却資産に付する固定資産税の免税点を五万円に引上げることであります。改正の第九点は、自転車税、荷車税について、両税を統合してこれを一本化し、徴税事務の簡素化を図らうとすることでありませう。

改正の第十点は、電気ガス税についてであり、既定の非課税分との均衡を図るため、地方鉄軌道、金属鉱物の採掘等を非課税範囲に追加することである。

改正の第十一点は、入場税を国税に移管し、その九割相当額を譲与税として、道府県に配分する制度を設ける関係上、地方税としてはこれを廃止しようとするのであります。

以上が、改正の趣旨並びに内容の概要であります。これに對しては、衆議院においては相当程度の修正が行われ、四月八日、本院に送附せられたのであります。その修正の第一点は、事業税に於て、個人事業税の基礎を控除額を政府原案より更に引上げることに、非課税範囲の追加及び輸出所得の損金算入の取止めを行うこととあります。その第二点は、不動産取得税について、非課税範囲の追加及び公営住宅の払下げを受ける場合の負担の緩和であります。その第三点は、遊興飲食税について、大衆飲食店等に対する免税点の引上げ及び大衆旅館に対する免税点の新設であります。その第四点は、自動車税について、政府原案の税率を若干引下げると共に、トラックについて自家用、営業用の区別を設け、税率に差等をつけることとあります。その第五点は、狩猟者税につきまして、現行通り二本建とすることとあります。第六点は、道府県民税及び市町村民税について、寡婦などの非課税の範囲を十二万円に引上げることとあります。その第七点は、固定資産税についてでありまして、その制限税率を百分の二・五に引下げること、地方鉄軌道、重要施設の製造並びに企業合理化用の機械設備及び航空機運送事業用航空機に対する負担緩和の特例措置の適及適用を取りやめること等とあります。

本法案はその重要性に鑑みまして、去る三月十七日の本院本会議において政府の提案理由の説明があり、これに對し各会派の代表から質疑が行われた後、本委員会に付託せられたのであります。本委員会では、シャープ勸告に基く地方税制の改革以来の大改正でありまして、改正案文数も約三百八十条に達する大規模なものである。その重要な点として、地方自治の根本にも影響する重要法案でありますので、本委員会として慎重に審議いたしましたのであります。併しながら、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案、昭和二十九年の揮発油譲与税に関する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、地方財政法に直接関連する諸法案の政府提案が遅れましたこと、本来税制改正に先行すべき地方制度の改革に関する地方自治法の改正法案の提出が未だにないこと、衆議院の通過が遅れたこと、而も本法案は本来、年度内に成立すべき性質のものであつて、その成立が急を要すること等の理由によりまして、本委員会として慎重に審議の上、遺憾に存するような点もあつたのであります。而して本委員会におきましては、三月二十二日に塚田國務大臣より提案理由の説明を聞き、爾來委員会の回を重ねること前後十二回、その間三月二十七日には公聴会、四月十五日には入場税について国税移管の関係上、大蔵委員会と本委員会との連合委員会、四月二十三日には本委員会と通産委員会との連合委員会を開き、衆議院修正案について、床次衆議院議員から修正理由の説明を聴取し、又同君に對して詳細な質疑を行いました。そのほか運輸、通産、建設の各委員の委員外発言があり、農林委員会、建設委員会及び通産委員会からは、それ／＼書面

を以て修正意見の申入れがありました。而して本委員会におきましては本法案と地方行政制度、地方財政全般、警察法案等との関連につきましても、本問題については勿論、政府の改正の趣旨が、果しては全面に実施せられるか、道府県民税、不動産取得税等の新税の創設は適當であるか、その性格並びに実際の運用はどうなるか、事業税、自動車税、固定資産税等の改正点は適當であるか等のほか、逐条的に改正案全般に亘つて塚田國務大臣、小笠原大蔵大臣及び政府委員との間に詳細な質疑を行なつたのであります。その内容は、多岐多端に亘りますので、會議により御承知をお願いいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入つたのであります。先ず緑風会的小林委員から、賛成意見と共に修正案並びに附帯決議案が提出せられました。

修正案の第一点は、事業税に関するものであります。法人の行方林業を非課税とすると共に、バス事業等を所得課税に改正することとあります。

第二点は、不動産取得税に関するものであります。民有林野を国有林野と交換する場合の不動産の取得、住宅金融公庫の業務上の不動産の取得及び同公庫の貸付金の回収に關連する不動産の取得を非課税とすると共に、道府県の住宅協会の法人が同公庫から資金の貸付を受けて不動産を取得した場合、及び同公庫から資金の貸付を受けて防火建築地帯内に防火建築物を新築した場合の課税標準の算定について一定額を控除することとあります。

第三点は、現行入場税中、国税に移管されていらないことになつてゐる第三種施設について所要の改正を加え、娛樂施設利用税として道府県法普通税とするのであります。

第四点は、遊興飲食税に關するものであります。大衆旅館の飲食代を除いた部屋代の非課税の範囲を衆議院修正案では、一泊四百円から七百円の範囲内で地域区分によることとなつてゐるを一律に七百円以下とすることとあります。

第五点は、道府県民税及び市町村民税に關するものであります。法案成立の遅延に伴ひ道府県民税の市町村への配賦期間を五月十五日とし、市町村民税の特別徴収額の通知期限を六月十日とすると共に、寡婦等の非課税の範囲が衆議院修正案では十二万円となつておるのを十三万円に引上げることとあります。

改正の第六点は、固定資産税に關するものであります。非課税の範囲に國家公務員共済組合等の所有する保健施設及び水力発電所の魚道並びに流筏路を加へると共に、昭和二十四年一月二日以降の建設にかかる発電施設の課税標準について、政府原案の六分の一を四分の一に改めることとあります。

又附帯決議案は、(一)納税義務者にして、その帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者、虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者、徴税吏員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者に対する一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する旨の罰則の規定は税目ごとに設けられてゐるが、これを統合して規定を簡素化するに共に、その罰則は重きに過ぎるからいあるを以て適當にこれを緩和すること、なお徴税吏員の質問に對し答弁をしない者に対する罰則は行過ぎと思はれるので、將來にこれを改めるよう考慮すること。

(二)個人事業税については多くの問題があり、国会修正の基礎控除十万円は昭和三十年より実施することを強く要望すると同時に、この際、併せて事業税の府県における賦課徴収については、特に零細業者の負担について関係政府機関ともよく連絡の上、適當の配慮を加へ、実情に合する取扱をするよう政府においても連絡するよう希望する。

以上であります。これに對しては秋山委員は、日本社会党第四控室を代表して、衆議院送付案及び小林委員の修正案並びに附帯決議案に反對、堀委員は、自由党を代表して、各案とも賛成、松澤委員は、日本社会党第二控室を代表して、各案とも反對、笹森委員は改進黨を代表して、各案とも賛成、加瀬委員は各案とも反對の討論がありました。

次いで採決に入り、小林委員の修正案は多数を以て可決せられ、右修正案を除く衆議院送付案は、これ又多数を以て可決せられました。よつて本法案は、本委員会において多数を以て、修正可決すべきものと議決した次第であります。又附帯決議案も多数を以て可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三) 本案に對し、討論の通告がございまして、順次発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕
○秋山長造君 私は、社会党を代表いたしまして、只今議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に關し、衆議院送付案並びに小林武治君外提出の修正案に對して反對いたしますのであります。

得税、たばこ消費税の創設など、シャ
アップ勧告に基き現行地方税法体系を大
く変更せんとするものであります。そ
その大前提となるべき肝腎の地方制度
の改革は未だ明らかにならず、懸案の
地方自治法改正でも、塚田自治庁長官
も「ばく」の言明にもかかわらず、未
だに提案されないのであります。言
までもなく、現在吉田内閣の企てつ
あるMSA再軍備や、吉田総理の知事
官選論、警察法改悪、教育破壊立法な
ど一連の反動的施策は、本来権力の分
散と住民の福祉を基調とする地方自治
を根本的に否定し、骨抜きにする方向
を示すものであり、地方制度の行方
を深刻な不安と疑惑に包まれて現情
勢の下において、これに明確な結論
を示さずして、いきなり地方税法のみ
大幅に動かすことは本末顛倒も甚だ
しい。特に一方で知事公選を否定し、
府県を国の出先機関と化するような言
辭を弄しながら、他方において府県自
治、負担分任を強調して、府県民税を
起すことが矛盾の最たるものであ
ります。

第二に、政府の立てた本年度の地方
財政計画は、九千六百五十三億圓、地
方税総額は三千四百七十四億圓となつ
てゐるのであります。その内容を
つづいて検討するとき、国の一兆円予算
のしわが地方財政に寄せられてゐるこ
とを痛感せざるを得ません。この点は
すでに委員会において論じ尽されてお
りますのでここに繰返すことは避け
ますが、現に去る三月九日附で政府
が国会に提出した「地方財政の状況報
告」でさえ、地方財政窮乏の実情を国
家財政と比較しつつ詳細に述べたの
ち、その結論として、(一)地方財政の赤
字は二十七年三億圓、二十八年三
百六十億圓に達しているのに、その
再建整備について何らの手当も考慮さ

れていない。(二)地方公債の消化政策
として、地方団体中央金庫の創設が必
要であるのに全然取上げられていな
い。何れもとも三百億圓程度の財政規
模の是正が必要であるのに四百九十
億圓しか認めず、而も半面百二十億圓の節
約を見込んでいるので、実質的には僅
か二十九億圓の是正にしかならないな
どの点を強く指摘しておりますこと
は、地方財政に対する政府の施策が如
何に貧困且不十分なものであるかを
政府みづから告白したものでありま
す。

第三に、今回の税制改正により、六
百二十四億圓の独立財源の増強を図つ
たといふけれども、そのうち四百三十
億圓は自然増収であつて、国から地
方に持込されたものは、ただ一たばこ
消費税のみでありました。それも売上代
金の百分の三十という当初の線からは
遙かに後退をして百十五分の十五にと
どまつてゐるのであります。而も一方
入場税のとき最も伸張度の高い有力
な地方財源は、逆に国税として持出さ
れ、又道府県民税百七十三億圓は市町
村民税からの吸上げ、不動産取得税四
十四億圓は固定資産税の先取りであり
まして、いずれも現行地方税の枠内操
作に過ぎない。これを要するに地方財
源の強化は、国税を大幅に地方に委譲
するといふ地方財政本来の要求に副
てではなく、徴税強化による自然増収
を過大に見積つたり、重税にあえぐ地
方住民に更に新税を課したりの形で行
われてゐるのであります。真の意味
の増強にはなつておらないのでありま
す。

第四に、地方財源の偏在調整のため
入場税を国に取上げ、譲与税の形で地
方に還元するといふけれども、これに
よつて期待される調整作用の幅はせい
ぜい五十億圓程度、これが衆議院修正
で更に半減して、ただ国税移管を強硬
に主張したところの大蔵当局の面
子を立てただけに終つてゐるのであり
ます。又入場税と共に一旦は国税移管
にきまつていた遊興飲食税が地方に残
つて、入場税のみ取上げられたいきさ
つにつきましても、納税の行く説明は
遂に与えられず、極めて悪い味を
残したのであります。而も入場税中、
徴税の容易確実な第一種、第二種の
みに取上げて、徴税の困難不確実
な上に業者の反対が特に強かつたと伝
えられるパチンコ、麻雀、球技など
の第三種はそのまま放置して顧みざる
がごときは、政府の無定見と地方財政
に対する不誠意な態度を如実に証明す
るものであります。むしろ入場税は
そのまゝ地方税として残し、政府の意
図する偏在調整は地方交付税か或いは
たばこ消費税の増額によつて行ふこと
のほうが、遙かに明朗且つ合理的と考
えるのであります。

第五に、最大の地方税たる事業税に
ついてその矛盾と不均衡が何れも正さ
れていない点であります。即ち同じ事
業税でありながら、法人にさへすれ
ば、課税標準から自家労働が脱落する
に、個人のものにはそれが一切認めら
れず、弱小業者に対して非常な重圧と
なつておりますことは周知の事実であ
ります。この矛盾と不均衡を除くため
には、個人の事業所得についても、自
家労働は脱落することにすると、或いは
基礎控除額を少なくして二十万円程度に
引上げるか以外に方法はないのであり
ますが、今回の改正は、ただ申訳的に
税率や基礎控除額を若干動かしただけ
で、問題は一向に解決されてゐないの
であります。又課税標準たる事業所得
を機械的に国税の決定額によらしめる
こととしたことは、府県知事をして地
方の実情に即した自主的措置を行はし
める余地を全然なくするものであり、
税務署が依然として割当課税を強行し
てゐる現状と相俟つて、デフレ政策
下、深刻な不況に悩む全国二百五十万
の中小業者をいさぐつ窮乏に追い込
み、倒産や一家心中の悲劇を繰出せし
めるであろうことは火を見るよりも明
らかであります。(拍手)

第六に、固定資産税について、現行
の標準税率百分の一・六を百分の一・
五に引下げることにより、五十六億圓
の減税を図つたといふけれども、一方
資産の評価額により、実質的には六十
億圓程度の増徴となるので、一般納税
者には、相当な負担過重となることは
明らかであります。而もその半面、発
送施設や地方鉄道、地下鉄、外航船
舶、航空機などの重要産業、大企業
の機械設備については、それ／＼特例を
設けて、総額二十億圓に上る減税措
置をとらうとしてゐるのであります。
我々もこれらの重要産業に対する保護
助成の必要はあえて否定するものでは
ございませんが、それは飽くまで国の
責任において行ふべきであつて、貧弱
な地方財政の負担において行ふべきで
はないと考へるものであります。衆議
院の修正案が、この点に鑑みまして、
原案の適及適用を取止めたことは当然
の措置でありますけれども、将来につ
いては、なお原案通り特例を残したこ
とは不徹底のそりを免れません。特
にこれらの大企業を中心に、煙草、汚
染の醜態が露出し、国民の疑惑と憤激の
的となつてゐる現状においては、何よ
りも先づこれを徹底的に究明し、解決
した後、その保護助成の効果と国民的
利益とが完全に一致するといふ現実の
保障が確立されて初めて考慮すべき
ものであります。然らずして今夕々の
間に、かかる特例措置を認めますこと
は、国民の疑惑と不信をますます深め
るのみならず、疑惑、汚職を更に奨励
する結果にもなりかねないので反対せ
ざるを得ません。(拍手)

第七に、従来徴税吏員の検査を拒
み、妨げ、又は虚偽の記載や答弁をし
た者に一年以下の懲役又は二十万円以
下の罰金を科するところの罰則の規定
があつたことはやむを得ずとも、
単に徴税吏員の質問に答弁しない者に
まで同じ罰則を適用することは、そも
そも自由の強要を禁止するところの憲
法の精神にも抵触する苛酷な規定であ
り、これが来たるべき徴税政勢に万能
の威力を発揮しないとなれば保証できま
しょう。(拍手)かかる不当な罰則は本
税法改正を機会に速かに削除すべきで
あつたにもかかわらず削除されておら
ないのであります。

以上、衆議院送付案につきまして、
我々の反対理由を簡潔に申ししたのであ
りますが、最後に、小林武治君の提出
された修正案について一言してお
きたいと存じます。

この修正案は、市町村民税につ
いて、未亡人控除を衆議院修正十二万円
より更に一万円引上げて十三万円とし
たこと、固定資産税について国家公務
員共済組合等の所有にかかる保健施設
を非課税としたこと、又遊興飲食税に
ついて、大衆旅館の宿泊料について非
課税範囲を一律に七百円以下としたこ
と、更に耐火建築その他について不動
産取得税の非課税規定を整備したこと
など、不十分ながらも我々の主張に一
歩近づいた点を少からず含んでおるの
であります。併しながら、本修正案
は、市町村民税からの吸上げによるこ
ころの道府県民税の創設や、最も本来
的な地方財源たる入場税の国税移管を
原案通り無条件に認めておるし、特に
事業税について、法人の行ふところの
林業を新たに非課税としましたこと

は、植林から伐採に至るまでを同一法人が行う場合、非課税の額をどこで引くかに複雑な問題があるので、直接的にはパルプ会社の利益に懸かるところの極めて不明朗な修正でございまして、我々の断じて容認し得ないところであることを附言いたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 石村幸作君。

「石村幸作君登壇、拍手」

○石村幸作君 私は自由党を代表いたしまして、只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして賛成の意を表するものであります。

現行の地方税制度は、昭和二十五年、シャープの勧告に基きまして四期的な改正が行われたものであります。これは各位のよく御承知の通りであります。而してこの制度は、理論的には誠に優れた面もあるものであります。何分にも我が国の伝統と実情に適合しない点が多々あつて、未だにその一部分が実施されないほどで、世上相当の批判もありまして、その根本的改革は当面の課題であり、且つ各方面の要望であつたのであります。政府はこれらの点に鑑み、先に地方制度調査会を設けて、地方の行政制度全般に亘つて当面の事項についての答申を求めたのであります。更に税制調査会からも、中央地方を通ずる税制改革の一環として地方税制の改革に関する答申を得てゐるのであります。政府の今回の提案は、大体これらの答申の線に沿つて立案されておるのであります。なお検討を要する幾多の問題が残つておるとは思いますが、国の予算とも脱み合せて、おおむね妥当なるものと認めると共に、政府の労を多とするものであります。現在地方税についての問題点といたしましては、先ほど委員長の報告

中にもありました。第一に、地方の自主的財源が少く、財政の自主性に乏しいこと、逆に申すならば、中央に依存する割合が高いこと。第二に、その乏しい財源が更に地域的に偏在して、地方団体間の貧富の差が甚だしいこと。第三に、道府県の財源は、事業税、遊興飲食税、入場税等、主として都市に依存してゐるが、その行政の実体は却つて農山村に主力が置かれてゐるような不合理があること、即ち道府県に負担分担の税種がないこと。第四に、負担の不均衡があること。第五に、税務行政を簡素化し、国、道府県、市町村の間に協力体制を確立する必要があること等々に要約することが出来ます。これは、関係者のつとにこれを認めてゐるところであります。そのほか地方税の弾力性が地方財政需要の増加に即応しないこと。更に国民の税負担がすでに限度に達し、殊に個人事業税の負担が過重であること等が挙げられるのであります。従つて政府の今回の提案は、どの程度までこれらの問題点が解決されてゐるかということによつて評価されるべきものであると存するものであります。よつてこの見地から本法案を検討いたします。すなわち、たばこ消費税、不動産取得税等を創設して道府県市町村の自主的財源を充実し、入場税の国税移管を断行して、その九割を譲与税として人口按分によつて道府県に配賦することによつて、税源の偏在を是正し、道府県民税を創設して道府県に負担分担の精神に基く税種を与へてゐるのであります。又シャープ勧告によつて制定されて以来、遂に今日まで日の目を見なかつた附加価値税は、今日の経済情勢と国民輿論の動向に鑑みて、これを廃止して事業税を存続したのであります。このうち個人事業税の基礎控除の引上

げ、税率の軽減等を行い、従来とかくその税負担の過重を叫ばれてゐた個人事業税の負担の緩和を図ると共に、負担の均衡を期してゐるのであります。更に固定資産税については、税源配分の合理化を図るために、道府県に大規模の固定資産に対する課税権を与へた上に、固定資産税の税率を軽減して、土地、家屋等の所有者に対する負担を緩和すると共に、債権資産に対する産業上の負担を軽減してゐるのであります。又、税務行政の面でも、事業税の課税標準である所得の算定については所得税又は法人税のそれによることにいたして、又、道府県民税は市町村民税に合せて市町村で徴収することにした。又、道府県、市町村の協力体制を固めてゐるのであります。

なお衆議院において、以上述べました事項に関連したもののほか、更に不動産取得税、自動車税、遊興飲食税、狩猟者税等に対し、負担の均衡と軽減の措置を講ずべく若干の修正が行われてゐるのであります。

以上のごとく、今次の改正案は地方税上の問題点の解決に少くとも数歩前進してゐることは何人も否定できないところと存するのであります。私はこの意味において、多少の不備の点は将来の検討に移し、ここに本案に賛成するものであります。

更に小林君の修正案は、衆議院における修正を更に補正したもので、事業税における法人の行う林業の非課税、乗合貨物自動車事業の課税標準、宴會等の非課税点及び旅館の宿泊に対する遊興飲食税並びに住宅金融公庫に関する不動産取得税等、いずれも負担の均衡、住宅建設の促進の見地から必要な措置と認めるものであります。殊に、国際移管の際、取残されております従来の入場税の第三種分を道府県法定普通税として存置するため娛樂施設利用税を創設いたしましたこと、二十九年に於ける発電施設に対する固定資産税の課税標準を按排して、市町村税収入の増進を緩和したことは、地方の財源を充実し、税負担の公平を期する上から見て、最も適切な修正と存じ、衷心賛意を表するものであります。

以上を以ちまして私の討論を終ることにいたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 松澤兼人君。

「松澤兼人君登壇、拍手」

○松澤兼人君 私は日本社会党第二控を代表いたしまして、只今委員長から報告のありました地方税法の改正法案及び委員会におきまして多数を以て通過いたしました修正案に対し、反対の意を表明しようと思ふのであります。

今回の地方税法の改正案は、地方制度調査会の答申を中心として考えられたものであります。なお、そこに幾多の問題が残されてゐるのであります。

第一に、地方制度調査会の答申は、単に税の面だけではなく地方行政の機構改革まで含めてゐるのであります。が、政府は地方制度そのものの改革は棚上げをいたしまして、当面の税制の改革だけを取上げてゐるのであります。近く地方行政機構が改革されなければならぬことは、これは当然でありまして、そのときに税制の問題も再び取り上げられて検討されなければならぬことは私が申し上げるまでもありません。地方の行政は一体として解決されなければならぬのに、政府は一方的に地方行政の改革を延期して、極めて不完全な当面の税制改革だけを提案してゐるのであります。この点につきまして私は非常に不満の意を表明しなければなりません。

第二に、地方制度調査会では地方団体の赤字は三百億乃至三百六十億に上ると考えてゐるのであります。が、今回の改正によつては正される額は約半額の百四十九億に過ぎないのであります。地方財政の規模九千六百五十三億のうち独自の地方税によつて賄ひ得られる額は三分の一強の三千四百七十四億のみであります。かくて現在の赤字の上に更に赤字が累増されて行くことは明白であります。

第三に、同じく地方制度調査会の答申によると、地方財政の赤字は過去におけるその累積によりまして地方財政が極めて窮乏の状態にあるので、我々は地方財政の再建整備計画を樹立せよと言つてゐるのであります。が、政府はこれに耳をかさず、如何にして地方財政を立て直すかを示してゐないのであります。これをこのまま放置すれば、地方財政はますます窮乏することを見るよりも明らかであります。

第四の点は、地方制度調査会は地方財源の偏在を正すために遊興飲食税と入場税はこれを国税に移管すべきことを述べてゐるのであります。が、徴収に容易である入場税のみを国税に移管して、抵抗の多い遊興飲食税は税源を含まつてこれを地方税として存置することにしてゐるのであります。我々はこの二税とも地方税として残すべしという立場に立つものではあります。が、政府は一税を国税にし、一税を地方税に残したことに對して、明確なる理由を示さず、その政策決定については幾多の不純なるものがあると、世上、噂をされてゐるのであります。

これらの地方制度調査会の答申を中心として税制改革がなされたと言つてゐるのは政府はこれは同時に考慮することなく、その一部だけを取上げて、

極めて不健全、不十分なるものとして提案されましたことは誠に遺憾でありまして、これらの点から強く反対をしなければならぬのであります。

なお国の立場と地方の立場との関連から考えてみますときに、地方税の問題について政府は依然として何ら根本的な税源の調整をなさず、国の財政があつて地方の財政なしという態度をとつてゐるのであります。国は一応一兆円の均衡健全財政の線を堅持すると称してありますが、その機軸は一切挙げて地方におつかふせてゐるのであります。地方財政の問題は量と質との側から考えられるのであります。量の点では地方財政の需要を充足するに十分なる税収入がないということであり、質の点から言いますならば、自主性のある独自の財源が乏しいということであり、その問題を解決せずして、地方財政の基礎を確立することは困難であることは言うまでもないのであります。最近町村合併が着々として進行してゐるものであります。将来の財政の確立を措置するといふ十分なる政府の根本的な対策がない限り、今日において進んでおります合併が、将来再び重大な窮乏に瀕するといふことも想像しなければならぬのであります。

果、政府の基本的な政策の結果、破産、倒産或いは営業に困難を感ずるであらうと考へられる中小企業に対する何らの措置も講じられておらないのであります。我々は一方、これらの零細或いは中小企業の立場の擁護を図らなければならぬことも考へるのであります。同時に増徴を予定されてゐるものが、果して二十九年度に把握できるかどうかという問題も考へなければならぬのであります。苛徴請求といふことが、これらの中小企業或いは零細企業に対して押付けられるということも考へてみるべきに、政府は一方においてデフレ政策を強行し、他方において地方税において苛徴請求をやらうとする、この態度の一貫性を欠いてゐることは、我々は不満の意を表明しなければならぬのであります。(拍手)

個々の問題につきましては、新しく道府県民税が創設されたのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

従来道府県民税と市町村民税と二本建てであつたものが、シャウプ税制によりまして市町村民税のみが残されたのであります。再びここに道府県民税がおかれることになつたのであります。この点につきましては、現在の市町村民税の二五割を道府県民税に与へるといふことであります。将来再び増徴されるという危険が極めて多いといふこと、及び府県の性格は市町村のごとく完全なる自治体でないといふこと、これらの府県に対して若し必要があるならば、国庫がこれを負担するところが当然であるのに、市町村民税と同じ性格の道府県民税を認めるといふことに、我々は賛成ができないのであります。

事業税につきましては、この税は最も問題のあるものであります。我々としては可及的速かにこれを廃止しなければならぬという主張をもつてゐるのであります。特に個人事業税の法人事業税に比べますと著しく不利の取扱を受けてゐるのであります。我々は一月二万円、年二十四万円の基礎控除をなすべきであるといふ当面の対策をもつてゐるのであります。この意味から事業税の今回の提案に対しては反対の意思表示をしなければなりません。

なお、我々は遊興飲食税につきましても、この遊興飲食税はいわゆる遊興的なものと普通一般の大衆的飲食とを区別して、大衆的飲食に対しては、これを非課税とすべきであるという立場をとつてゐるのであります。入場税の問題と関連いたしまして、遊興飲食税が、今回は地方税として残されましたけれども、将来再びこれが取上げられるといふことも考へられるのであります。す。これらの点を考慮して、遊興飲食税を全く遊興的なものと大衆的飲食とを明確に区別する必要があると考へるのであります。

なお具体的に申さなければならぬのであります。これを要するに我々今回の税制改革といふものを考へて見ますときに、単に国の立場だけを考へて、実際の市町村、完全自治体といふものに對する考慮が十分でない。この点を考へて、十分なる財源を措置すること及び地方自治そのものに對する根本的な政府の政策を考慮して、全面的な改革をなすべきに、当面、いわゆるその都府県の方法によつて、今回の提案を見たものであります。これらの地方自治といふものの基礎を確立する根本的な立場から、今回のこの地方税

の改正に對しては、これを返上して、地方行政そのものの改革と一体をなした地方税の改正を提案すべきものであらうと考へるのであります。

政府は中央地方を通じて反動的な性格を強化し、再び警察国家或いは軍事国家を再現しようとしてゐるのであります。我々は先づ地方行政を完全に国家権力から解放し、その財源の裏付けを保障して、民主主義國家を建設する重要な基礎とすべきであるといふことを強く申上げたのであります。

以上、我々の立場を表明しつつ、衆議院の送付案及び修正案に對して反対の意を表明するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林武治君。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 私は緑風会を代表しまして、只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

即ち我が国の地方税法は、終戦後いわゆるシャウプ勧告に基き、昭和二十五年に根本的に改正されたのであります。その内容は改善というよりもむしろ改悪に近く、即ち地方税をばらばらにしたものであり、而も府県と市町村との関係は、市町村を偏重して、むしろ府県を著しく軽視したものであります。と言わなければなりません。と申しますのは、府県税は事業税、遊興飲食税及び入場税の三税を主としたものであります。これらはいずれも徴収極めて困難であるばかりでなく、景気の変動に敏感に反映する不安定なものであるばかりでなく、その直接の課税客体は商工業者のみに止まり、一般の県民には及ばないのであります。即ち、いやくも府県を自治体と称する限り、その財政は全住民により負担せ

らるるのが当然であるべきなのに、現行法の下におきましては、府県によつてはその税を負担するものは全住民の僅かに一割にも及ばない現状であり、負担分任の原則に著しく反するものであります。この意味におきまして、このたびの改正案において、現行の市町村民税の一部を創設して府県民税を設け、約百七十億の普遍的税源を府県に与へたるは、誠に時宜を得たものと申さなければなりません。又不動産取得税を復活したことも、これを諒とするものであり、更に現行の市町村民税の固定資産税は、その施設の所在の關係より必然的に市町村間に著しく税の偏在を來たし、その弊害の顯著なりしに鑑み、このたびの改正案におきましては、昭和三十年よりその一部に對し府県に課税権を認めたは、これ又妥當と申さなければなりません。かかる観点からしますれば、改正の狙いとするところはおおむねこれを諒とするものであります。更にこれを根本的に検討いたしますれば、我々はここに大なる不満を表明せなければなりません。と申しますのは、このたびの改正案において約二百九十億円のたばこ消費税を創設し、当然國庫に歸属すべき専賣益金中よりこれを県、市町村に附与することとしたは、唯一の異例措置として大いにこれに賛意を表するものであります。が、その他の改正措置はおおむね単に地方の従来の地方税源の配分方法を変更したるものに過ぎないのであります。即ち政府の説明によりますれば、前年度に比し約三百数十億円の増収を企圖したと申しておるものであります。この程度の増収は地方の財政需要より見ますれば誠に

些々たるものであります。即ち我が國の現在の税収入を中央地方を通じて大観いたしますれば、約一兆一千億に及ぶのであります。そのうち国税は約七千五百億円であり、全体の七割余を占め、従つて地方税は残りの僅か三割、即ち三千四百七十億に過ぎないのであります。而も一面歳出の面を見ますれば、國の歳出は九千九百九十五億、これに對し地方の歳出総額は実に九千六百五十億に達してゐる。殆んど國家財政に匹敵してゐるのであります。従ひまして國としましては、財政を論ずるには常に中央と地方とを一體として考へるのが當然であります。然るに右のように歳入歳出を併せて考へる場合、税収が國家に著しく偏在してゐることを我々は見出すのであります。即ち國家財政におきましては、全歳出の九〇％が國税及び専売基金を以て賄われてゐるの對しまして、地方におきましては、府県と市町村を通じて、税収は全歳出の僅かに三六％に過ぎないのであります。府県に至つては平均して二四％、貧弱縣に至つては實に一〇％に満たないものがあるものであります。かような状態からいたしまして、地方が國庫に依存する程度は極めて強く、本年度におきましても地方交付税國庫支出金及び地方譲与税を合算するときは、実に四千四百四十億に及び、その依存度は地方の全歳出の四三％に該當いたしてゐるのであります。而も國債の発行はこれを避けてゐるのであります。一方地方は本年度もなお一千億に及ぶのであります。國家の健全財政、緊縮財政は實に地方にしろ寄せられてゐると言つても過言でないものであります。即ちか

くては地方自治の実態はどこにありやと、地方の自主独立は全く名目のみに終つてゐるに過ぎないのであります。而して、かかる顯著なる不合理の根本的原因は、要は税源が過度に國家に偏在するからであります。(拍手)従ひまして私どもは今回の地方税法の改正は、一つの段階といたしまして一応これを肯定するものであります。畢竟いたしますに、今回の改正はもと／＼地方の固有税源であつたものを地方相互間に再配分してこれが調整を圖つたのに過ぎないのであります。よつて、この際私どもは政府に對し、眞に地方自治の実を挙ぐるためには地方に對し更に大幅に固有の財源を手うる方向に向つて、地方税法を抜本的に改正するよう強く要望するものであります。

なお入場税の国税移管の問題であります。私どもはその結論はこれをやむを得ないものと認めるのであります。其の取扱方については極めてこれを遺憾と考へるものであります。特に遊興飲食税が最初に取り上げられたと聞くものであります。これらがいゝろの運動陳情のため行方不明となり、これと全く類似の關係にある入場税のみが國税に移管されたときは、その間極めて不明朗なるものがあり、私は關係者の反省を強く促すものであります。(拍手)

なお最後に、事業税のことです。本税は、今回の改正により税率の引下げ並びに基礎控除の引上げ等により、前年度に比し相當の減税になつてゐるのであります。が、本税の對象は零細なる個人企業者が多く、従つてその負担は極めて困難にして、而も本年度はデフレの影響も大なるべきに鑑み、これが徴収に當りましては、府県當局等においても十分思いやりある態度を望んでゐるものであり、政府當局におきまして、本法案における基礎控除の十萬圓への引上げを昭和三十一年度より實現されるよう強く希望するものであります。

なお最後に、本改正案の実施に當りましては、府県並びに市町村當局間の緊密なる協力を特に要望して私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 佐藤順造君。

〔佐藤順造君登壇〕

○佐藤順造君 只今議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に對し、私は改進黨を代表いたしまして若干の希望意見を付してこれに賛成をいたします。

地方税法改正の要望は、地方自治体の強化と住民の税負担の公平化の上から強く打出されて參つてゐるのであります。が、近年における同制度變遷の経緯並びに國税と地方税の關係及び國民担税力の限度等から見まして、急激なる大變革を企てるならば、過般衆議院において修正せられなければならぬ。諸点並びに今回本院において繰風會から修正案が提出せられた点等を以てこれを諒としなければならぬと思つてゐます。政府提案の理由には、ほぼ肯綮に當るものといつて可い。その掲ぐる目標と實際の内容との間には相當の懸隔がある諸点を指摘いたしまして、政府に對して本法成立後の運営に當つて細心の注意を促し、更に改善の努力を希望せなければならぬのであります。

第一に、改進黨の主張は、我が國經濟自立政策の建前から、國家予算一般會計の規模を當分の間毎年一兆圓以内の低額となし、地方公共団体の予算規模も又これに準じて圧縮すべきであるとなすのであります。然るに昭和二十九年年度の地方財政計画は九千六百五十三億圓で、地方税総額は三千四百七十四億圓となつてゐます。今これをつぶさに検討してみますと、地方財政需要額は増し、このたびの新税源と相殺されて、なお不足となる有様であります。政府はこのたびの措置で地方団体の確保する獨立財源の充實を圖るために、その自主財源を拡充すると申しておりますが、これを額面通りに受取りまして、而も地方団体はその歳入の半ばを中央政府に依存しなければならぬ境地に放置されてゐるわけでありました。地方財政規模は三百億圓の増大を必要とする實情に置かれてゐるのにもかかわらず、百五十億圓しか認められない実情であります。従つて地方税制の改正に當りましては、地方に配分せられる税の比率を更に高め、又別途に税源の委譲を策定しなければ、地方財政はいよいよ窮乏することは今日すでに明白であります。

第二に、地方団体相互間の税源配分の合理化が唱えられてゐますが、そのために市町村税の一部を道府県に割譲することは、さなきだに財源欠乏に苦しんでゐる市町村をいよいよ窮乏させるものであります。これははむしる毎年多餘を残して參りました國の財源の過去に鑑み、これを割くべきであつて、消費税の地方復元のごときも又考案に値するものであります。そのために入場税が挙げられて

おりますが、その九割を道府県に譲与して、國が一割を取得することは、必ずしも妥當と申されません。なぜならば市町村が道府県民税徴収に要する費用に當てられてゐる率の四倍を國が取得するからであります。よつて國家取得の相當額を何らかの方法において更に地方に還元して、税配分の合理化を圖るべきだと思ひます。入場税を國税に移管して、これを譲与税として税源配分に活用しようとするのであります。然らば、遊興飲食税も同様に措置しなければ、条理一貫しないといふことを政府みずから認めながらそれをなさず、而も遂にその理由を明示し得ず、割切れないものを残してゐるのが事實であります。但し衆議院において大衆の利益のために免税点を引上げ、大衆飲食店の百二十圓以下、甘味喫茶店百圓以下と修正したことには賛成をいたします。又大衆旅館泊室料の地域区分を取りやめて、一律に七百元まで非課税といたしました。繰風會修正に同意を表明します。

第三に、地方税の過重と税種相互間の負担の不均衡とを是正すると申しますが、不動産課税においては、たとえその税率を下げても、土地家屋等の評価を上げると税額は更に重くなるばかりであります。従つて課税の実施に當りましては、不当な評価の上昇をせぬよう政府は十分に注意すべきであります。又不動産取得税を改めて課することは、多少の基礎控除があるにいたしまして、戦後漸次増大する国民住宅復興計画を阻むものと考へます。従つてこれを修正し、公営住宅の払下げによる取得税を軽減し、土地改良区及び同連合会の本来の事業用

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 地方税法の一部を改正する法律案

資産の取得を非課税とし、別に発電所の魚道、流筏道を非課税とする緑風会修正案に同意をいたします。

自動車税の増額は手放しに原案に賛成いたしかねますので、営業用小型車等に対し幾分か軽減したわけでありませう。又揮発油以外の燃料車の税率引上げは、我が国の石油不足事情に鑑みまして、この種自動車の必要に促された新考案作製、改良並びに利用の奨励を妨げるものとの難点を有するものと考えます。バス事業の外形課税を所得課税に改める緑風会案は適当と考えます。自転車や荷車のごときは大衆並びに農業労働者等の手足と見て、進んで免税すべきものと考えます。事業税中、個人事業税におきましては自家労賃を認めないために過重となり、その不合理是正が強く要望されておりますので、その基礎を撤除し、昭和二十九年において七万円に引上げ、政令で定める年から十万円に引上げるとの修正に對しまして、昭和三十年度から実施せよとの緑風会の附帯決議はこれ又適当と考えます。非課税の種目に修正を施して、水産業協同組合共済会、教科書供給業、新聞広告取扱業、教育的映画製作業等を加え、更に緑風会案により、法人の林業を加えたことは機宜に適することと思ひます。

第四に、税の負担分任の理論から、新たに道府県民税を起しておりますが、これを市町村民税から割譲することに異論があります。これは日本民主主義の基礎を市町村自治体の育成にありとする思想に反して、中央集権、官治強化に逆転する兆しであるならば、大いに警戒しなければならぬと思ひます。県歳入の不足分は市町村から吸い

上げべきものではなくして、国の税源から移譲すべきであると思ひます。殊に個人均等割をば一律に百円の標準税率としたことは、地域区分段階制を實施しておりまする現状を無視し、貧弱町村に一層重荷を負わせる、同情ない措置と言わなければならぬと思ひます。よつてたゞこの消費税の新設には同意を表しますが、百十五分率というわかりにくい算定法をやめて、百分率とし、税率を更に上げて、他の道府県市町村税の軽減に活用すべきであると思ひます。なお、寡婦の非課税を、所得十二万円の修正を十三万円に引上げる緑風会案は必要最低限度と認めます。又第三種娯楽施設利用税を普通税として存置することによつて税源を増し、他の減税額に充てる緑風会案に賛成いたします。

第五に、税務行政の簡素合理化が掲げられておりますが、納税者が税の目的を判然と身近に感じ得るよう徴収され、配分されなければ、納税意欲を養ひにくいのでありますから、税務行政の簡素化のみに走つて、市町村に賦課徴収を委任することによつて、国、道府県及び市町村の三者間における責任の帰属を不明確にし、所得配分上の紛糾を来し、延いては住民の納税意欲を鈍らせることのないよう十分に注意すべきであります。なお従前に徴税に手数料と費用を要し、結果の率からぬ小口、零細の大衆課税は漸次廃止すべきものと考えます。

これを要するに、本案は完璧と言いがたく、更に改正の必要を認めますが、今日のところ、本改正案の成立を急ぐ地方自治体の必要に鑑み、その要望の一端に應えるために、緑風会提出の

修正並びにこれを除く衆議院修正、及びこれらを除く部分の本法律案に對し賛成をいたすのであります。(拍手)
○議長(河井彌八君) これにて討論の通告書の発言は全部終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十四票

白色票 百二十八票

青色票 六十六票

よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票氏名) 百二十八名
河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 上林 忠次君

梶見 義男君 柏木 庫治君
奥 むめお君 石黒 忠鶴君
飯島連次郎君 加賀山之雄君
赤木 正雄君 森 八三君
森田 義衛君 村上 義一君
溝口 三郎君 三木與吉郎君
三浦 辰雄君 前田 穰君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
野田 俊作君 中山 福蔵君
常岡 一郎君 土田國太郎君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
杉山 昌作君 高瀬莊太郎君
新谷眞三郎君 白井 勇君
横川 信夫君 深水 六郎君
木村 守江君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川弥平治君 川口爲之助君
井上 清一君 酒井 利雄君
吉田 清次君 劍木 幸弘君
佐藤清一郎君 谷口弥三郎君
森田 豊壽君 長島 銀藏君
宮本 邦彦君 宮田 重文君
長谷山行毅君 大矢半次郎君
田中 啓一君 岡崎 眞一君
石川 榮一君 岡崎 眞一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 松岡 平市君
大谷 豊潤君 國 伊能君
一松 政二君 西郷吉之助君
中川 幸平君 北村 一男君
左藤 義詮君 寺尾 豊君
吉野 信次君 重宗 雄三君
大屋 晋三君 津島 壽一君
大達 茂雄君 青木 一男君
大野木秀次郎君 小龍 彬君
古池 信三君 伊能繁次郎君
榊原 亨君 大谷 賢雄君
高橋 衛君 横山 フク君
西岡 八郎君 重政 廣徳君
小澤久太郎君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 雨森 常夫君

石村 幸作君 青山 正一君
秋山俊一郎君 高橋連太郎君
上原 米吉君 郡 祐一君
山本 正治君 小野 義夫君
川村 松助君 堀 末治君
白波瀬米吉君 池田幸右衛門君
島津 忠彦君 松野 鶴平君
小林 英三君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 井上 知治君
岩沢 忠恭君 市川 房枝君
三浦 義男君 石川 清一君
最上 英子君 武蔵 常介君
寺本 廣作君 井村 徳二君
紅霞 みつ君 八木 幸吉君
有馬 英二君 堀木 鐵三君
笹森 順造君 菊田 七平君
鶴見 祐輔君 一松 定吉君
苦米地義三君 松原 一彦君

反対者(青色票)氏名

豊田 雅孝君 永岡 光治君
三輪 貞治君 湯山 勇君
大和 與一君 内村 清次君
秋山 長造君 阿具根 登君
海野 三朗君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
亀田 得治君 小松 正雄君
永井純一郎君 近藤 信一君
竹中 勝男君 成瀬 暢治君
小酒井義男君 重盛 壽治君
江田 三郎君 小林 孝平君
久保 等君 田畑 金光君
森崎 隆君 高田なほ子君
安部キミ子君 矢嶋 三義君
藤田 進君 岡田 宗司君
田中 一君 戸叶 武君
栗山 良夫君 吉田 法晴君
藤原 道子君 小笠原三男君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
山田 節男君 天田 勝正君
松本治一郎君 三橋八次郎君
千葉 信君 羽生 三七君

荒木正三郎君 三木 治朗君
曾根 益君 山下 義信君
東 隆君 松永 義雄君
松浦 清一君 須藤 五郎君
平林 太一君 八木 秀次君
加藤 ツユ君 加瀬 完君
千田 正君 松澤 兼人君
上條 愛一君 長谷部ひろ君
相馬 助治君 村尾 重雄君
棚橋 小虎君 羽仁 五郎君
大山 郁夫君 堀 眞琴君

○議長(河井彌八君) 日程第六、利息制限法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡下一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

利息制限法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
まづ国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

利息制限法案

利息制限法案

(利息の最高額)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十二号 利息制限法案 高知県山田町の地蔵堂に関する請願外三十七件

元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問はず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額の予定の制限)
第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一條第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一條第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。

3 前法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第九十五条から第九十七条までを次のように改める。

第九十五条乃至第九十七条 削除
4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

〔郡下一君登壇、拍手〕

○郡下一君 只今上程されました利息制限法案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

現行の利息制限法は、明治十年の公布にかかり、その後明治三十一年と大正八年の二回に亘つて改正され、今日に至つては、その改正が、我が国の経済情勢は非常な変遷をいたし、金利の実情も全く一変いたしましたのであります。さうな次第で、本法案は現在の国民経済生活に適合するように利息の限度を改めると共に、これに關する諸規定を改めるため現行の利息制限法を廃止し、新たな利息制限法を制定せんとするものであります。

本法案の要点を申し上げます。利息の最高額を引上げたほか、利息を天引した場合において、天引額のうち受領額を元本として、所定の利率により計算した額をこえる部分は、これを元本の支払に充てたものとみなすこと、及び従来商債権についてはいわゆる遅延利息についての予約が当事者の約定に任されていたのに対して、一定の制限を設けること等であり、慎重に審議委員会におきましては、慎重に審議を重ね、各委員より適切な質疑がなされました。問題となり、主たる事項は、利息の最高額を本法案のごとく定めた基礎、利息を天引した場合の計算方法、罰法手段の問題等であり、これに對し政府側よりそれら、説明がなされたのであります。詳細は速記録に譲ることいたします。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、羽仁議員から「経済界混乱の現状に鑑み、その対策として、根本的基礎に立つ、例へば金融を国営にするなどの解決策を講ずべきであるが、本法案は借主主の立場の保護について低いレベルで考えられておるために、真の保護になつていない。庶民金融の充實を図ることにならざるを得ない。本法案に反対する」旨の討論があり、終つて採決に入りましたが、本法案は、多数を以て可決すべきものと決して次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数を認めます。よつて、本案は可決せられました。

を重ね、各委員より適切な質疑がなされました。問題となり、主たる事項は、利息の最高額を本法案のごとく定めた基礎、利息を天引した場合の計算方法、罰法手段の問題等であり、これに對し政府側よりそれら、説明がなされたのであります。詳細は速記録に譲ることいたします。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、羽仁議員から「経済界混乱の現状に鑑み、その対策として、根本的基礎に立つ、例へば金融を国営にするなどの解決策を講ずべきであるが、本法案は借主主の立場の保護について低いレベルで考えられておるために、真の保護になつていない。庶民金融の充實を図ることにならざるを得ない。本法案に反対する」旨の討論があり、終つて採決に入りましたが、本法案は、多数を以て可決すべきものと決して次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 過半数を認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第七より第四十一までの請願及び日程第四十二より第四十四までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となりました請願三十六件及び陳情三件につきまして、人事委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず公務員の地域給に關する請願三十三件、陳情三件であります。これらはそれらの地域における物価、生計費その他の事情から、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望のもと、合併市町村区域内における級地の均衡を図るための是正の措置を講ぜられたいとの要望であり、地域給の制度については、人事委員会におきまして合理的解決を図るため努力いたして、この次第であり、委員会においては、これらの趣意は、いずれもおおむね妥当なものであり、政府をして十分に調査研究の上、所要の処置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に寒冷地石炭手当に關する請願一件、石炭手当の免稅措置に關する請願一件であります。寒冷地石炭手当に關する請願については、国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律等について改正を加へ、その必要並びに支給率を増加すると共に、新炭手当を制度化し、これらに關する報告については完全に実施するよう明文化する措置を講ぜられたいとの要望であります。又、石炭手当の免稅措置に關する請願については、手当支給の本旨に鑑み、多額の税を徴収す

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となりました請願三十六件及び陳情三件につきまして、人事委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず公務員の地域給に關する請願三十三件、陳情三件であります。これらはそれらの地域における物価、生計費その他の事情から、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望のもと、合併市町村区域内における級地の均衡を図るための是正の措置を講ぜられたいとの要望であり、地域給の制度については、人事委員会におきまして合理的解決を図るため努力いたして、この次第であり、委員会においては、これらの趣意は、いずれもおおむね妥当なものであり、政府をして十分に調査研究の上、所要の処置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に寒冷地石炭手当に關する請願一件、石炭手当の免稅措置に關する請願一件であります。寒冷地石炭手当に關する請願については、国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律等について改正を加へ、その必要並びに支給率を増加すると共に、新炭手当を制度化し、これらに關する報告については完全に実施するよう明文化する措置を講ぜられたいとの要望であります。又、石炭手当の免稅措置に關する請願については、手当支給の本旨に鑑み、多額の税を徴収す

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となりました請願三十六件及び陳情三件につきまして、人事委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず公務員の地域給に關する請願三十三件、陳情三件であります。これらはそれらの地域における物価、生計費その他の事情から、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望のもと、合併市町村区域内における級地の均衡を図るための是正の措置を講ぜられたいとの要望であり、地域給の制度については、人事委員会におきまして合理的解決を図るため努力いたして、この次第であり、委員会においては、これらの趣意は、いずれもおおむね妥当なものであり、政府をして十分に調査研究の上、所要の処置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

昭和二十九年五月六日 参議院會議録第四十一号 高知県山田町の地域給に関する請願外三十七件

ることは不適当であるから、所得税の課税基準より除くよう特別法の制定措置を講ぜられたいとの要望であります。

次に国立病院等の職員の特別手当に関する請願一件であります。国立病院並びに国立療養所に勤務する職員のうち、特に危険な業務、健康度の多い業務並びに労苦を伴う業務に従事する職員に、これらの業務に当る職員の実情を考慮して、速かに特別業務手当を制度化して、支給の実現を図られたいとの要望であります。

人事委員会といしましては、これらの願意は、いずれもおおむね妥当なるものと認め、これら請願、陳情を採択して、議院の会議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

なおこの件名、地域等につきましては、は、五月四日付公報第三号によつて御了承願いたいと存じます。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会

○本日の会議に付した事件

一、汚職についての吉田首相の政治責任に関する緊急質問
一、日経第一 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
一、日経第二 建設機械抵当法案
一、日経第三 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
一、日経第四 建設省関係法令の整理に関する法律案
一、日経第五 地方税法の一部を改正する法律案
一、日経第六 利息制限法案
一、日経第七乃至第四十一の請願
一、日経第四十二乃至第四十四の陳情

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員
河野 謙三君 佐藤 尚武君
高良 とみ君 小林 武治君
小林 政夫君 岸 良一君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
上林 忠次君 楠見 義男君
柏木 庫治君 奥 忠篤君
井野 碩哉君 石黒 忠雄君
飯島連次郎君 加賀山之雄君
赤木 正雄君 山川 良一君
森 入三三君 森田 義衛君
村上 義一君 溝口 三郎君
三木與吉郎君 三浦 辰雄君
前田 彌君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 福蔵君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 土田国太郎君
田村 文吉君 龍 哲三君

竹下 豊次君 高橋 道男君
杉山 昌作君 高瀬莊太郎君
新谷實三郎君 白井 勇君
横川 信夫君 深水 六郎君
木村 守江君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川弥平治君 石井 桂君
井上 清一君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 柳本 幸弘君
森田 豊壽君 谷口弥三郎君
宮本 邦彦君 長島 銀藏君
長谷山行敏君 富田 重文君
滝井治三郎君 田中 啓一君
大矢半次郎君 石川 榮一君
岡崎 眞一君 愛知 揆一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 西岡 平市君
大谷 盛潤君 西郷吉之助君
一松 政二君 北村 一男君
中川 幸平君 寺尾 豊君
左藤 義詮君 山縣 勝見君
中川 以良君 大屋 晋三君
吉野 信次君 大達 茂雄君
津島 壽一君 大野木秀次郎君
青木 一男君 古池 信三君
小瀧 彬君 榎原 亨君
伊能繁次郎君 宮澤 喜一君
大谷 實雄君 横山 フク君
高橋 衛君 西岡 ハル君
西岡 久太郎君 木内 廣雄君
藤野 繁雄君 小澤久太郎君
石村 幸作君 藤本 常夫君
秋山俊一郎君 青山 正一君
永岡 光治君 高橋進太郎君
郡 祐一君 上原 正吉君
小野 義夫君 山本 米治君
平井 太郎君 三輪 貞治君
堀 末治君 川村 松助君
池田幸右衛門君 白波彌米吉君
島津 忠彦君

湯山 勇君 大和 與一君
松野 鶴平君 小林 英三君
草薙 隆圓君 泉山 三六君
黒川 武雄君 石坂 豊一君
井上 知治君 岩沢 忠恭君
木下 源吉君 内村 清次君
秋山 長造君 阿具根 登君
海野 三朗君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
龜田 得治君 小松 正雄君
永井純一郎君 近藤 信一君
竹中 勝男君 清澤 俊英君
成瀬 勝治君 小酒井義男君
佐多 忠隆君 重盛 壽治君
江田 三郎君 小林 孝平君
久保 等君 堂森 芳夫君
田畑 金光君 森崎 隆君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 藤田 進君
岡田 宗司君 栗山 良夫君
戸叶 武君 藤原 道子君
吉田 法清君 菊川 孝夫君
小笠原三三男君 山田 節男君
若木 勝藏君 松本治一郎君
天田 勝正君 千葉 信君
三橋八次郎君 野澤 勝君
羽生 三三君 三木 治朗君
荒木正三郎君 山下 義信君
曾根 益君 東 隆君
市川 房枝君 三浦 義男君
野本 品吉君 石川 清一君
松永 義雄君 鈴木 強平君
最上 英子君 鈴木 雅平君
松浦 清一君 深川タメエ君
武藤 常介君 寺本 廣作君
須藤 五郎君 平林 太二君
八木 秀次君 加藤シヅエ君
井村 徳二君 紅露 みつ君
八木 幸吉君 鈴木 一君
加瀬 亮君 千田 正君
松澤 兼人君 上條 愛一君
有馬 英三君 堀本 雄三君

政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
自治庁長官 奥野 誠亮君
房務局長 三浦貢之助君
法務次官 植木庚子郎君
大蔵政務次官 南 好雄君
建設政務次官

内閣総理大臣 吉田 茂君
法務大臣 加藤録五郎君
郵政大臣 塚田十一郎君
国務大臣 安藤 正純君
国務大臣 緒方 竹虎君
政府委員
松森 順造君 菊田 七平君
長谷部ひろ君 木村福八郎君
相馬 助治君 村尾 重雄君
細橋 小虎君 鶴見 祐輔君
一松 定吉君 苦米地義三君
松原 一彦君 羽仁 五郎君
大山 郁夫君 堀 眞琴君